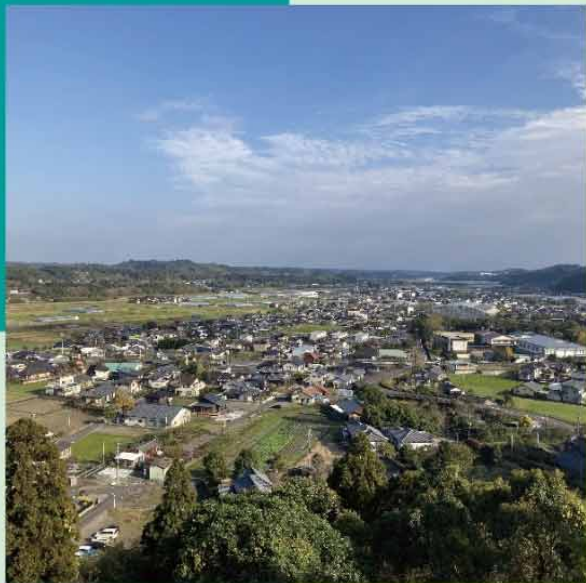
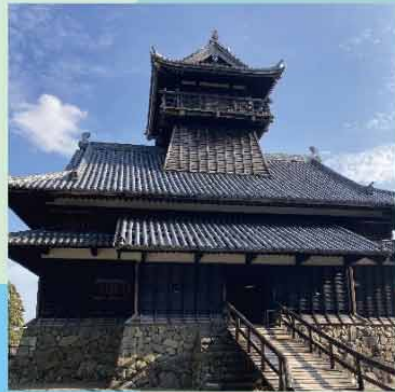


# 綾 町

## 立地適正化計画



令和5年6月

綾 町



# 綾町立地適正化計画

## 《目次》

<b>序章 計画の基本的事項</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 . . . . .	1
2 計画の期間 . . . . .	2
3 計画の対象区域 . . . . .	2
4 計画の位置付けと役割 . . . . .	3
5 上位計画及び主な関連計画 . . . . .	4
<b>第1章 本町の現況と課題</b> . . . . .	<b>12</b>
1-1 都市の現況 . . . . .	12
1-2 住民意向の把握 . . . . .	35
1-3 主要課題の整理 . . . . .	37
<b>第2章 立地適正化に関する基本方針</b> . . . . .	<b>45</b>
2-1 綾町立地適正化計画の方針 . . . . .	45
2-2 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針 . . . . .	47
<b>第3章 都市機能誘導区域</b> . . . . .	<b>52</b>
3-1 都市機能誘導区域設定の考え方 . . . . .	52
3-2 都市機能誘導区域の設定 . . . . .	54
<b>第4章 居住誘導区域</b> . . . . .	<b>60</b>
4-1 居住誘導区域設定の考え方 . . . . .	60
4-2 居住誘導区域の設定 . . . . .	65
<b>第5章 誘導施設</b> . . . . .	<b>66</b>
5-1 誘導施設設定の考え方 . . . . .	66
5-2 誘導施設の設定 . . . . .	71
<b>第6章 誘導施策</b> . . . . .	<b>72</b>
6-1 誘導施策の考え方 . . . . .	72
6-2 誘導施策の方向 . . . . .	74
6-3 届出制度について . . . . .	82
<b>第7章 安全に対する取組（防災指針）</b> . . . . .	<b>84</b>
7-1 基本的考え方 . . . . .	84
7-2 居住誘導区域における災害リスク分析と防災・減災に向けた課題の抽出 . . . . .	86
7-3 防災・減災まちづくりの取組方針 . . . . .	100
7-4 防災・減災まちづくりによる取組内容 . . . . .	103
<b>第8章 計画の進捗評価</b> . . . . .	<b>104</b>
8-1 評価指標及び目標値の設定 . . . . .	104
8-2 計画の進捗評価 . . . . .	106



# 序章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

本町では、平成 12（2000）年に綾町都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの基本方針として活用するとともに、この内容に基づき、都市計画区域及びその周辺の土地利用の基本方針や都市施設・市街地整備の基本方針を設定し、各種の取組を進めてきました。

その後、策定から 20 年が経過する中で、人口減少や少子高齢化の社会的課題への対応、また関連する諸法令、各種計画の策定・改定など本町を取り巻く社会情勢が変化してきたことから、平成 30（2018）年に「綾町都市計画マスタープラン（改訂版）」を策定しました。

本町においても、人口減少・少子高齢化の傾向は続くと思定されており、より効率的・効果的なまちづくりを進めなければ、今まで身近に利用できた医療・福祉・商業等の生活サービス機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が低下し、豊かな暮らしが損なわれていくことが懸念されます。

このため、都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」が制度化されたことに伴い、「綾町都市計画マスタープラン（改訂版）」の将来像の実現に向け、持続可能な都市経営を可能とする居住機能や都市機能の適正な立地と誘導を図るとともに、公共交通等の様々な施策との連携「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりによる包括的なマスタープランとなる「綾町立地適正化計画」を策定するものです。

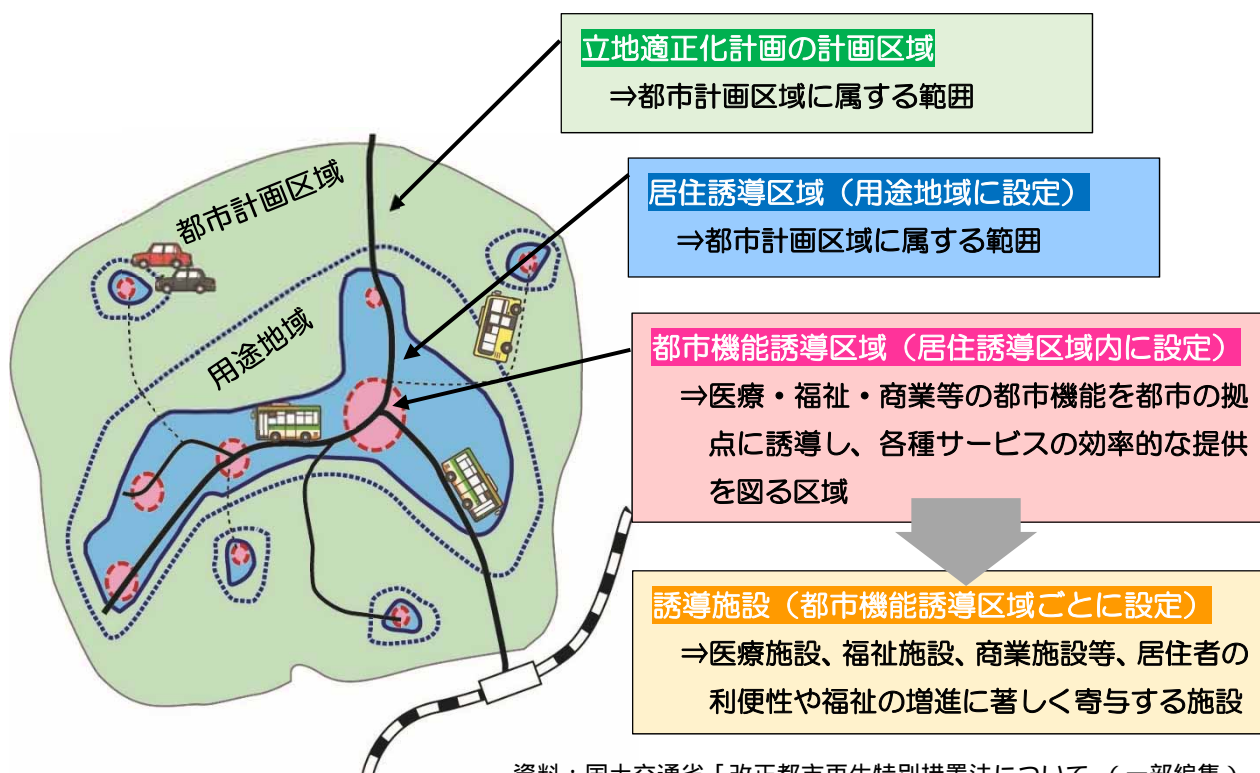


図 立地適正化計画の概念図

## 2 計画の期間

立地適正化計画の目標年次は、おおむね 20 年後の令和 22（2040）年とします。

また、おおむね5～10 年ごとに各評価指標により効果の検証を行うことを基本とし、総合長期計画や都市計画マスタープラン、関連計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間:令和5年～令和22年(2023年～2040年)

## 3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、「都市計画区域(842ha)」と同じ区域とします。

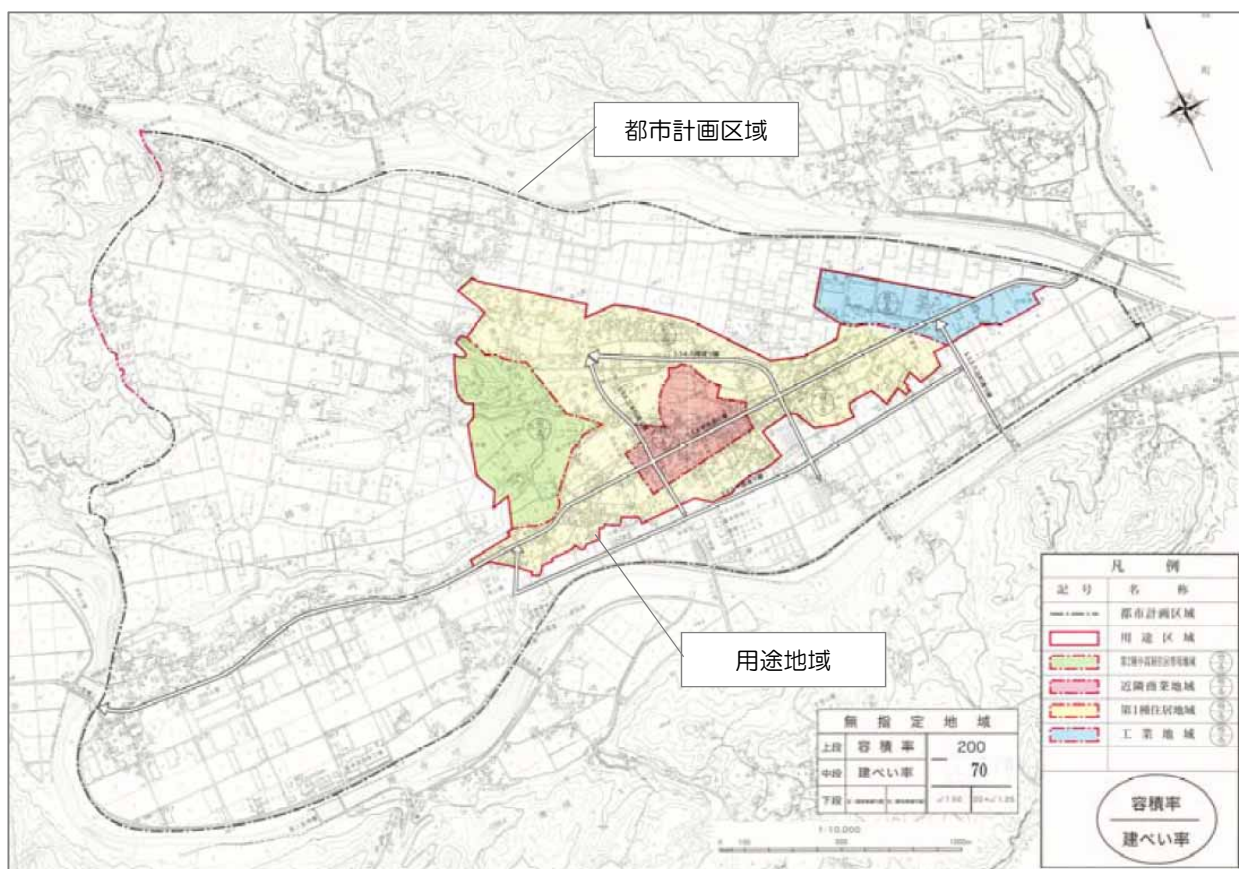


図 計画対象区域

## 4 計画の位置付けと役割

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちの実現にあたっては、都市計画分野だけでなく、医療・福祉、商業、公共交通など様々な分野との連携が必要不可欠となります。

このため、本計画は、上位計画である「第八次綾町総合長期計画」や宮崎県が定める「中部圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に即しつつ、各分野の関連計画との連携・整合を図り、「綾町都市計画マスタープラン」の理念や考え方を踏まえて策定します。

なお、綾町立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 82 条に基づき、綾町都市計画マスタープランの一部として扱います。

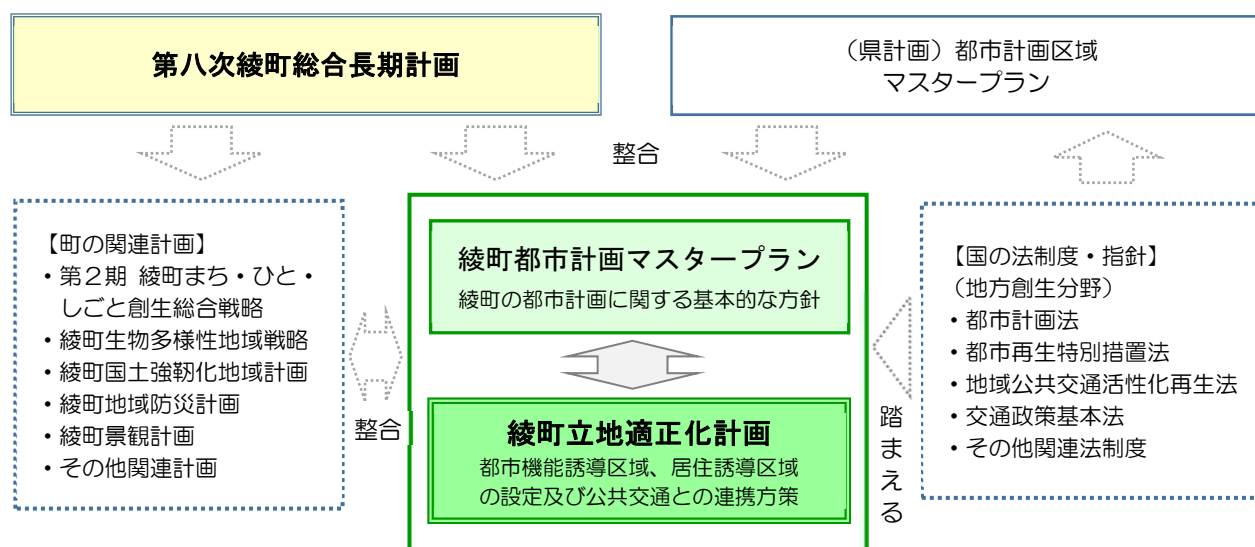


図 綾町立地適正化計画の位置付け

## 5 上位計画及び主な関連計画

### (1) 宮崎県の計画

宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（令和元年6月） ～未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦～（計画期間：令和元年度～令和12年度）	
基本目標	未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦
目指す将来像	<p>『人』：地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会</p> <p>『くらし』：安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会</p> <p>『産業』：生産性を高め、時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安心して働ける社会</p>
長期戦略	<p><b>戦略1 人口問題対応戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てを支援する社会環境の構築</li> <li>○就学・就業環境の整備等による「若者に選ばれる宮崎」づくりと戦略的な移住・定住の促進</li> <li>○生活に必要なサービスが持続的に提供される体制の構築</li> <li>○中山間地域の維持・活性化</li> <li>○本県の未来を担う子どもたちの育成</li> <li>○産学金労官の連携による産業人財や地域人財の育成促進</li> </ul> <p><b>戦略2 産業成長・経済活性化戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成長産業の育成加速化・新たな産業づくり</li> <li>○農林水産業の成長産業化や加工食品等を中心とした輸出の促進</li> <li>○企業成長の促進や地域経済の循環促進</li> <li>○本県の地域資源を生かした新技術・新事業の創出、中小企業等の振興</li> <li>○地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進、低炭素社会の実現</li> <li>○交通・物流ネットワークの整備や効率化等の推進</li> </ul> <p><b>戦略3 観光・スポーツ・文化振興戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○魅力ある観光地づくりや受入体制の整備・充実による誘客強化</li> <li>○「スポーツランドみやざき」の魅力向上や県民の生涯スポーツ振興</li> <li>○文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進</li> </ul> <p><b>戦略4 生涯健康・活躍社会戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・医療サービスの充実や健康寿命の延伸</li> <li>○地域包括ケアシステムの更なる推進</li> <li>○貧困や孤立などの困難を抱える人を支える社会づくり</li> <li>○性別や年齢、障がいの有無や国籍等にかかわらず、一人ひとりが活躍できる社会づくり</li> <li>○差別や偏見がなく多様性を受け入れ、自分らしく安心して生活できる社会づくり</li> </ul> <p><b>戦略5 危機管理強化戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ソフト・ハード両面からの防災・減災対策や受援体制の構築</li> <li>○災害弱者に対する平常時の備えや災害時の避難確保</li> <li>○緊急輸送や救急医療の観点によるインフラ整備と、公共インフラの適正な維持管理</li> <li>○公共施設の耐震化等を通じた災害に強いまちづくり</li> <li>○甚大な健康被害が引き起こされる感染症対策の強化</li> <li>○家畜伝染病を発生させないための防疫体制強化</li> </ul>



中部圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

（平成 30 年 9 月）

〔宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域、綾都市計画区域〕（計画期間：概ね 20 年後）

<p>県のめざす 都市づくり</p>	<p>豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、 県土の発展につなげていくことを目指します。</p>																																	
<p>都市づくりの 基本方向</p>	<p>基本方向1 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する 県央の広域都市圏の形成 基本方向2 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成 基本方向3 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用 ・綾ユネスコエコパークの照葉樹林や日南海岸等の豊かな自然、歴史的資源、圏域に 広がる田園環境を、水源かん養や自然環境等の保全の視点から、圏域一体となって 保全することを目指す。 ・また、これらの自然、歴史、田園環境を住民のレクリエーション・憩いの場、交流 人口拡大の場として適正に活用することを目指す。</p>																																	
<p>地域毎の 市街地像</p>	<p>◆地域生活の拠点となる市街地【綾町 役場周辺】 ・地域生活の拠点となる市街地は、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りなが ら、周辺の市街地と相互に機能を連携・補完する。 ・基幹産業である農林漁業、観光及び商工業が連携した、安全・安心・快適で、うる おいと活気あふれる地域の特性を生かした市街地の形成を目指す。</p> <p>◆工業拠点【綾町 入野地区（工業団地）】 ・公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、高規格幹線道路や、港湾、 空港などを生かした工業地としての土地利用の増進と環境整備を目指す。</p> <p>◆観光拠点【綾ユネスコエコパーク】 ・高規格幹線道路や空港、鉄道及び港湾などの広域交通ネットワークの結節点や道の 駅、既存観光施設については、県内外及び外国からの誘客などに備え、歴史や自然 等の地域資源を生かした多様性のある観光拠点としての土地利用や保全の増進、住 民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正な活用を目指す。 ・圏域内の観光拠点が周遊できるよう、交通ネットワークの整備と宿泊機能の連携・ 補完を行う。</p> <p>【中部圏域構想図（綾町抜粋）】</p>  <table border="1" data-bbox="909 1411 1165 1635"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>---</td> <td>都市計画区域界</td> <td>—</td> <td>鉄道</td> </tr> <tr> <td>---</td> <td>行政区域界</td> <td>—</td> <td>主要河川</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>県庁・市役所・役場等</td> <td>○</td> <td>圏域の拠点となる市街地</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>市街化区域・用途地域</td> <td>○</td> <td>地域生活の拠点となる市街地</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>高規格道路（広域連携軸）</td> <td>—</td> <td>広域連携軸</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>国道</td> <td>—</td> <td>地域連携軸</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>主要地方道</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		凡 例		凡 例		---	都市計画区域界	—	鉄道	---	行政区域界	—	主要河川	●	県庁・市役所・役場等	○	圏域の拠点となる市街地	■	市街化区域・用途地域	○	地域生活の拠点となる市街地	—	高規格道路（広域連携軸）	—	広域連携軸	—	国道	—	地域連携軸	—	主要地方道		
凡 例		凡 例																																
---	都市計画区域界	—	鉄道																															
---	行政区域界	—	主要河川																															
●	県庁・市役所・役場等	○	圏域の拠点となる市街地																															
■	市街化区域・用途地域	○	地域生活の拠点となる市街地																															
—	高規格道路（広域連携軸）	—	広域連携軸																															
—	国道	—	地域連携軸																															
—	主要地方道																																	
<p>土地利用に 関する方針</p>	<p>・「人のまとまり」を形成する核となる市街地に都市機能を集約し、これらの市街地間 で機能を補完しながら、核を中心として一定の人口密度を有する活力ある地域を形 成するとともに、様々な災害に強い安全な都市の構築、産業・観光の拠点の構築、 既存集落の維持に向けて、効果的・効率的な土地利用の誘導を図ります。</p>																																	
<p>交通体系の 整備の方針</p>	<p>○広域交通体系の整備 ○域内交通体系の整備促進と再編  ○防災に配慮した交通環境の整備</p>	<p>・地域高規格道路や国県道の整備推進 ・都市連携軸に位置付けられた道路の整備推進 ・快適な歩行空間の確保などゆとりある道路空 間の整備 ・長期未着手の都市計画道路の見直し ・緊急輸送道路や避難経路等となる道路整備推 進</p>																																

(2) 綾町の計画

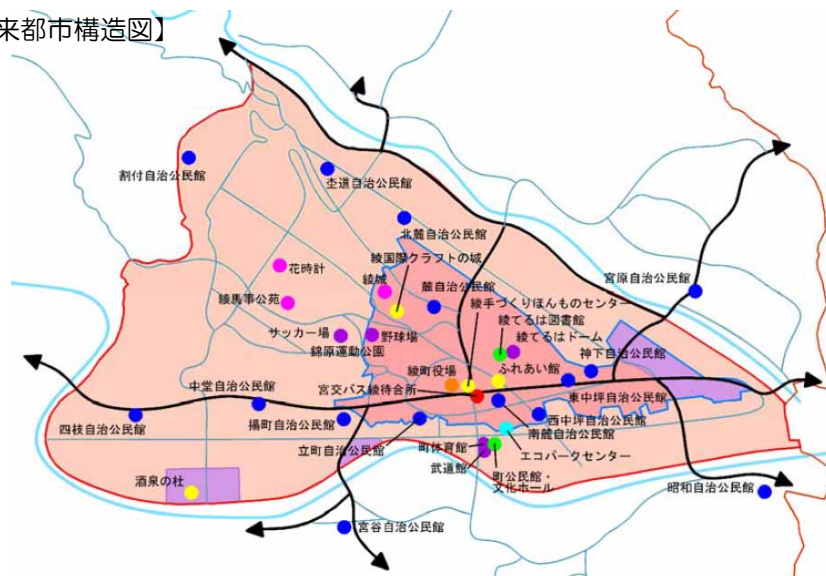
第八次綾町総合長期計画（令和3年3月）		
（計画期間：令和3年度～令和7年度）		
綾町憲章	豊かな自然と伝統を活かしみんなの英知と協力で未来にひろく町をめざすために	
まちづくりの基本理念	照葉樹林都市・綾を基調とし、自然と調和した豊かで活力に満ちた教育文化都市	
めざすべきまちの姿	<b>自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾</b> — あらゆる <sup>いのち</sup> 生命がかがやくまち みんなで創る 日本のふるさと 綾 —	
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で安心して暮らせるまちづくり（生活基盤分野）</li> <li>●力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり（産業振興分野）</li> <li>●健康でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉分野）</li> <li>●郷土を担う人づくり（子育て・教育・文化分野）</li> <li>●共に支えあい自立するまちづくり（コミュニティ・行財政分）</li> <li>●快適で美しいまちづくり（自然・生活環境保全分野）</li> </ul>	
施策の大綱  (まちづくり関連)	<b>1. 安全で安心して暮らせるまちづくり（生活基盤分野）</b>	
	(1)防災・消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の安全確保に向けた危機管理の強化</li> </ul>
	(2)道路・交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路ネットワークの構築</li> <li>・歩行者の安全性や快適性の向上</li> <li>・利用者ニーズに応じた公共交通網の構築</li> </ul>
	(3)住宅・市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地を車中心から人中心の空間へ転換</li> <li>・自然を体感できる市街地づくり</li> <li>・自然災害に対応する市街地防災機能の強化</li> </ul>
	(4)交通安全・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全・防犯に関する啓発・見守り</li> <li>・交通安全・防犯に関する組織の育成</li> </ul>
	<b>2. 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり（産業振興分野）</b>	
	(1)農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営安定と生産性・収益性の向上</li> <li>・農地・森林・河川の持つ多面的機能の維持</li> </ul>
	(2)商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業活動の活性化と中小企業の基盤強化</li> <li>・歩いて楽しめる市街地環境の整備</li> <li>・手づくり工芸の振興と自然共生企業の誘致</li> </ul>
	(3)観光・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存観光施設の充実と新たな資源の発掘</li> <li>・ニーズに即した滞在型産業観光の育成</li> </ul>
	(4)産業・雇用・定住対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな産業の育成と町内産品の消費拡大</li> <li>・移住者の増加と環境の整備</li> </ul>
	<b>3. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉分野）</b>	
	(1)保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命の延伸に向けた健康づくり事業推進</li> <li>・十分な医療などが受けられる体制の整備</li> </ul>
	(2)地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と関係団体の協働による課題解決</li> </ul>
	(3)高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の地域活動や見守りの充実</li> </ul>
	(4)障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な福祉サービスの提供と共生社会の取組</li> </ul>
	<b>4. 郷土を担う人づくり（子育て・教育・文化分野）</b>	
	(1)子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化社会と多様化する保育ニーズへの対応</li> <li>・子育て及び生み育てられる環境づくりの推進</li> </ul>
	(2)幼児・学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町ならではの教育システムの確立</li> <li>・家庭教育の充実と健全な青少年育成</li> </ul>
	(3)社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・レクリエーション活動機会の提供</li> <li>・強度としての誇りを育む施策の推進</li> </ul>
	<b>5. 共に支えあい自立するまちづくり（コミュニティ・行財政分野）</b>	
	(1)自治公民館活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支えあい助け合う絆社会の構築推進</li> </ul>
	<b>6. 快適で美しいまちづくり（自然・生活環境保全分野）</b>	
	(1)綾ユネスコエコパークを活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾ユネスコエコパーク管理運営計画の計画的実践</li> </ul>
	(2)循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ごみの4R等の啓発と循環型社会の形成</li> </ul>
	(3)上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害に強い施設整備の計画的な推進</li> </ul>
	(4)公園・緑地・水辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憩いと交流の場としての保全・整備</li> <li>・豊かな自然環境の保護・復元と利活用</li> </ul>
	(5)景観の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照葉樹林帯と調和した自然や田園、まちなみの景観保全</li> <li>・民家など歴史的景観の保全</li> </ul>

綾町都市計画マスタープラン（平成 30 年 6 月）

（計画期間：2018 年度～2037 年度）

<p>基本課題 と方向性</p>	<p>方向性 1：まちなかにおける環境・景観施策の総合的推進 ⇒自然と共に生きる 方向性 2：「コンパクト+ネットワーク」の形成（綾の顔づくりと地域づくり） ⇒自然と共に生きる+人と共に生きる 方向性 3：親子 3 世代・次の世代が楽しく暮らせるまちづくり ⇒人と共に生きる</p>
<p>まちづくり の基本目標</p>	<p style="text-align: center;"><b>自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾</b> - まちなかにおける環境・景観施策の総合的推進と持続可能なまちづくり -</p>
<p>分野別方針 ・施策</p>	<p>豊かな暮らしの維持・実現と生きものとの調和・自然との共生</p> <p>①土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全と調和した持続可能な経済と社会の発展</li> <li>・綾の核心地域・緩衝地域と移行地域を結び、豊かな河川環境地域の形成</li> </ul> <p>②都市施設整備（交通施設・公園緑地・上下水道）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾の地域、他市町を結ぶ道路ネットワークの構築・強化</li> <li>・綾の暮らしを支える都市基盤整備と維持管理</li> <li>・様々な町民の生活を支える公共交通の充実</li> <li>・綾の自然を感じる緑の創出と維持管理</li> <li>・自然と共に生き、人と共に生きるまちづくりに資する公共公益施設の改修・活用等</li> </ul> <p>③市街地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユネスコエコパークを活かした綾の『顔』づくり</li> <li>・健康で安心して豊かに暮らせるまちづくり</li> <li>・自立する自治体経営を踏まえた市街地整備</li> </ul> <p>④自然環境保全および都市環境・都市景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全と調和した持続可能な経済と社会の基盤づくり</li> <li>・自然の恵み、人との交流、活力のある景観の保全・創造</li> <li>・美しい綾づくりの推進</li> </ul> <p>⑤災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と町民との協働による災害に強いまちづくりの構築</li> </ul> <p>集落の維持活性化と広域連携</p> <p>⑥コンパクト+ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『綾方式のまちづくり』の維持・推進</li> <li>・広域連携による交流人口の増加を目指した取り組み</li> </ul>

【将来都市構造図】



凡 例	
	自然生態系農業の耕作ゾーン
	豊かな住環境ゾーン
	自然と共生した工業ゾーン
	豊かな河川環境ゾーン
	エコパーク拠点
	交通拠点
	スポーツ・運動交流拠点
	産業交流拠点
	文化交流拠点
	観光・シンボル拠点
	自治公民館活動拠点
	行政拠点
	広域連携軸
	地域連携軸
	都市計画区域界
	用途地域界

**第2期 綾町 まち・ひと・しごと 創生 総合戦略（令和3年3月改訂）**  
 （計画期間：令和2年度～令和6年度）

基本目標実現に向けた視点	(1)「関係人口」の創出・拡大 (2)「Society5.0」の実現に向けた技術の活用 (3)多様な人材の活躍推進 (4)「SDGs（持続可能な開発目標）」との一体的な推進	
基本目標と施行	<b>基本目標Ⅰ 良好な生活機能を確保する</b>	
	①ワーク・ライフ・バランスの適正化 「子育て支援の充実」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚サポートや出産ケアの充実</li> <li>・乳幼児の健康の保持と増進</li> <li>・多様な教育・保育サービスの提供</li> <li>・学校教育・放課後児童対策の充実</li> <li>・子育て相談機能と支援の充実</li> </ul>
	②2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育・食生活の充実</li> <li>・地域医療サービスの確保</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築</li> <li>・高齢者の生きがいの場の創出</li> <li>・障がい者の自立と社会参加の促進</li> </ul>
	③生活の質の向上と移住の促進を図る 「居住環境の充実」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストックの有効活用</li> <li>・スマートシティ（エコなまちづくりの取組の推進）</li> <li>・防災対策の推進</li> <li>・環境保全の推進</li> <li>・地域コミュニティの活性化</li> <li>・移住・定住対策の推進</li> </ul>
	<b>基本目標Ⅱ 良好な就業環境を確保する</b>	
	④地域・企業ニーズに合った「人財の育成」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと・キャリア教育の充実</li> <li>・地域や企業ニーズに対応した人財の育成等</li> <li>・新規就農者・農業法人の育成</li> <li>・地元企業への就職を促す仕組みの構築</li> </ul>
	⑤若い世代の定着や生産性の向上を図る 「雇用の場の創出」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業の生産基盤の確立</li> <li>・企業立地と設備投資の促進</li> <li>・創業や事業承継等の促進</li> <li>・新商品・新技術等の開発</li> <li>・中心市街地のにぎわいの創出</li> <li>・雇用形態の多様化・労働力の確保</li> <li>・雇用環境の改善</li> </ul>
	<b>基本目標Ⅲ 魅力ある価値を創出する</b>	
	⑥交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾らしさを活かした取組の推進</li> <li>・スポーツランドみやざきの推進</li> <li>・観光客受入環境の充実</li> <li>・自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓</li> <li>・ユネスコエコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進</li> <li>・中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり</li> </ul>
	<b>基本目標Ⅳ 地域特性に合った社会基盤を確保する</b>	
⑦「広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の集約化</li> <li>・広域公共交通網の構築</li> <li>・物流体制の整備</li> </ul>	

綾町生物多様性地域戦略（平成 27 年 3 月）

（実施期間：2015 年～2061 年）

目標像	「人と自然をいのちの輪でつなぐ」
<p>行動目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 照葉樹林を保護・復元し、つながりを高めます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾プロと綾ユネスコエコパークの取り組みを連携して進め、照葉樹林の保護・復元と、生物多様性に配慮した持続的林业経営などの取り組みをおこないます。</li> </ul> </li> <li>2 照葉樹林や里山の自然と人を結びます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の農業などの生業、文化・暮らしと照葉樹林やその他の自然の恵みの関わりを知ってもらうために、地域運動との協働による普及活動や環境教育などの取り組みをおこないます。</li> </ul> </li> <li>3 いのちが循環する営みの恵みを次世代に引き継ぎます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と人の活動が共生し、資源を循環させることによって得られる多くの恵みを、次世代の子どもたちに引き継ぐための取り組みをおこないます。</li> </ul> </li> <li>4 自治公民館活動が結び地域のつながりを高めます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治公民館の活動を、生物多様性の視点から再評価し、その活動が継続されていくような取り組みをおこないます。</li> </ul> </li> <li>5 先人の取り組みを未来につなぐ人を育てます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体験に基づいた言葉で町の良さを伝えられる若者を増やします。観光客に町の取り組みを発信し、支援者を増やす取り組みをおこないます。</li> </ul> </li> <li>6 緑の取り組みを世界につなぎます                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・本戦略を運営する組織体制を確立し、いのちの豊かな綾をめざした取り組みを、町内や国内外へ発信し、支援者を増やす取り組みをおこないます。</li> </ul> </li> </ol>
<p>地域ごとの目標 （長期目標）</p>	<p>参考：綾町生物多様性地域戦略で掲げている 50 年後の未来</p>  <p>A 地域：綾町全域 ・人と自然のネットワークを構築します</p> <p>B 地域：野生が息づく地域（人が住んでいない山間地域） ・綾の照葉樹林プロジェクトと連携した森林の保全と利用をめざします</p> <p>C 地域：多様な自然と共生する地域（麓（野首）・杵道・倉輪・竹野） ・多様な自然を体感する癒しの里をめざします</p> <p>D 地域：里山と共生する地域（上畑・宮谷・古屋・昭和・宮原・二反野・久木野々・尾立） ・いのち豊かな里山管理のモデル地域をめざします</p> <p>E 地域：有機農業の耕作地域（四枝・中堂・揚町・立町・神下・麓・北麓・割付） ・生きものがにぎわう有機農業の里をめざします</p> <p>F 地域：豊かな住環境地域（東中坪・西中坪・南麓） ・「水・緑・くつろぎの空間」快適で美しい町並みをめざします</p> <p>G 地域：自然と共生した工業地域（酒泉の杜・JA 綾町加工場・宮崎化成～宮崎木材市場株・赤江機械工業） ・環境経営に取り組む企業の増加をめざします</p> <p>H 地域：豊かな河川環境地域（綾北川・綾南川・浦之名川） ・いこい・やすらぎ・体験の水辺空間を創出する</p>  <p>8 地域 区分図 （山岳部は図表参照）</p>

注1「綾プロ」：綾の針葉樹林プロジェクトの通称。主な活動：①残された照葉樹の自然林を保護する、②照葉樹の自然林を復元する、③持続可能な森林経営をおこなう、④自然と共生する地域の発展に貢献する。

注2「綾ユネスコエコパーク」：綾北川と綾南川の流域の一部を平成 24（2012）年 7 月に、綾ユネスコエコパークに登録、生物圏保存地域を提起し、核心地域、緩衝地域、移行地域のエリアに区分し、実施に取り組んでいる。

〈核心地域〉：世界的な財産として高い価値を持つ地域。森林生態系保護地域のコアゾーンとして保護。

〈緩衝地域〉：自然に負担のかからない範囲で、環境教育や野外活動、調査研究に利用できる地域。

〈移行地域〉：人と環境と共生しながら持続的な暮らしを営んでいる地域。

綾町景観計画【改訂計画】（平成 27 年 3 月）	
景観計画区域	綾町全体
骨格的な景観形成の目標	自然の魅力と持続可能な人間力で創る心地よい景観のまち・綾 「美しいエコパークタウン綾の創出」
地域別景観形成の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆核心地域（コアゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発を避け、照葉樹林とそこに生息する動植物を最優先に守る</li> </ul> </li> <li>◆緩衝地域（バッファゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来も骨格となる河川景観を大切にす</li> <li>・四季折々の風景を守り、負担がかからない範囲で活用する</li> </ul> </li> <li>◆移行地域（トランジションゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然環境との共存を目指し、景観資源を保全しつつ持続的に活用する</li> <li>・豊かなコミュニティ活動と産業・生活空間において、連携と協働による心地よい景観を創る</li> </ul> </li> </ul>
地区別景観形成方針	<p>【照葉樹の森地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「核心地域」での照葉樹林と生息する動植物など貴重な森林生態系の保護</li> <li>・「綾プロ」に基づく照葉樹林の保護・復元</li> <li>・「緩衝地域」での環境教育・学術研究の場としての活用と四季折々のやまなみ景観の形成</li> <li>・災害防止に寄与する緑地の保全と対策の実施</li> <li>・「移行地域」での標高の低い山地・丘陵地における景観背景としての緑の保全と集落地区における里山景観の形成</li> </ul>
	<p>【田園地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「移行地域」として「綾ブランド」の強化・育成</li> <li>・既存集落での落着きのある田園景観の形成</li> <li>・台地周辺の斜面緑地の保全と照葉樹の植林</li> </ul>
	<p>【まちなか地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空店舗の解消や歩行者空間の改善等による商業活性化の促進</li> <li>・役場周辺のシンボリックな景観の保全</li> <li>・周辺の山々や斜面緑地の眺望の確保に向けた建物高さの規制やまちなみ景観の形成</li> <li>・屋敷林や寺社林、公共施設の緑地の保全</li> <li>・中心部の主要道路の無電柱化</li> </ul>
	<p>【企業立地地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみ景観ややまなみ景観への影響軽減</li> <li>・地区内の緑化と周辺環境との調和</li> </ul>
	<p>【綾城周辺地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾城、護国神社と一体となった斜面緑地や巨木の保全・活用</li> <li>・緑豊かな風格のある交流拠点としての景観形成</li> <li>・綾城の眼下の住宅地の田園集落景観の形成</li> <li>・綾城へのアクセス道路での良好な沿道景観の形成と眺望の確保</li> </ul>
	<p>【杣道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣のある田園集落景観の形成</li> <li>・九州自然歩道やトレッキング指定道路における沿道景観の形成</li> </ul>
	<p>【綾北・綾南川地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河畔道路と一体となった河川景観の形成</li> <li>・親水機能を高め多自然川づくりの趣旨に沿った水辺空間の創出</li> </ul>

綾町国土強靱化地域計画（令和２年７月）		(計画期間：令和２年度～令和６年度)																								
基本目標	いかなる大規模自然災害等が発生しようとも ①町民の生命の保護が最大限図られる ②本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる ④本町の迅速な復旧・復興を可能にする																									
対象とする災害	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害の種類</th> <th>想定する規模等</th> <th>本町の災害特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">南海トラフ地震</td> <td>宮崎県の被害想定に基づく最大規模の地震動</td> <td>町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">台風・梅雨前線豪雨等</td> <td>風水害</td> <td>スーパー台風や集中豪雨が数時間続くことで生じる風水害</td> <td>本庄川、綾北川、弥次川の氾濫等</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害</td> <td>土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険個所の崩壊</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大規模火災</td> <td>木造住宅の密集地にて強風等による大火</td> <td>木造住宅の密集地における大火等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複合災害</td> <td>大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害</td> <td>上記の複合災害</td> </tr> </tbody> </table>			災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性	南海トラフ地震		宮崎県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等	台風・梅雨前線豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨が数時間続くことで生じる風水害	本庄川、綾北川、弥次川の氾濫等	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険個所の崩壊	大規模火災		木造住宅の密集地にて強風等による大火	木造住宅の密集地における大火等	複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害
災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性																							
南海トラフ地震		宮崎県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等																							
台風・梅雨前線豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨が数時間続くことで生じる風水害	本庄川、綾北川、弥次川の氾濫等																							
	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険個所の崩壊																							
大規模火災		木造住宅の密集地にて強風等による大火	木造住宅の密集地における大火等																							
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害																							
事前に備えるべき目標	①大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られること ②大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む） ③大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること ④大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること ⑤大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと ⑥大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること ⑦制御不能な二次災害を発生させないこと ⑧大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること ⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること																									
施策の重点化における目標	<b>南海トラフ地震からの犠牲者の発生“０”をめざす</b> <b>～命を守る～</b>																									
重点化すべき施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リスクシナリオ 1-1               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態</li> </ul> </li> <li>◆リスクシナリオ 1-2               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態</li> </ul> </li> <li>◆リスクシナリオ 1-4               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な土砂災害により、多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態</li> </ul> </li> <li>◆リスクシナリオ 9-1               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態</li> </ul> </li> <li>◆リスクシナリオ 9-2               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態</li> </ul> </li> </ul>																									

# 第1章 本町の現況と課題

## 1-1 都市の現況

### 1 概況

本町は、宮崎県のほぼ中央部、宮崎市から西方約20km、大淀川の支流・本庄川をさかのぼった中山間地域にあり、東部は国富町、南東部は宮崎市、南西部は小林市、北部は西米良村に接しており、町の面積の80%近くを森林が占めています。

九州中央山地に連なる綾北川・綾南川に囲まれた地域は、わが国最大の照葉樹林帯が広がる地域であり、九州中央山地国定公園に指定されているほか、平成24(2014)年7月にはユネスコエコパークに登録されています。

この照葉樹林地帯からは、「日本の名水百選」に選ばれた清らかな水が湧き出しており、古くは江戸時代に鮎奉行が置かれたほどの鮎の名産地でした。

住宅地及び農用地は、綾北川・綾南川に挟まれた町東部の限られた平坦地に集中し、主要地方道宮崎須木線沿道に、行政サービスや商業機能などの都市機能が集積しています。

道路は、町の中心部から放射状に伸びており、主要地方道宮崎須木線、主要地方道都農綾線、一般県道田の平綾線、一般県道高岡綾線などが、主要幹線道路として近隣市町村と連絡し、重要な役割を担っています。



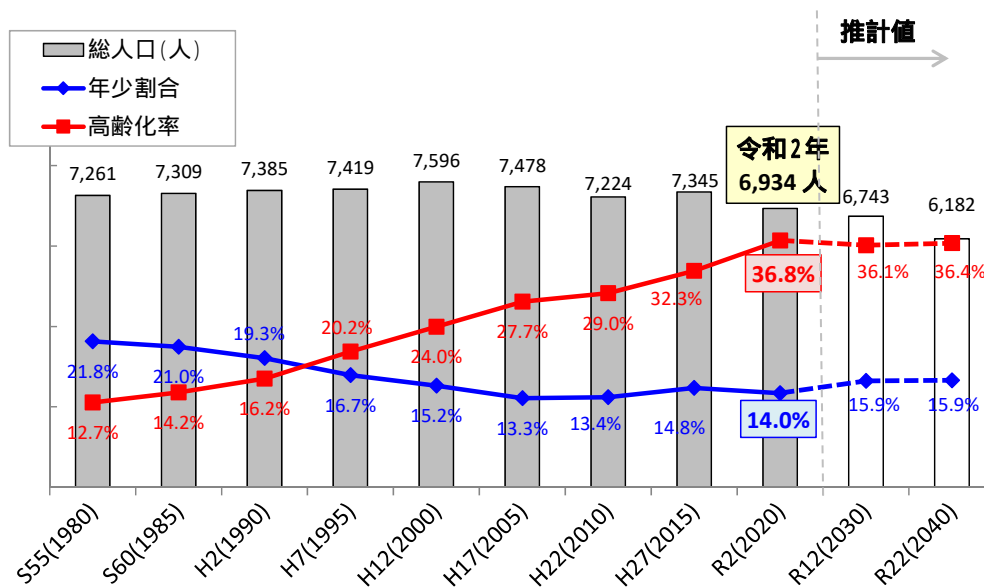
図 綾町の位置



## 2 人口動向

### (1) 総人口推移と将来推計

- 令和2（2020）年国勢調査による人口は、6,934 人となっています。
- 近年、人口は年々減少を続けており、国立社会法人・人口問題研究所による推計では、令和22（2040）年にはおよそ6,182 人と予測しています。
- 65 歳以上の高齢化率は令和2（2020）年現在 36.8%（宮崎県平均 32.2%）となっており、令和22（2040）年には 36.4%となる見通しです。
- 15 歳未満の年少人口は、令和2（2020）年現在 14.0%（宮崎県平均 13.1%）から、令和22（2040）年には 15.9%となる見通しです。



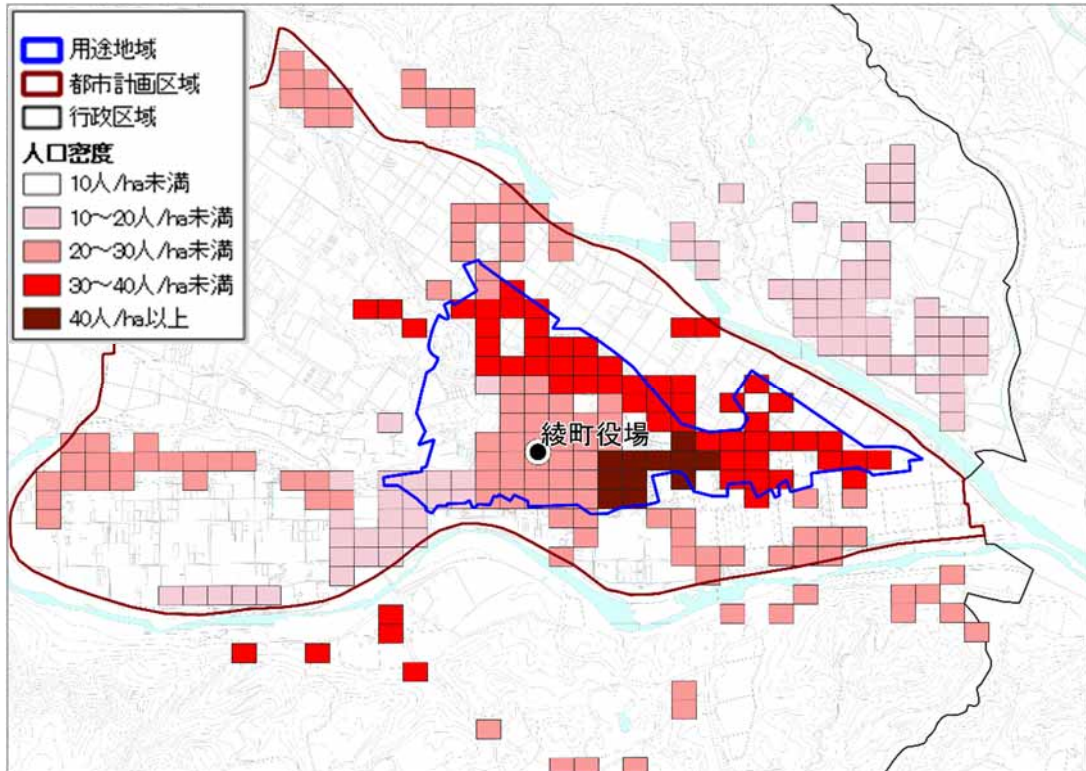
資料：実績値：国勢調査、推計値：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

図 総人口・年齢階層別構成比の推移

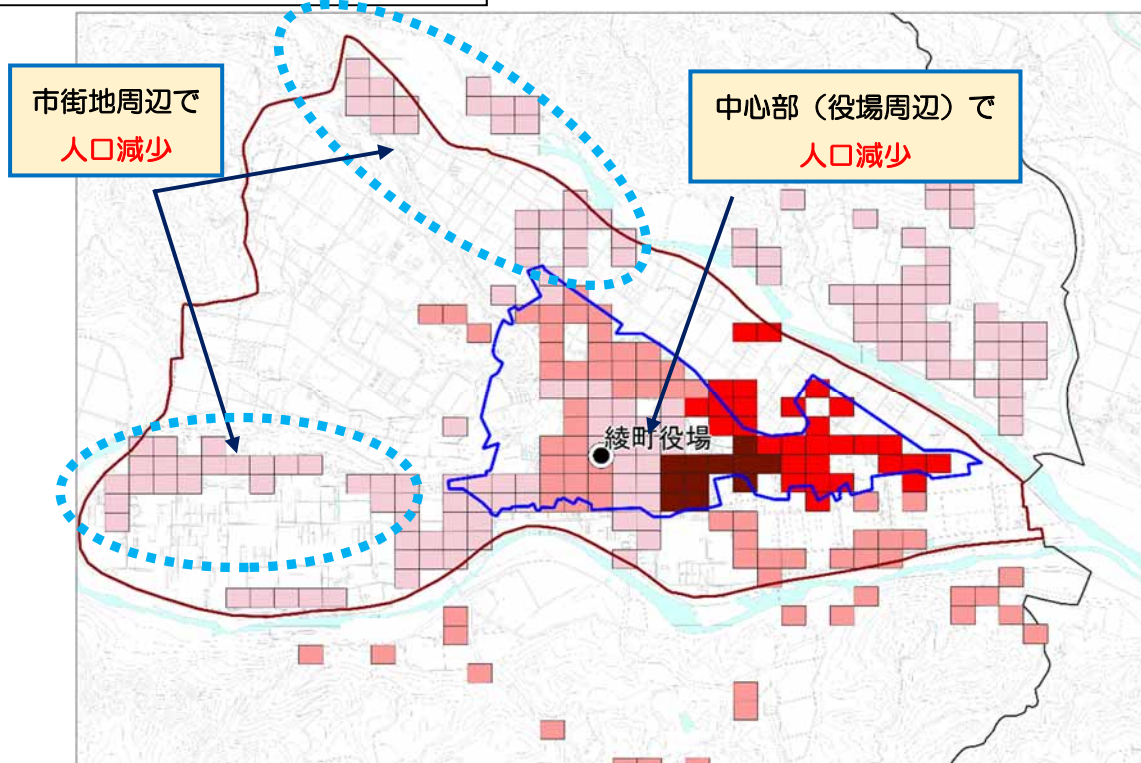
## (2) 人口密度

- 平成 27 (2015) 年の人口密度は、役場の西側に 40 人/ha 以上の分布がみられます。
- 令和 22 (2040) 年の推計では、中心部 (役場周辺) 及び市街地周辺で人口減少が大きくなっています。

◆人口密度平成 27 (2015) 年現在



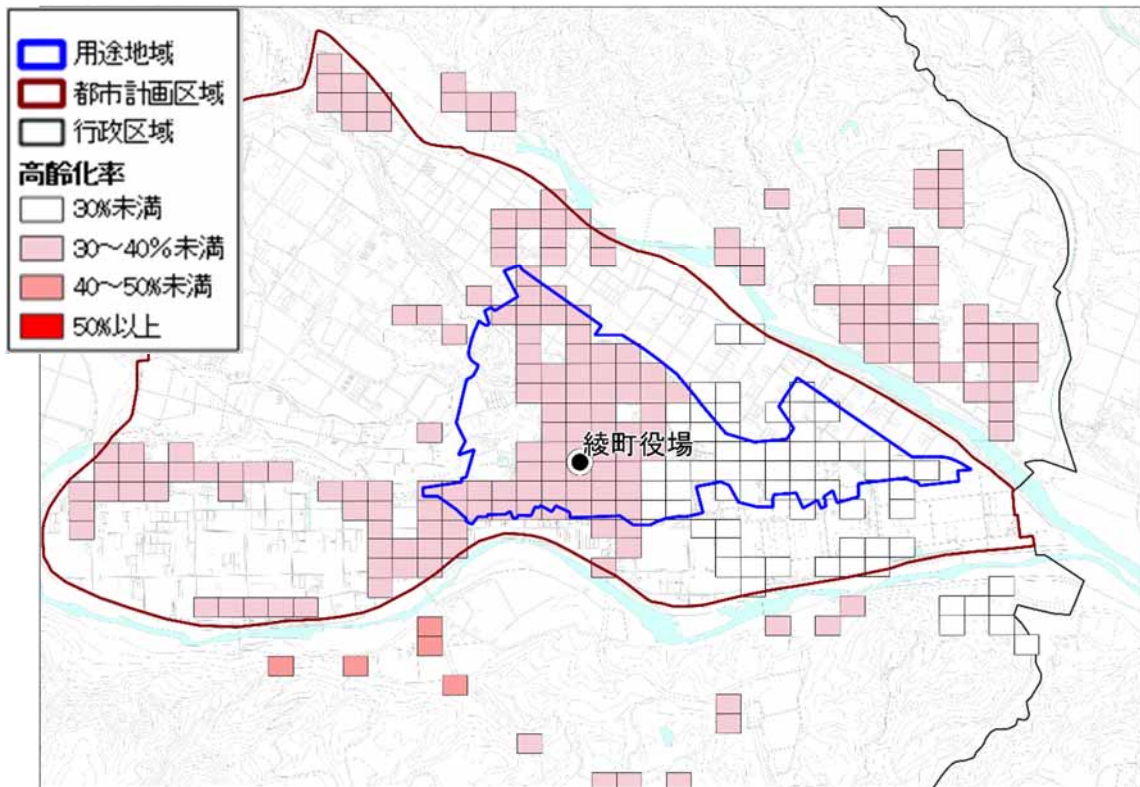
◆人口密度令和 22 (2040) 年推計



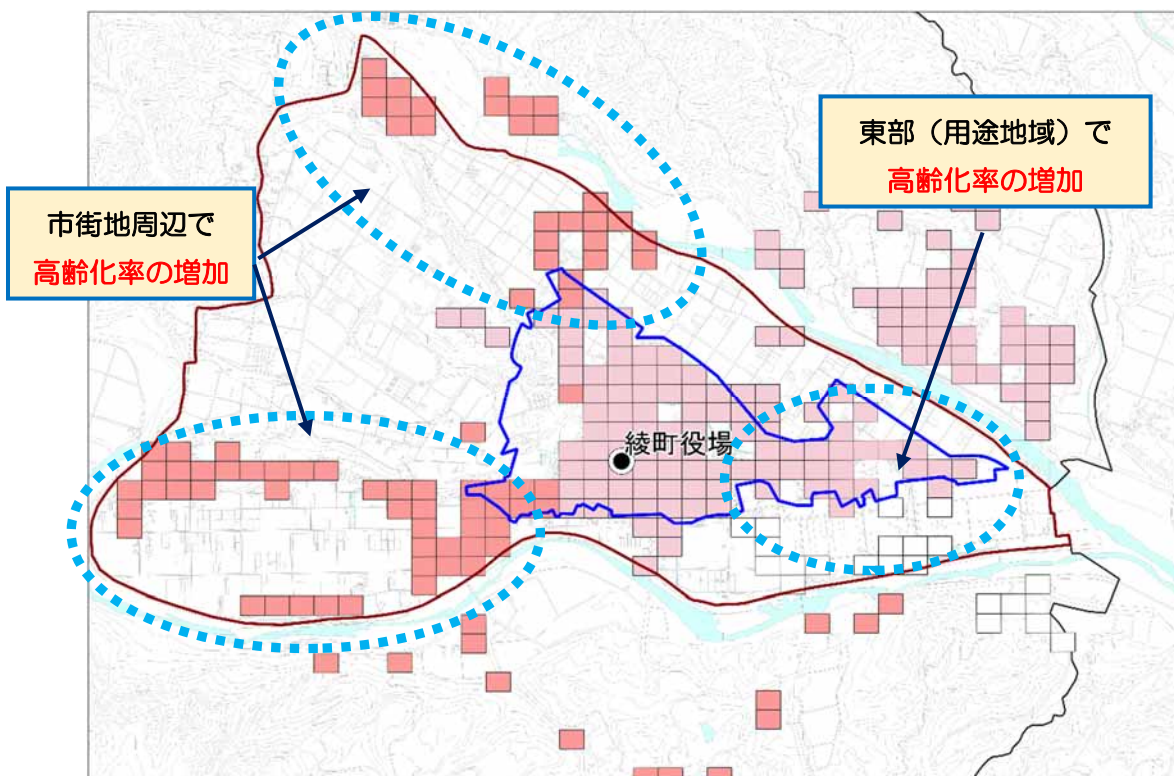
### (3) 高齢化率

- 平成 27 (2015) 年の人口高齢化率は、30%~40%未満の分布が全体的にみられます。
- 令和 22 (2040) 年の推計では、40%~50%未満の分布が増加し、用途地域東部も高齢化が進行すると考えられます。

◆高齢化率平成 27 (2015) 年現在



◆高齢化率令和 22 (2040) 年推計



#### (4) 都市計画区域等の人口

- 平成 27（2015）年の都市計画区域内の人口は 5,254 人であり、総人口に占める割合は 71.5%となっています。都市計画区域内人口は減少しており、総人口に占める割合も減少しています。
- 平成 27（2015）年の用途地域内の人口は 2,979 人であり、総人口に占める割合は 40.6%となっています。

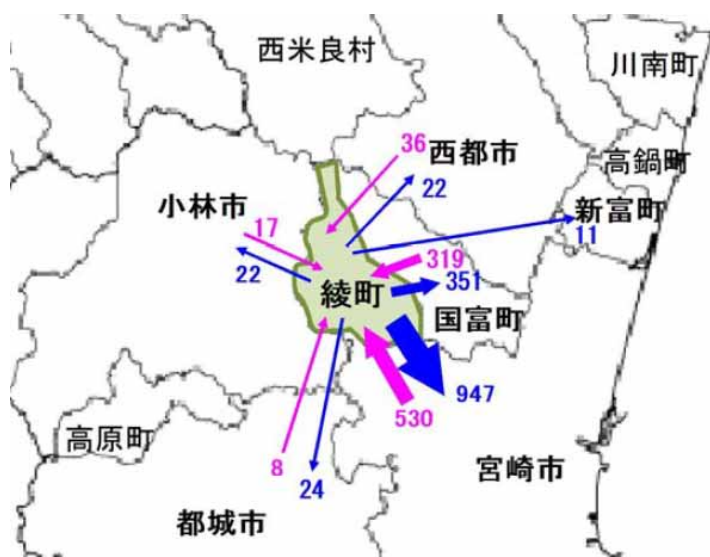
表 都市計画区域の人口推移

	H17 (2005)	H27 (2015)	H17 H27	面積		
	人口(人)		割合	増減率	ha	割合
行政区	7,478	7,345	100.0%	-1.8%	9,519	100.0%
都市計画区域内	5,405	5,254	71.5%	-2.8%	842	8.8%
用途地域内	2,816	2,979	40.6%	5.8%	131	1.4%
都市計画区域外	2,073	2,060	28.0%	-0.6%	8,677	91.2%

資料：宮崎県都市計画基礎調査解析報告書（平成 30 年 3 月）

#### (5) 人口流動（通勤）

- 平成 27（2015）年現在、本町全体では、流出 1,421 人、流入 930 人となっており、521 人の流出超過となっています。
- 流入元第 1 位は、隣接する宮崎市で 530 人、次いで国富町 319 人となっています。
- 流出先第 1 位は、隣接する宮崎市で 947 人、次いで国富町 351 人となっています。



資料：H27 国勢調査

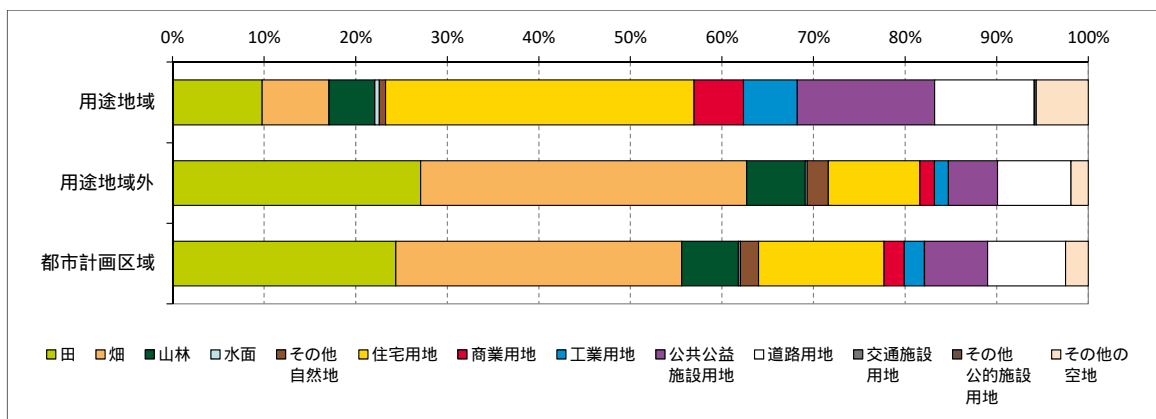
図 流出・流入状況（通勤）

### 3 土地利用

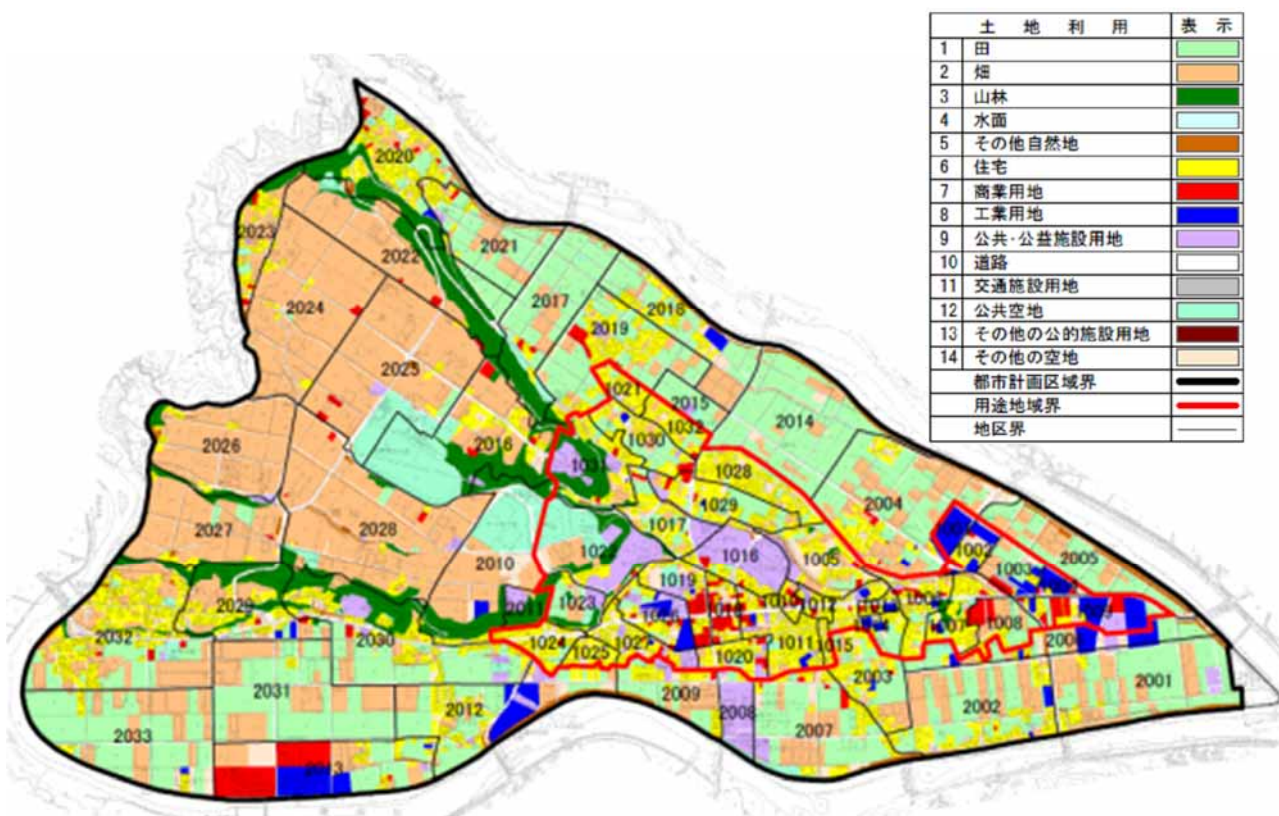
#### (1) 土地利用状況

- 用途地域内の土地利用の構成比は、住宅用地の33.7%が最も多く、次いで農地（田・畑）が17.1%、公共公益施設用地が15.0%、道路用地が10.9%の順になっています。
- 用途地域外の土地利用の構成比は、農地（田・畑）が62.7%で最も多く、次いで住宅用地が10.0%、道路用地が8.0%の順になっています。

表 区域別地目別土地利用の状況



	田	畑	山林	水面	その他 自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共公益 施設用地	道路用地	交通施設 用地	その他 公的施設 用地	その他の 空地
用途地域	ha 12.9	9.6	6.5	0.6	0.9	44.1	7.1	7.7	19.6	14.3	0.2	0.0	7.5
	% 9.8	7.3	5.0	0.5	0.7	33.7	5.4	5.9	15.0	10.9	0.2	0.0	5.7
用途地域外	ha 192.6	252.8	45.8	1.5	16.0	71.2	11.2	10.9	38.5	57.1	0.0	0.0	13.4
	% 27.1	35.6	6.4	0.2	2.3	10.0	1.6	1.5	5.4	8.0	0.0	0.0	1.9
都市計画区域	ha 205.5	262.4	52.3	2.1	16.9	115.3	18.3	18.6	58.1	71.4	0.2	0.0	20.9



資料：宮崎県都市計画基礎調査解析報告書（平成30年3月）

## (2) 法規制状況

- 都市計画区域の東側に用途地域が指定され、土地利用の用途などが規制されています。
- 用途地域の周辺は、農業振興地域が指定され、その多くが農用地区域となっており、農業以外の目的への転用が制限されています。
- 綾城周辺などの斜面樹林を中心に地域森林計画対象民有林が指定され、立木の伐採や開発行為が制限されています。



資料：国土数値情報

図 都市計画区域の法規制状況

## 4 都市交通

### (1) 道路交通

#### ①主要道路の交通量

- 本町の道路のうち、最も交通量が多いのが南俣宮崎線であり、平成 27（2015）年の交通量で 5,398（台/日）となっています。次いで交通量が多い路線が宮崎須木線で 2,512（台/日）となっています。

表 主要道路の交通量

観測区間 番号	路線名	観測場所	平日		観測年月日
			12時間交通量	24時間交通量	
40440	南俣宮崎線	綾町入野字前田	4,353	5,398	2015.10/6
40720	宮崎須木線	綾町大字南俣字中堂	2,059	2,512	2015.10/6
61100	田ノ平綾線	綾町大字入野字沖代	454	545	2015.10/6
61130	田代八重綾線	綾町北俣字堂前	143	166	2015.10/6
61140	綾法ヶ岳線	綾町北俣字小田爪	1,081	1,319	2015.10/6

資料：平成 27 年道路交通センサス



#### ②道路整備状況

- 道路の整備状況は、改良率 69.7%で周辺の自治体と比較すると整備がやや遅れていますが、舗装率は 95.7%で周辺の自治体と同程度の舗装率となっています。

表 道路整備状況（周辺市町）

単位：km

	路線数	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率
総数	34,495	20,201	12,232	60.6%	17,883	88.5%
宮崎市	8,313	2,630	2,060	78.3%	2,474	94.1%
小林市	1,364	935	512	54.8%	868	92.8%
国富町	459	337	287	85.2%	332	98.5%
綾町	223	188	131	69.7%	180	95.7%

資料：令和 2 年宮崎県統計年鑑  
平成 31 年 4 月 1 日現在

### ③バス

- ・路線バスは、「宮崎交通」により、綾待合所を起終点に 12 路線、酒泉の杜からは 2 路線が運行され、日常利用する通勤・通学者や高齢者及び観光客にとって重要な交通手段となっています。
- ・なお、高齢者の移動支援策として「綾町おでかけパスカ」（乗降場所が綾町の場合に 1 乗車 100 円）が運用されています。

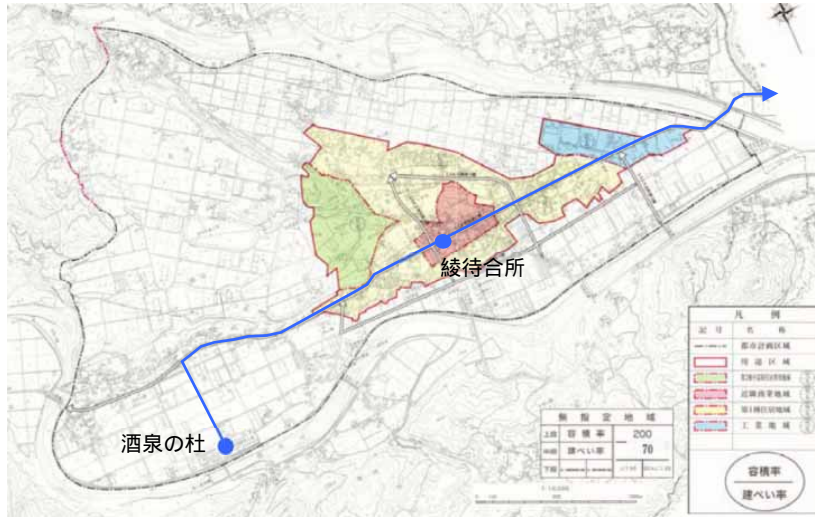


図 バス路線図

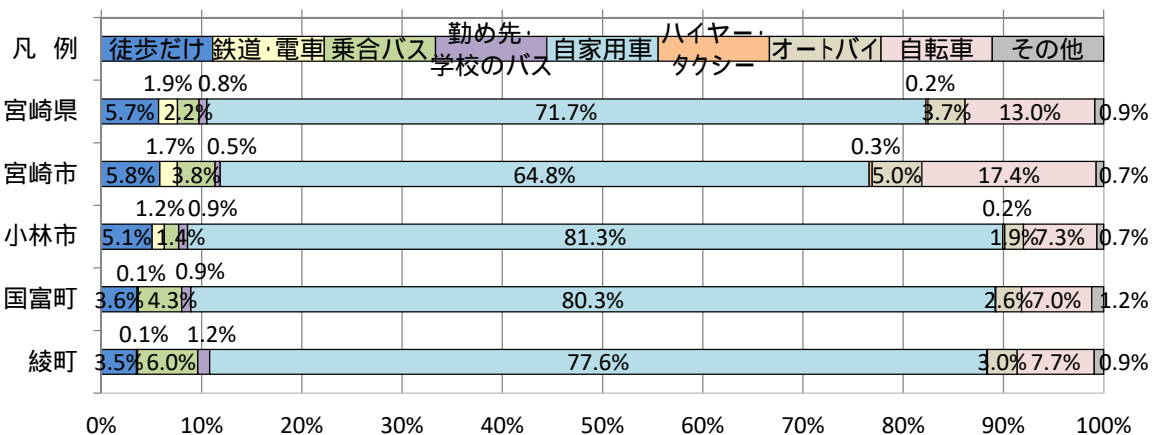
### ④利用交通手段（代表交通）

- ・利用交通手段は、自家用車の利用が 77.6%で最も高く、宮崎県の 71.7%と比較するとやや高いですが、近接する小林市、国富町と同程度です。
- ・次いで、自転車 that 7.7%、乗合バスが 6.0%となっており、綾町と同様に鉄道が通っていない国富町と同程度となっています。

図 利用交通手段の分担率（代表交通）

	徒歩 だけ	鉄道 ・電車	乗合 バス	勤め先・ 学校のバス	自家用車	ハイヤー ・タクシー	オート バイ	自転車	その他
宮崎県	5.7%	1.9%	2.2%	0.8%	71.7%	0.2%	3.7%	13.0%	0.9%
宮崎市	5.8%	1.7%	3.8%	0.5%	64.8%	0.3%	5.0%	17.4%	0.7%
小林市	5.1%	1.2%	1.4%	0.9%	81.3%	0.2%	1.9%	7.3%	0.7%
国富町	3.6%	0.1%	4.3%	0.9%	80.3%	0.0%	2.6%	7.0%	1.2%
綾町	3.5%	0.1%	6.0%	1.2%	77.6%	0.0%	3.0%	7.7%	0.9%

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 利用交通手段の分担率（代表交通）



## 5 都市計画の決定状況

### (1) 用途地域

- 都市計画区域 842ha のうち、用途地域に指定している面積は 131ha となっています。
- 用途地域の内訳は、住居系用途として、第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域を指定しています。また、商業系用途として近隣商業地域、工業系用途として工業地域を指定しています。

表 用途地域の指定状況

単位：ha、%

区分	面積	構成比
都市計画区域	842	-
用途地域	131	100.0%
第二種中高層住居専用地域	26	19.8%
第一種住居地域	76	58.0%
近隣商業地域	14	10.7%
工業地域	15	11.5%

令和2年3月31日現在

### (2) 都市計画道路

- 本町には昭和 33（1958）年に決定した 5 路線の都市計画道路があり、整備率は 44.3% になっています。
- いずれも計画決定時から相当数の年月が経過しており、必要性が低下している路線もあることから、今後の社会経済情勢の見通しや交通量の予測などを踏まえ、必要に応じ都市計画道路の見直しを進める必要があります。

表 都市計画道路の指定状況

単位：m、%

路線名	計画決定		改良済延長	整備率	当初計画決定年月日
	幅員	計画延長			
3・4・1 中央通り線	16	4,550	2,720	59.8%	S33.3.15
3・5・2 千草通り線	12	2,060	80	3.9%	S33.3.15
3・5・3 三本松通り線	12	750	750	100.0%	S33.3.15
3・5・4 八幡通り線	12	970	0	0.0%	S33.3.15
3・5・5 八日町通り線	12	610	410	67.2%	S33.3.15
合計		8,940	3,960	44.3%	

令和2年3月31日現在

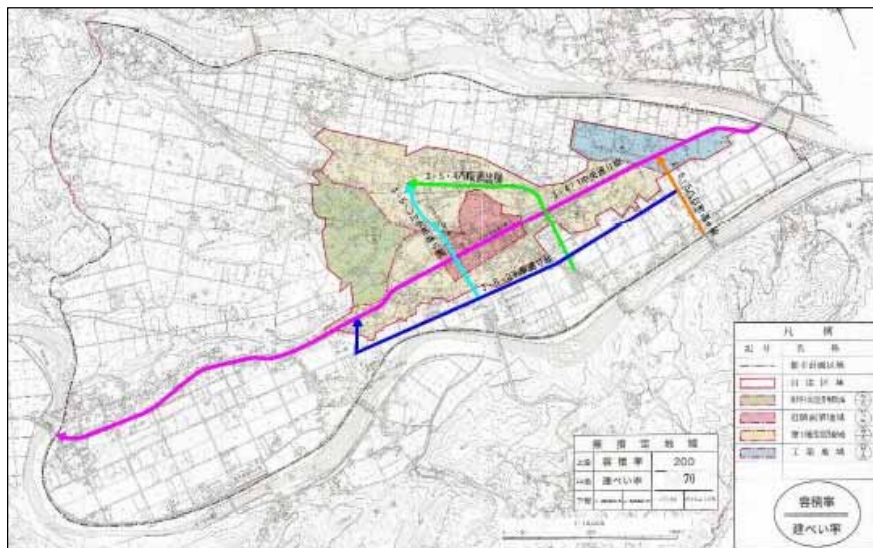


図 用途地域・都市計画道路の指定状況

### (3) 公園

- 都市計画公園は錦原公園 1 箇所を昭和 44（1969）年 5 月に決定しており、決定した面積（11ha）は全て整備・供用されています。

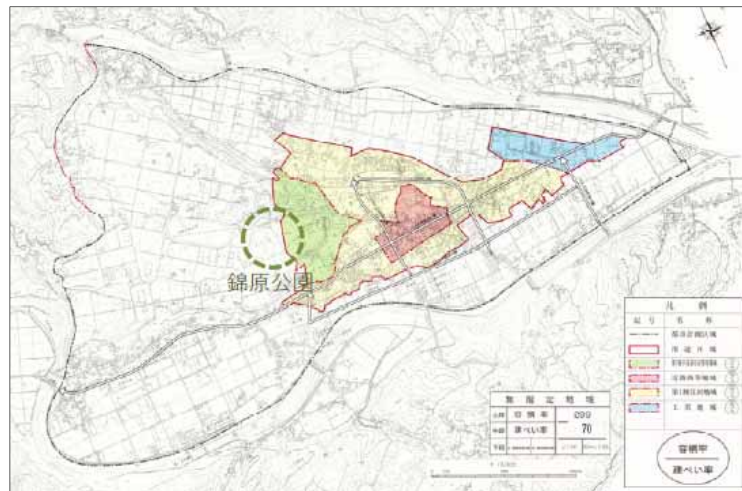


図 都市公園位置図

### (4) 上水道

- 令和 2（2020）年 3 月末現在の給水人口は、6,812 人となっており、普及率は 94.1%となっています。
- 宮崎県の平均、周辺市と比較すると、同程度の普及率となっています。

表 上水道の状況

	行政区域 人口（人）	給水人口 （人）	普及率
宮崎県	1,071,642	1,007,337	94.0%
宮崎市	396,985	394,848	99.5%
小林市	44,892	42,281	94.2%
国富町	19,253	18,813	97.7%
綾町	7,236	6,812	94.1%

資料：令和元年度宮崎県の水道（宮崎県）  
令和 2 年 3 月 31 日現在

### (5) 下水道

- 令和 2（2020）年度末現在の処理人口は 4,180 人となっており、普及率は 58.3%となっています。
- 宮崎県の平均と同程度の普及率となっており、周辺市と比較すると高い普及率となっています。

表 下水道の状況

	行政区域 人口（人）	処理人口 （人）	普及率
宮崎県	1,081,547	657,550	60.8%
宮崎市	400,816	366,473	91.4%
小林市	44,285	10,758	24.3%
国富町	19,052	8,121	42.6%
綾町	7,168	4,180	58.3%

資料：市町村の下水道普及状況（宮崎県）  
令和 2 年度末現在

## 6 主要施設の立地状況と利便性（カバー率）

- 医療、買い物、介護、子育て、公共交通、避難所等の生活サービス施設は、用途地域を中心に分布しており、特に主要地方道宮崎須木線沿いでは、徒歩圏内に複数の都市機能が集積しています。
- 医療施設、スーパー・コンビニ、子育て支援施設、避難所は、市街地（用途地域）で比較的高い人口カバー率となっており、利便性は優位な状況にあります。
- 公共交通（バス）の徒歩圏の人口カバー率は、用途地域で67.4%、都市計画区域51.3%となっており、他の生活サービス施設に比べやや低い状況がみられます。
- 避難所は、用途地域・都市計画区域ともに人口・面積ともおおむね90%のカバー率となっています。

### 【医療施設】

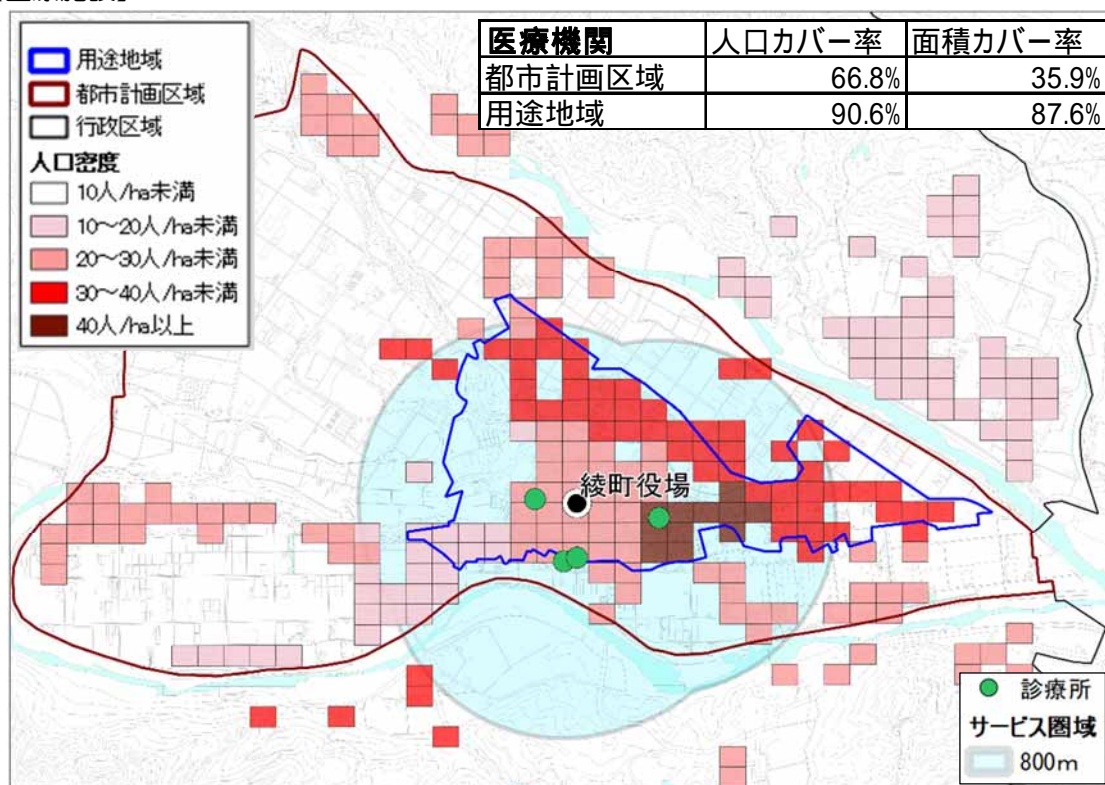


図 医療施設の分布とカバー圏（施設から半径800m）

※カバー圏人口は、施設から徒歩圏内の半径800m範囲内の人口を集計しています。  
 ※避難所については、高齢者の徒歩を想定しているため半径500mで集計しています。  
 ※カバー圏人口の比率（%）は、各区域の人口に対する割合。  
 ※人口密度は、H27 国勢調査による。

【スーパー・コンビニ】

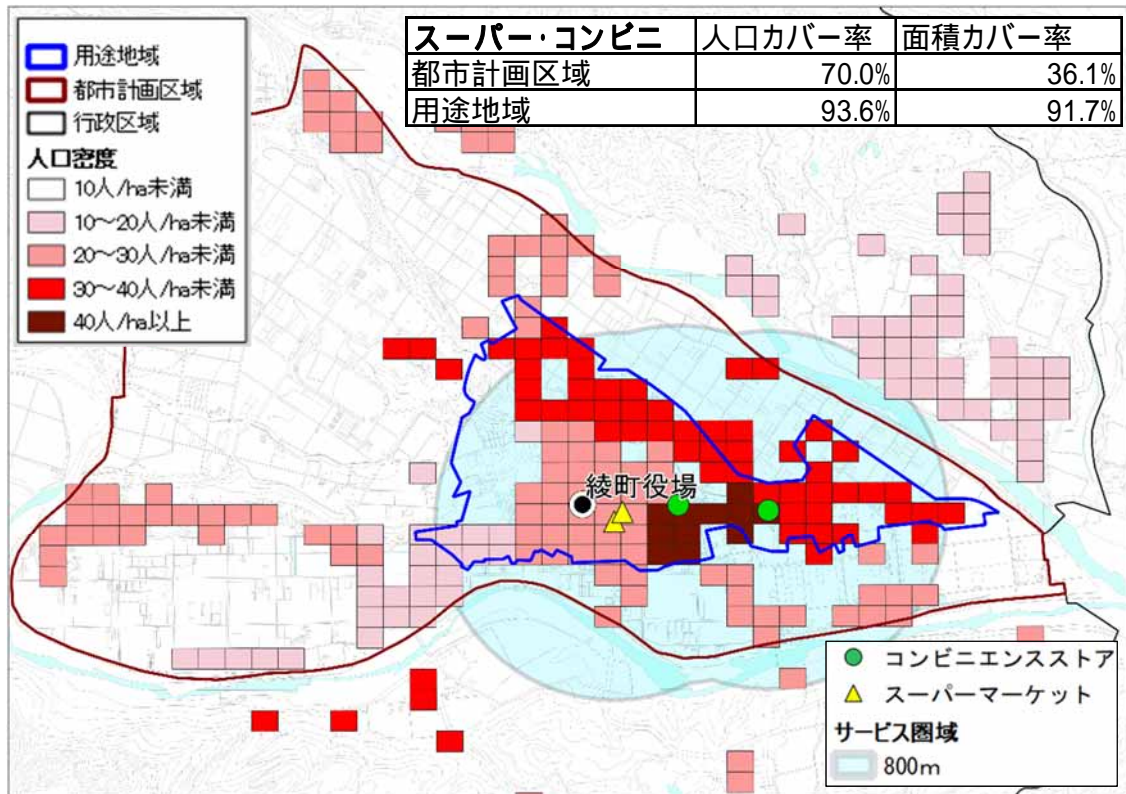


図 スーパー、コンビニの分布とカバー圏（施設から半径 800m）

【大規模小売店（延床 1,000 m<sup>2</sup>以上）】

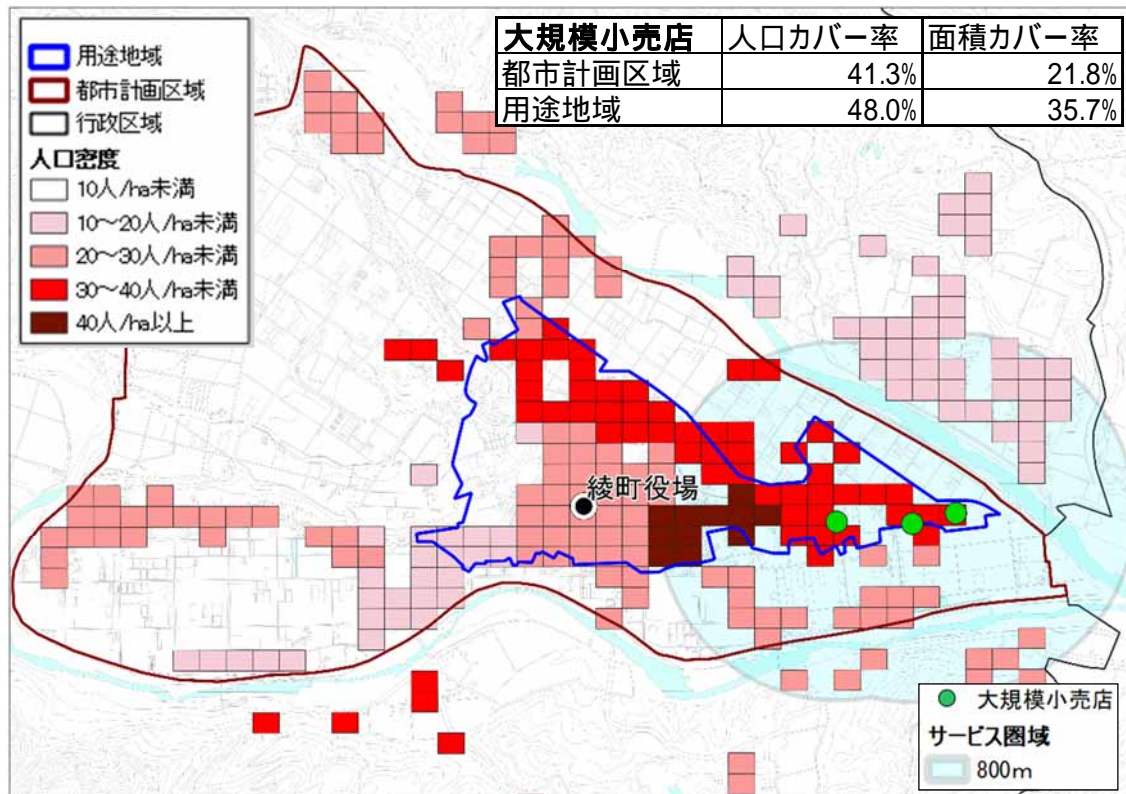


図 大規模小売店（1,000 m<sup>2</sup>以上）の分布とカバー圏（施設から半径 800m）

【介護福祉施設（通所型）】

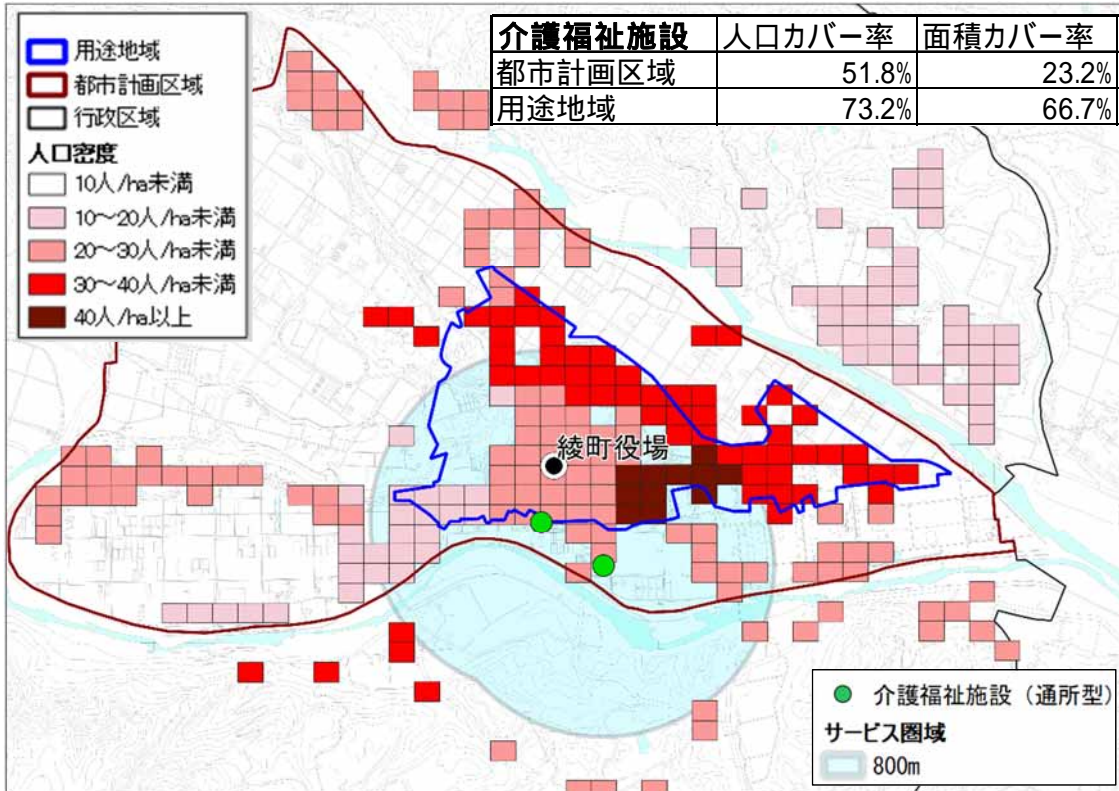


図 介護福祉施設（通所型）の分布とカバー圏人口（施設から半径800m）

【子育て施設（幼稚園・保育所、認定こども園等）】

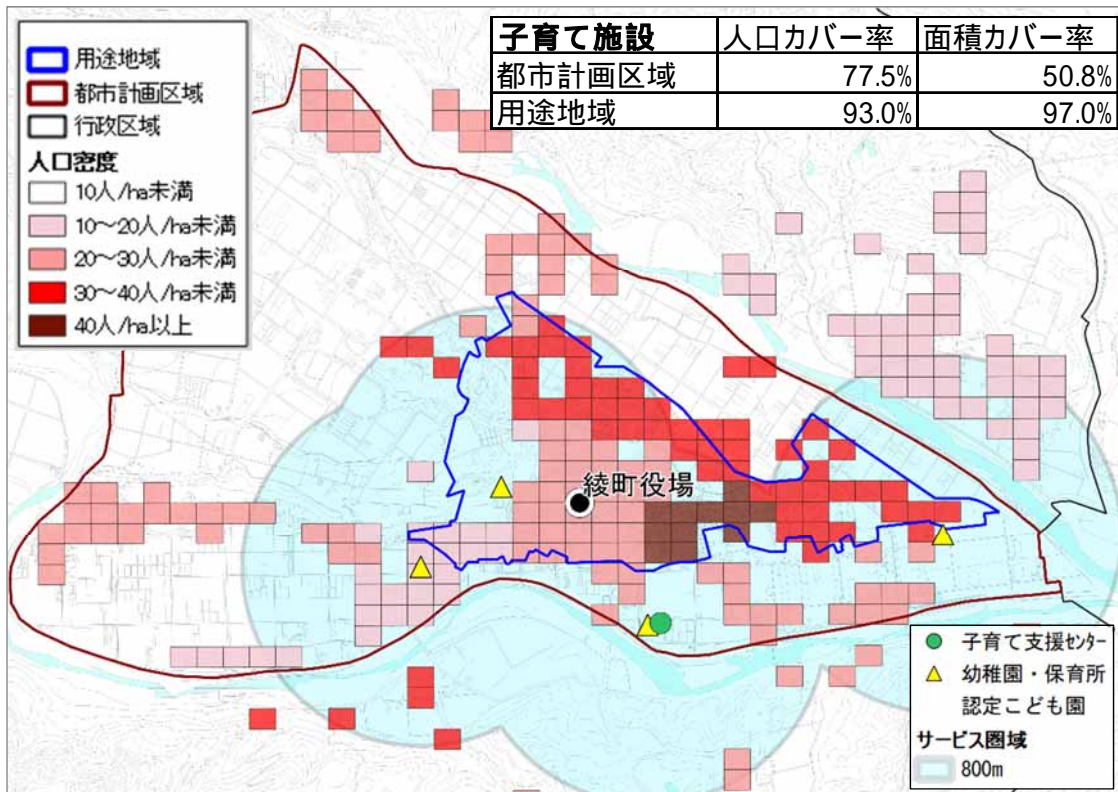


図 子育て施設の分布とカバー圏（施設から半径800m）

【公共交通（バス）】

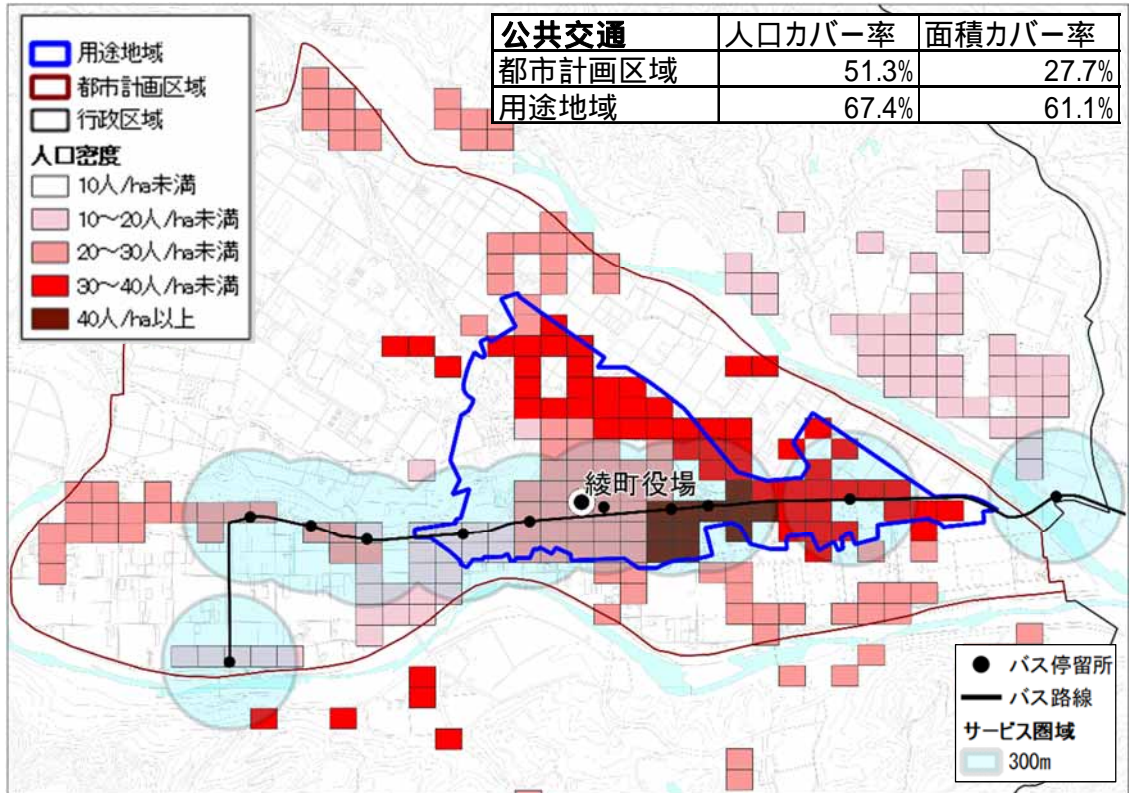


図 バス停留所の分布とカバー圏（バス停留所から半径 300m）

【避難所】

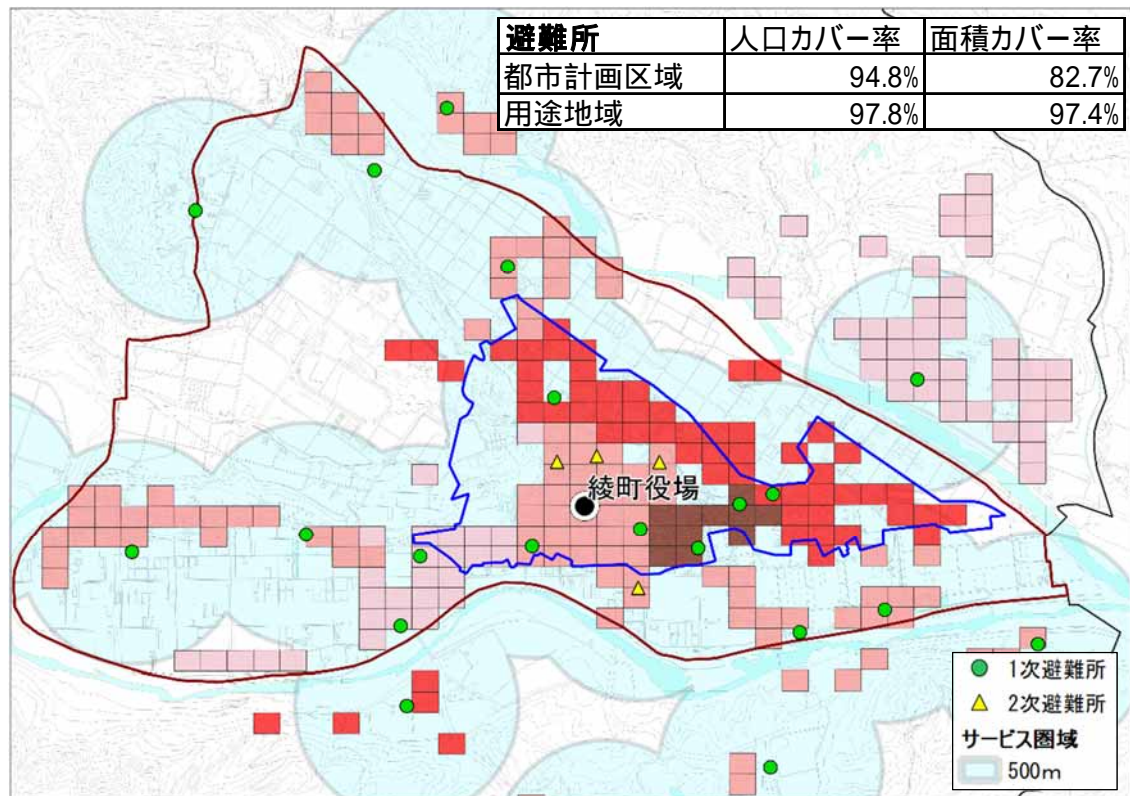
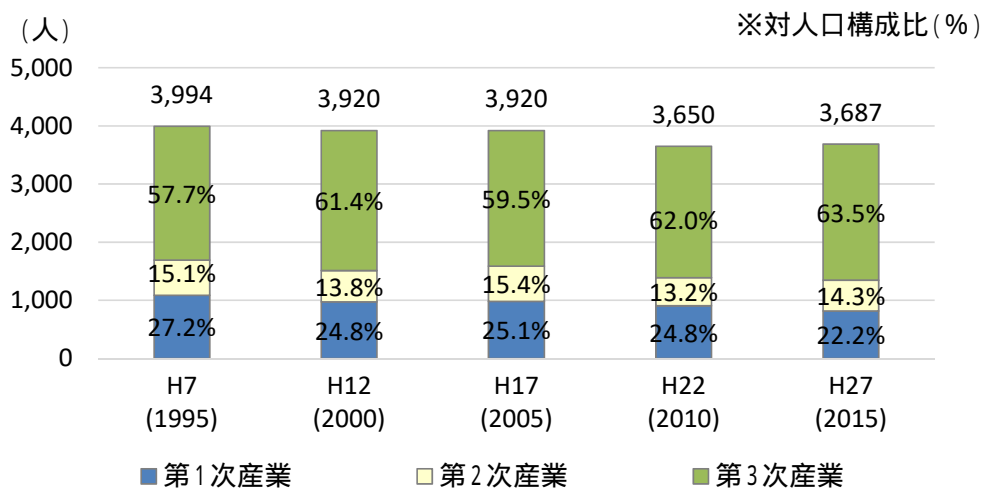


図 避難所の分布とカバー圏（施設から半径 500m）

## 7 産業動向

### (1) 就業構造

- 就業人口は緩やかに年々減少しています。
- 1次産業は減少傾向、第2次産業は横ばいで推移、第3次産業は増加傾向となっています。

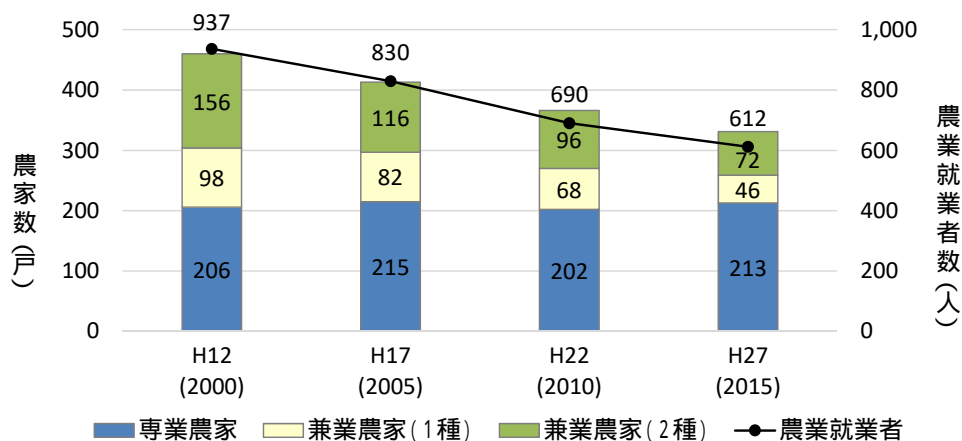


分類不能の産業は第3次産業に含む。 資料：国勢調査

図 産業別就業構造

### (2) 農業

- 本町は安心・安全な有機農産物等を生産する自然生態系農業のまちとして発展していましたが、農業就業者数は、この15年間で約2/3に減少しています。
- 専業農家は横ばいですが、第1種兼業農家、第2種兼業農家は減少傾向となっています。

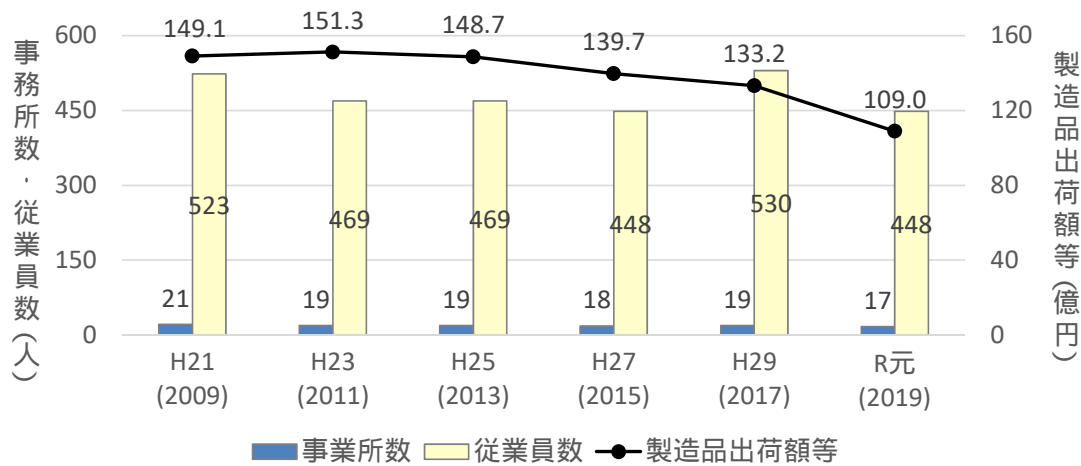


資料：農林業センサス

図 農家数と農家人口

### (3) 工業

- ・本町は、入野地区に工業系市街地が指定され、環境に優しい企業・農産物の加工業者の誘致を進めています。
- ・従業員数は平成 29（2017）年に増加に転じましたが、事業所数、製造品出荷額等は減少傾向となっています。

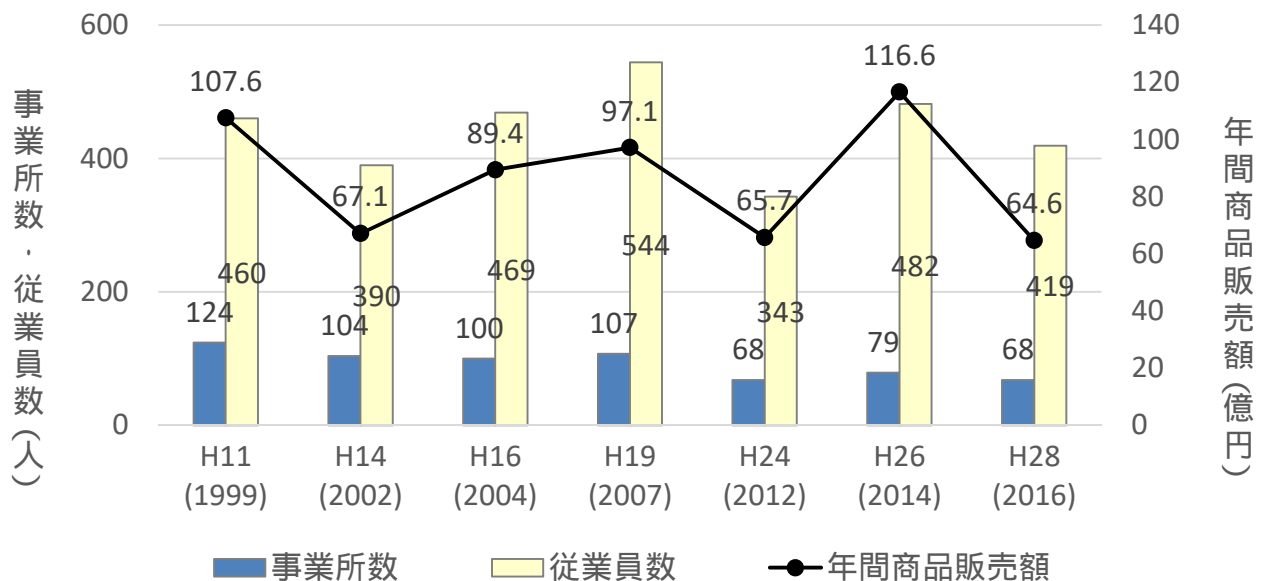


資料：工業統計調査、経済センサス

図 工業の推移

### (4) 商業

- ・近隣市町村への郊外型店舗の進出による影響を受け、本町の商業環境は厳しい状況です。
- ・事業所数は減少していますが、従業員数及び年間商品販売額は増減を繰り返す傾向にあります。



資料：商業統計調査、経済センサス

商業統計調査、経済センサスは、毎年実施の調査ではなく、2~4年ごとの不定期で行われている。

図 商業の推移



## (5) 観光

- 観光入込客数は、平成 24（2012）年のユネスコエコパークの登録認定や「工芸まつり」「綾競馬」などの多彩なイベントを開催するなど観光 PR に努めて増加傾向でしたが、近年の新型コロナウイルスの影響などもあり、減少傾向となっています。

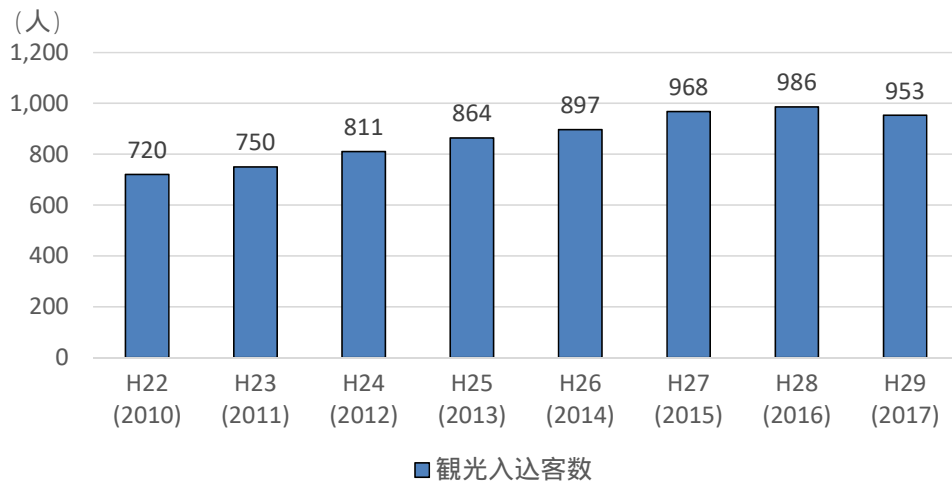


図 観光入込客数の推移

## 8 地価

### (1) 地価の状況と動向

- 地価公示、地価調査による地価の動向は、いずれの地点も、おおむね横ばいとなっています。
- 特に中心市街地の商業系の用途地域では、やや地価の下落がみられます。

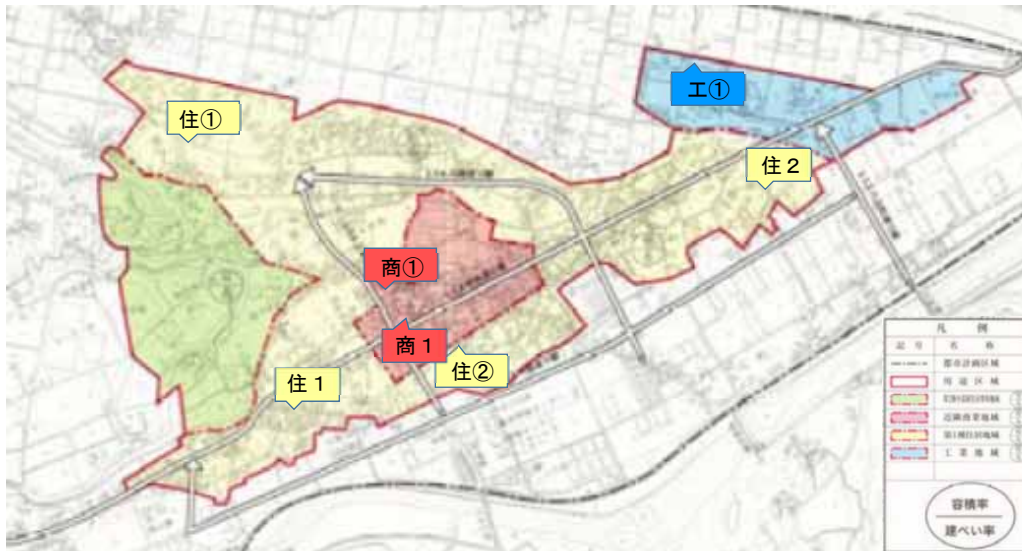


図 公示地価及び地価調査位置図

表 公示地価及び地価調査の推移

(単位：円/m<sup>2</sup>)

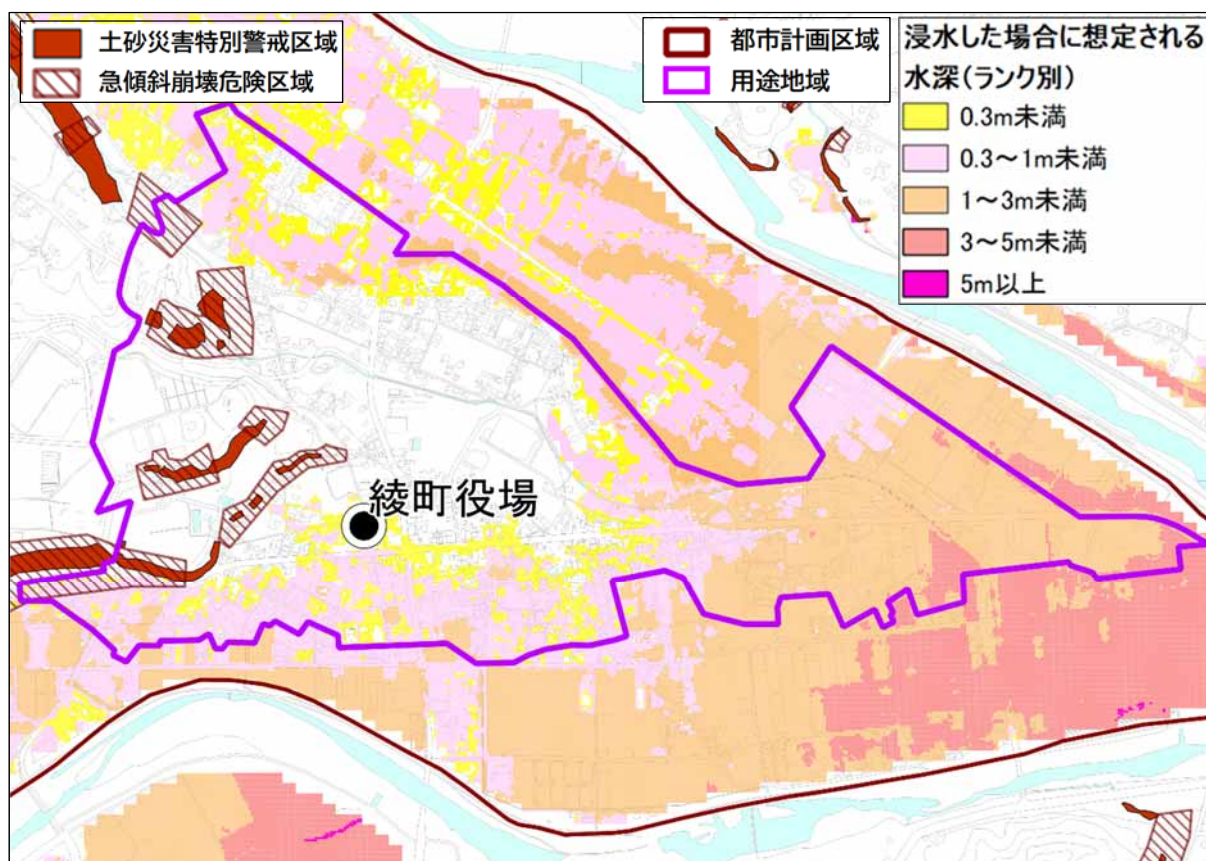
区分		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R3 (2021) / H29 (2017)
公示 地価	商業地1	28,200	28,200	28,000	27,800	27,600	0.98
	住宅地1	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	1.00
	住宅地2	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	1.00
地価 調査	商業地①	25,200	25,100	24,900	24,700	24,500	0.97
	住宅地①	12,200	12,100	12,100	11,900	11,800	0.97
	住宅地②	18,100	18,100	18,100	18,100	18,100	1.00
	工業地①	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	1.00

資料：宮崎県

## 9 災害

### (1) ハザード区域の状況

- 綾北川、綾南川沿岸に浸水想定区域（想定最大規模）の範囲となっており、両河川の合流部の一部に3.0m以上の浸水が想定されていますが、その他の浸水想定区域は3.0m以下となっています。
- 立地適正化計画において、居住誘導区域から原則除外する「災害レッドゾーン」（土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域（崖崩れ、出水等））として、綾町では土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域について、綾城北側から綾北川に至る斜面及び主要地方道宮崎須木線北側の斜面に指定されています。



資料：九州地方整備局 宮崎河川国道事務所、宮崎県土砂災害マップ

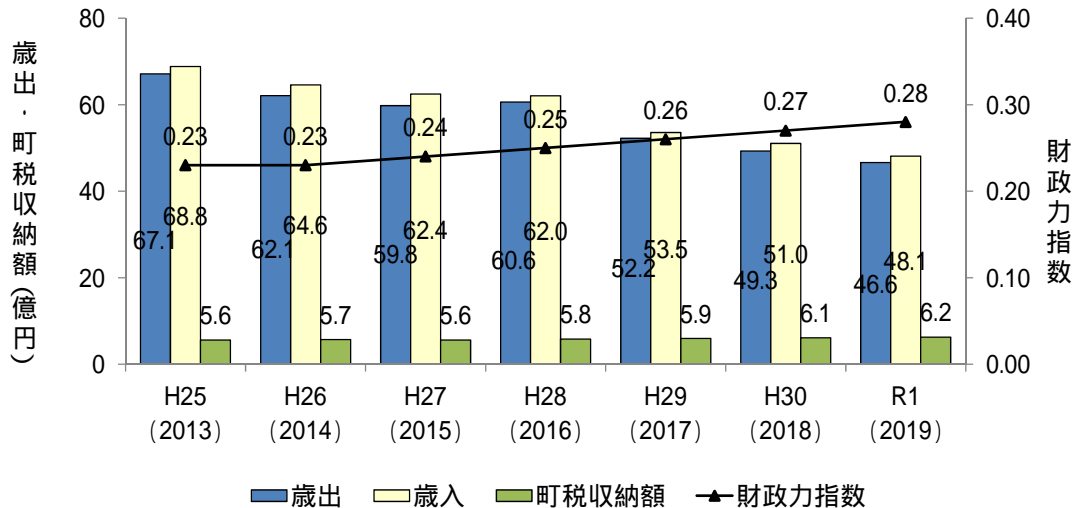
図 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）及び土砂災害警戒区域の状況

## 10 財政

### (1) 財政状況

- 本町の歳入歳出は、施設整備等の影響による変動があるものの、減少傾向で推移しています。
- 財政力指数、町税収入額は、ほぼ横ばいで推移しています。

※財政力指数とは、普通交付税の算定に伴って算出される数値で、この数値が高いほど財政力があると言われ、1 を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となります。

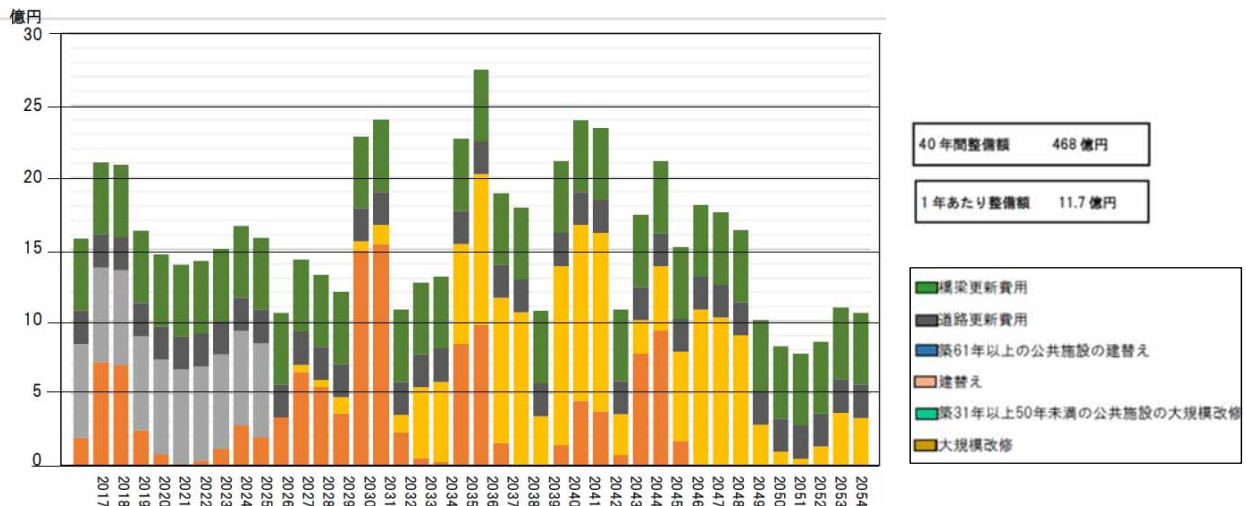


資料：市町村決算カード

図 財政状況の推移

### (2) 公共施設の維持管理

- 今後 10 年間で、築年数が 30 年を超過する公共施設の大規模改修等が多額に生じることが見込まれます。
- 現状の公共施設（建築物）及びインフラ資産（企業会計である上水道・下水道は除く）を全て維持するために必要となる更新費用の総額は、今後 40 年間で総額 468 億円となり、年あたりの平均整備額は 11.7 億円となります。
- しかし、施設や道路の整備に充てることができる投資的経費の過去 8 年間の平均額は約 9.6 億円であるため、年間 2.1 億円、今後 40 年間の総額では約 84 億円不足することになります。



資料：綾町公共施設等総合管理計画

図 公共施設（建築物）及びインフラ資産の将来更新費用の推計

## 11 都市構造のレーダーチャート分析

都市構造に関する本町の特徴を把握するため、生活利便性、健康・福祉、安心・安全等の指標を用いて、全国平均との比較・評価を以下に整理します。

### ◆「生活の利便性」の指標

- ・「日常生活サービスの徒歩圏充足率」、「福祉施設徒歩圏人口カバー率」、「商業施設徒歩圏人口カバー率」、「通勤・通学の公共交通分担率（バス）」は、全国平均よりも高くなっています。これは、本町の特性として、役場周辺の市街地に各種都市機能が比較的コンパクトにまとまっていることが影響していると考えられます。
- ・「医療施設徒歩圏人口カバー率」や「通勤・通学の交通手段分担率（鉄道）」、「駅またはバス停留所徒歩圏人口カバー率」は、全国平均と比べて低くなっています。

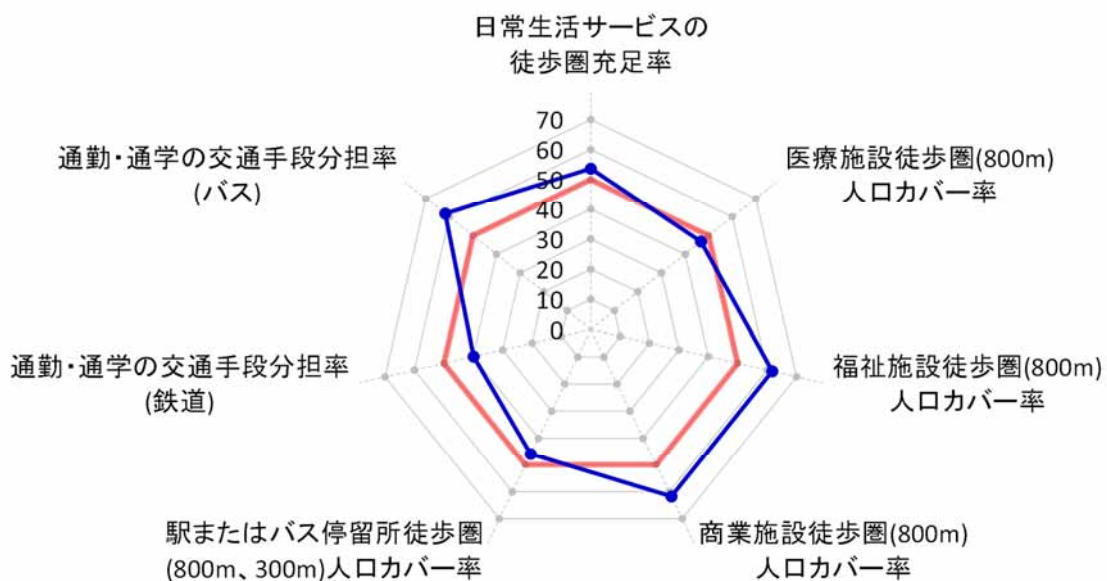
### ◆「健康・福祉」、「安心・安全」の指標

- ・「健康・福祉」、「安心・安全」に関する指標では、「保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率」が全国平均並みとなっていますが、その他の指標は全国平均よりも低くなっています。
- ・「歩道整備率」が低く、安全施設の整備が求められる一方で、「一人あたりの後期高齢者医療費」や「要介護認定率」が低く抑えられているのは、比較的元気な高齢者が多いことが要因として考えられます。

### ◆「地域経済」、「産業・経済」、「行政運営」、「エネルギー／低炭素」

- ・「小売商業床効率（用途地域）」は、用途地域の指定面積が小さく、また（主）宮崎須木線の沿道にコンパクトに集積する商業機能を背景に、全国平均より高くなっています。
- ・その他「従業員密度（用途地域）」や「従業員一人当たり第三次産業売上高」、「人口あたりの公共施設等の維持・管理・更新費」、「財政力指数」等に関する指標は、おおむね全国平均並みないし若干低い状況にあり、人口の規模に応じた状況になっているものと考えられます。

### ◆「生活利便性」の指標

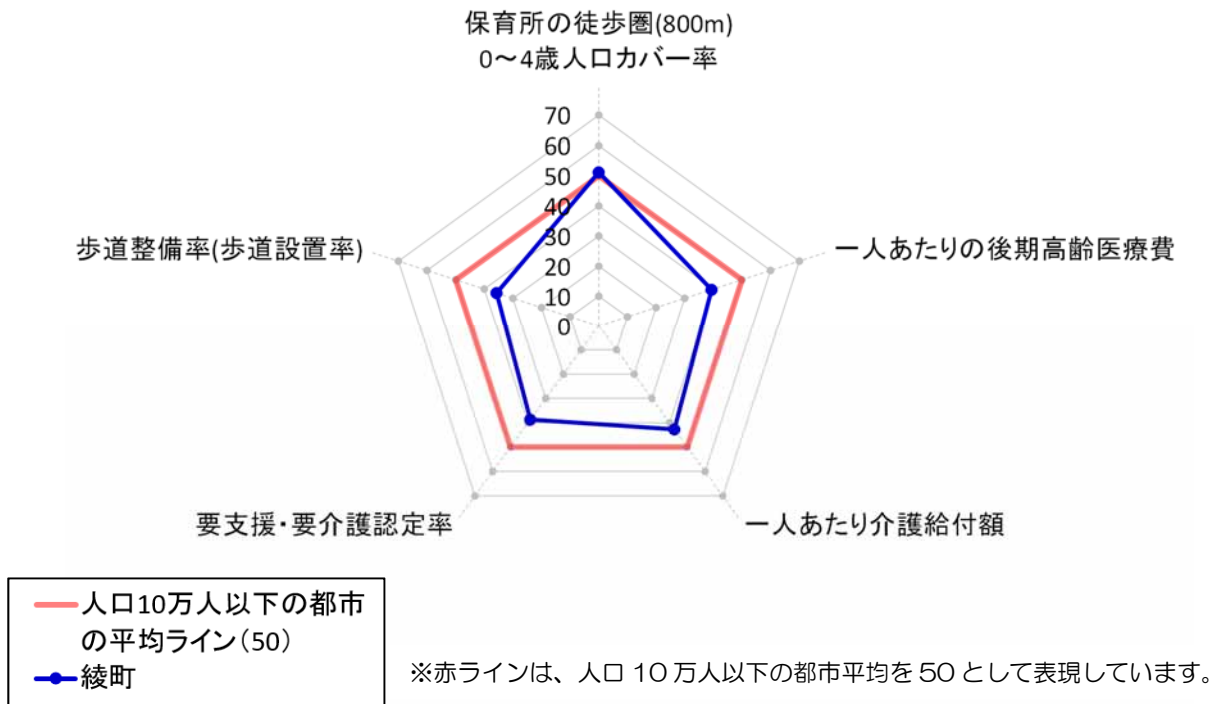


— 人口10万人以下の都市の平均ライン(50)  
—● 綾町

※赤ラインは、人口10万人以下の都市平均を50として表現しています。

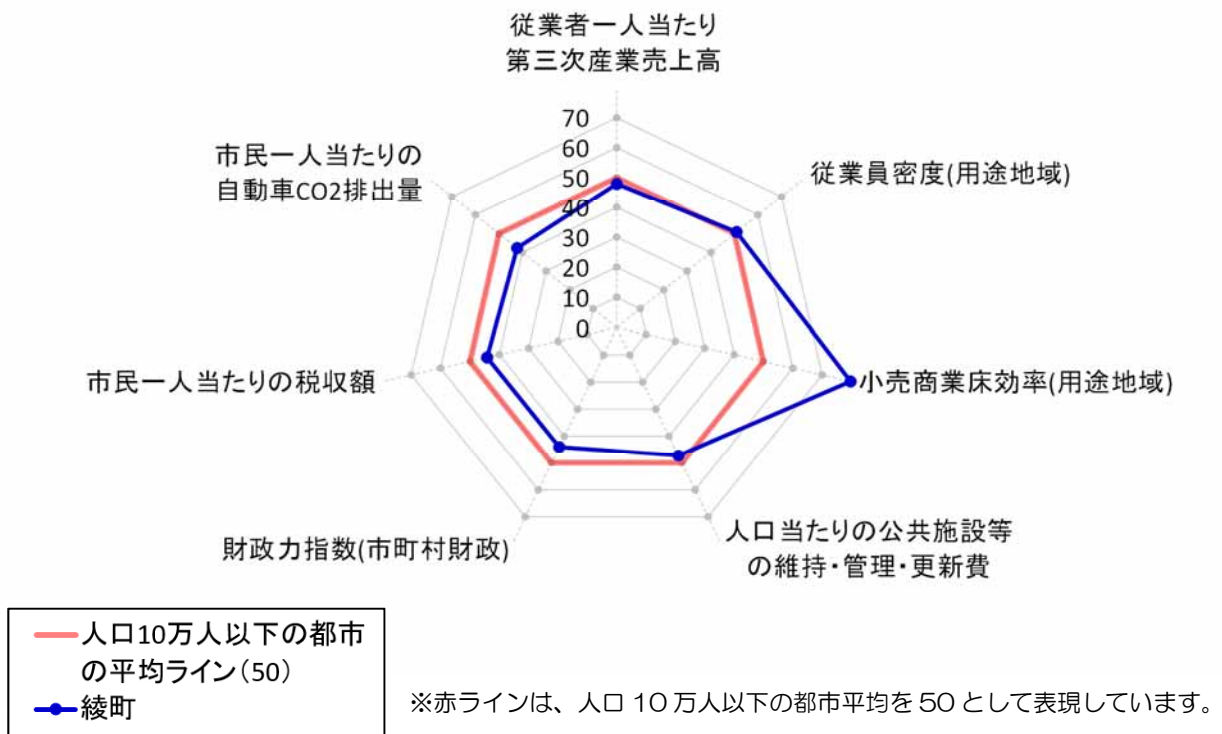
資料：都市モニタリングシート（国土交通省）

◆「健康・福祉」、「安心・安全」の指標



資料：都市モニタリングシート（国土交通省）

◆「地域経済」、「産業・経済」、「行政運営」、「エネルギー／低炭素」の指標



資料：都市モニタリングシート（国土交通省）

## 1-2 住民意向の把握

### 1 綾町のこれからのまちづくりに関するアンケート調査（18歳以上の住民対象）

「綾町立地適正化計画」の策定にあたり実施した「綾町のこれからのまちづくりに関するアンケート調査」より、これからのまちづくりに関連する町民意向を抜粋し掲載します。

表 綾町のこれからのまちづくりに関するアンケート調査概要

調査の対象及び方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査対象：綾町に居住する満18歳以上の住民</li> <li>●抽出方法：無作為抽出</li> <li>●調査方法：郵送法</li> <li>●調査時期：令和4（2022）年1月</li> </ul>
回収状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配布数：1,000票</li> <li>●有効回収数：492票</li> <li>●有効回答率：49.2%</li> </ul>

#### （1）自然災害に対する防災の観点からのまちづくりの取組

・「自力での避難が困難な人への支援体制の充実」（46.1%）が最も多く、次いで「河川堤防の強化による浸水対策」（37.0%）、「物資や避難経路の整備・機能強化」（36.6%）、「土砂災害、地すべりの防止」（36.0%）となっています。

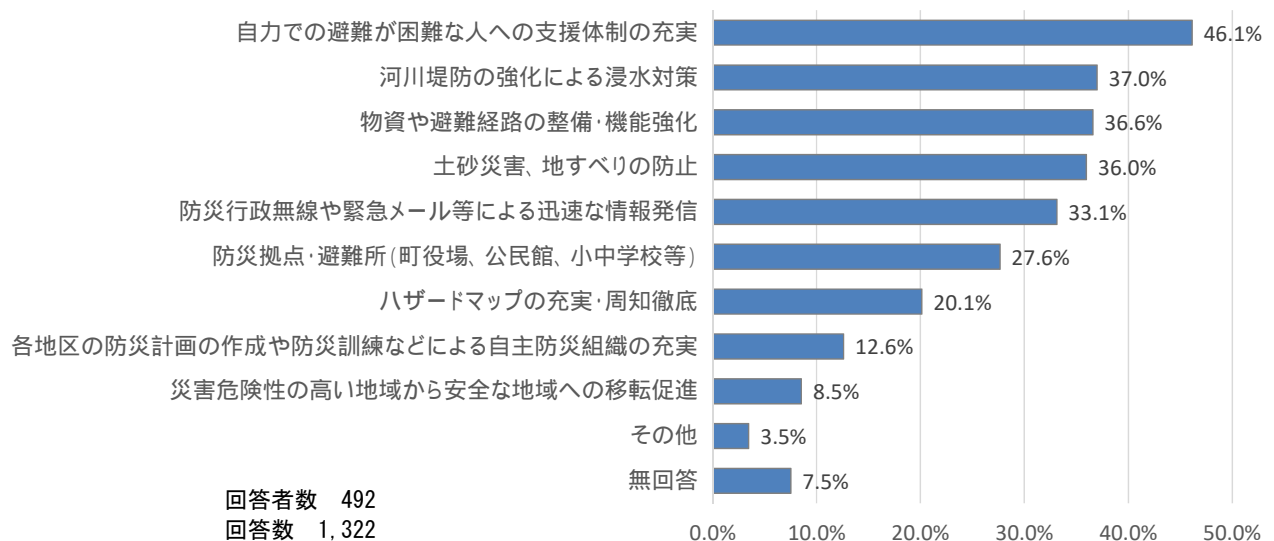


図 自然災害に対する防災の観点からのまちづくりの取組（複数回答）

## (2) 人口減少や高齢化が進むことにより不安を感じること

・「まちの活気が失われる」(54.7%) が最も多く、次いで「社会保障等の公的サービスが低下する(社会保障費の増加)」(44.1%)、「医療や福祉等の施設がなくなる」(36.8%) となっています。

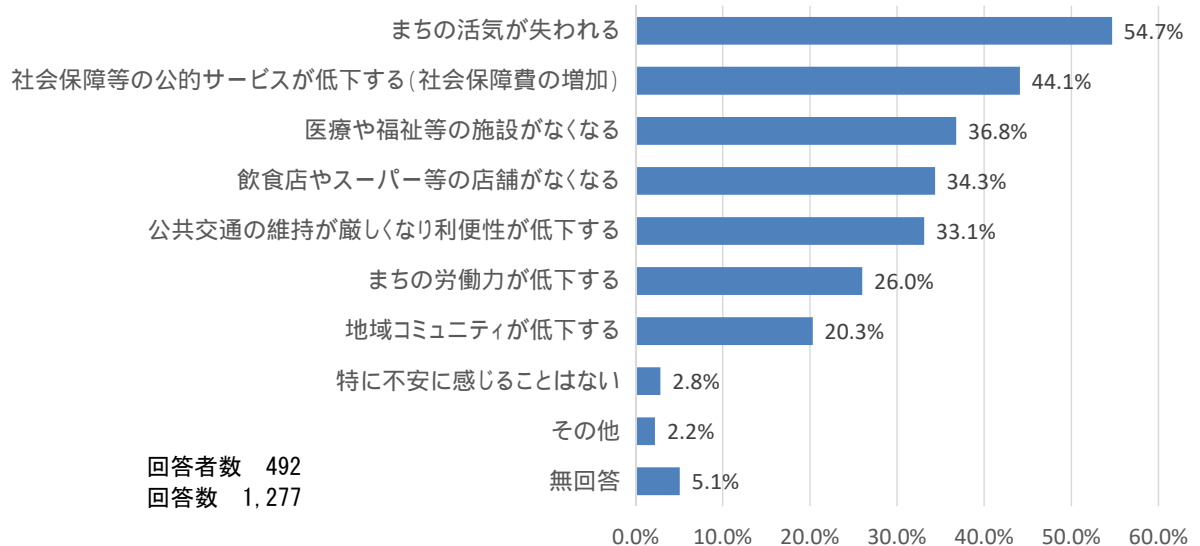


図 人口減少や高齢化が進むことにより不安を感じること(複数回答)

## (3) 綾町が目指すべき将来像

・「医療・福祉環境の充実など高齢者が安心して暮らせるまち」(58.7%) が最も多く、次いで「子育て支援・教育の充実など、若い世代が住みやすいまち」(49.8%)、「商店や公共施設が集積し、生活に利便性が高いコンパクトなまち」(32.7%) となっています。

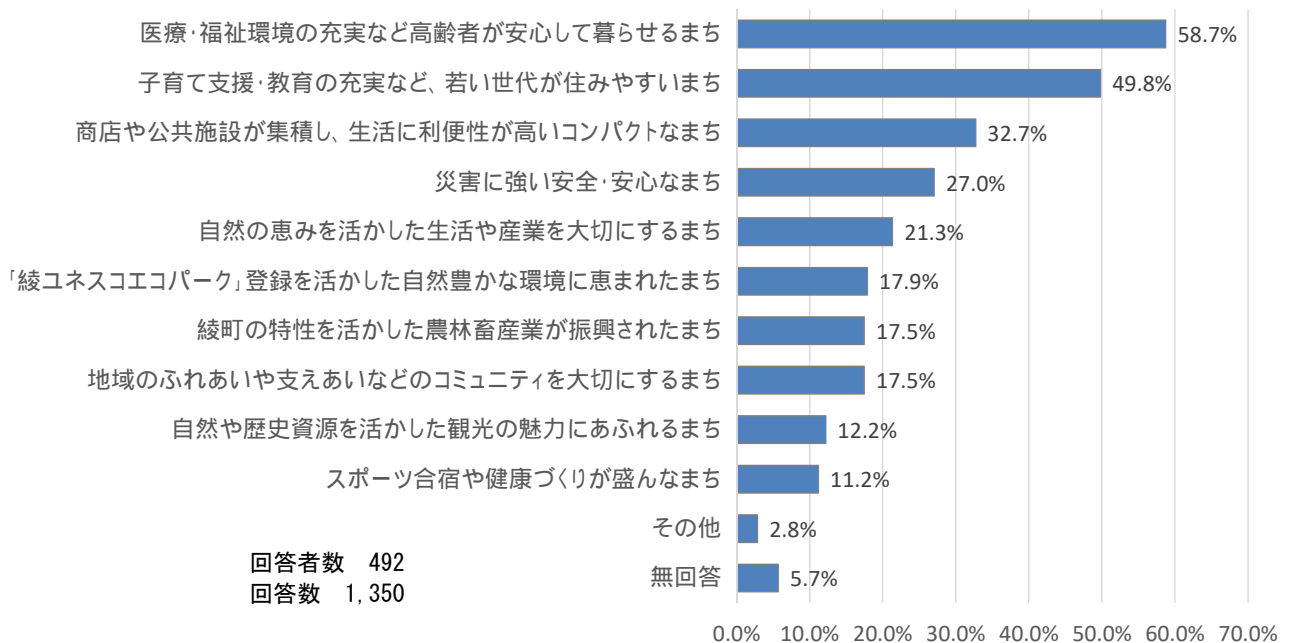


図 綾町が目指すべき将来像(複数回答)



### 1-3 主要課題の整理

本町の現況と課題、都市構造の分析、住民アンケート調査結果等を踏まえ、まちづくりの主要課題を整理します。

#### 1 都市の現状及び動向からみる課題

##### 【人口動向から見る課題】

町の現況と特性	
総人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町の人口は減少傾向にあり、今後はさらなる人口減少が予測されています。</li> <li>高齢化率は36.8%（令和2（2020）年）で、さらなる高齢化が見込まれます。生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）も減少傾向にあります。</li> <li>中心部（役場周辺）や市街化周辺（用途地域外）においても人口減少や高齢化が進行しています。</li> </ul>
人口流動	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学流動は、本町への流入よりも町外への流出が多くなっています。</li> </ul>

##### まちづくりの問題点・課題

- 今後とも人口減少や高齢化が進行することが予測され、都市の生産力低下や都市サービスの維持、地域活力やコミュニティの維持への影響が懸念されます。
  - ⇒人口減少・高齢化への対応（子育て世代や高齢者等の住みやすい住環境づくり）
  - ⇒定住促進による地域活力の維持・増進
- 市街地（用途地域）では、人口減少により空洞化（空き家・空き地・空き店舗の増加）も懸念されます。
  - ⇒都市拠点及び生活拠点の形成・充実
  - ⇒地域間・拠点間交通網の維持

##### 【土地利用に関する課題】

町の現況と特性	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地（用途地域）では、住宅用地が最も多く33.7%（44.1ha）を占めており、（主）宮崎須木線沿線を中心に宅地が広がっています。また、用途地域外では、農地（田・畑）が最も多く62.7%（445.4ha）を占めています。</li> </ul>
法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内では、市街地（用途地域）を除く大半が農業振興地域に指定され、多くが農用地区域となっています。</li> </ul>
市街地（用途地域）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地（用途地域）は、（主）宮崎須木線沿線の住宅・商業系市街地と入野地区の工業系市街地で形成され、公共施設や都市機能は役場周辺に集中しています。</li> <li>中心市街地では、一部に空き家・空き地・空き店舗、低未利用地がみられます。</li> </ul>

##### まちづくりの問題点・課題

- 中心市街地では、人口減少や空き家・空き地・空き店舗の増加による商業機能の低下や賑わいの低下が懸念されます。また、その影響によって市街地（用途地域）における空洞化や低密度化が懸念されます。
  - ⇒中心市街地の再生・活性化
  - ⇒空き家・空き地・空き店舗の適正管理と有効活用
  - ⇒都市構造の見直しと適正な土地利用の誘導

### 【都市交通に関する課題】

町の現況と特性	
利用交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学の利用交通手段では、徒歩 3.5%、公共交通 6.1%、自家用車 77.6%、自転車 7.7%であり、公共交通の利用率は低くなっています。</li> </ul>
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路は、県道、都市計画道路により町の骨格が形成されていますが、都市計画区域外では、路線が限られている地域がみられます。</li> <li>バスは、宮崎交通により、「綾待合所」と「酒泉の杜」を起終点として、(主) 宮崎須木線を基軸に運行されています。</li> </ul>

#### まちづくりの問題点・課題

- 厳しい財政状況の中で、効果的かつ効率的な都市サービス提供に向けた施設の適正な維持管理への対応が必要となっています。  
⇒適正な都市基盤の維持管理
- 人口減少や高齢化が進行することが予測される中で、公共交通利用者の減少や高齢な交通弱者の増加による公共交通維持への影響が懸念されます。  
⇒公共交通網の維持とニーズに応じた適正対応

### 【都市機能施設に関する課題】

町の現況と特性	
都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 路線の都市計画道路が計画されています。整備率は 44.3%であり、比較的低い状況にあります。(宮崎県平均 74.1%)</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>錦原公園(総合公園 11ha)が整備されています。(町の総人口 1 人当たりの供用面積は約 15.9 m<sup>2</sup>/人、宮崎県平均 14.6 m<sup>2</sup>/人)</li> </ul>
上・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道普及率 94.1% (宮崎県平均 94.0%)、公共下水道整備率 58.3% (宮崎県平均 60.8%) となっています。</li> </ul>
主要施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業、医療、介護、子育て支援の各施設は、人口の集積している地域(主に市街地(用途地域))に立地しています。</li> </ul>

#### まちづくりの問題点・課題

- 人口減少や少子高齢化などの社会情勢に応じた都市施設の維持とともに、必要に応じた再編・計画の見直しが必要となっています。  
⇒施設の適正な維持管理と老朽化への対応  
⇒必要に応じた都市施設の集約・再編、計画の見直し

### 【産業活動に関する課題】

町の現況と特性	
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家数と農業就業者はともに減少傾向にあり、担い手が不足しています。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所数は減少傾向にありますが、従業者数と商品販売額はともに増減を繰り返す傾向にあります。</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、事業所数や従業員数、製造品出荷額等ともに減少傾向がみられます。</li> </ul>
観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコパークの登録認定(平成 24(2012)年)や各種イベントの開催等により、観光入込客数は増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響などで近年減少がみられます。</li> </ul>

#### まちづくりの問題点・課題

- 高齢化や担い手不足などによる農業や中心市街地商業の低迷が懸念されます。自然資源や歴史資源等を有していますが、回遊性に乏しい状況にあります。  
⇒地域産業の維持・育成と地域資源の有効活用

**【地価・災害・財政に関する課題】**

町の現況と特性	
地価	・地価は、商業地がやや低下傾向、住宅地は横ばい傾向にあります。
災害	・大雨による河川氾濫により、綾北川の右岸や綾南川の左岸において、浸水が想定されています。 ・市街地（用途地域）内及び都市計画区域内の一部の斜面に、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。
財政	・歳入歳出は、年々減少傾向ですが、経常収支比率（歳出/歳入）は約97%程度で推移しています。

**まちづくりの問題点・課題**

- ・地価は商業地で低下傾向、財政力は横ばい傾向にあり、地域活性化や活力の維持が懸念されます。  
⇒持続可能な都市経営への対応
- ・異常気象による洪水等の自然災害が増加傾向にあり、地震や風水害への防災・減災対策が必要となっています。  
⇒災害に強いまちづくりへの対応

**2 都市構造に関する課題**

- ・医療施設、スーパー・コンビニ、子育て支援施設、避難所は、市街地（用途地域）で比較的高い人口カバー率となっており、利便性は優位な状況にあります。
- ・公共交通（バス）の徒歩圏の人口カバー率は、用途地域で67.4%、都市計画区域51.3%となっており、他の生活サービス施設に比べやや低くなっています。

町の現況と特性	
主要施設 (生活サービス)	・医療施設、スーパー・コンビニ、子育て支援施設、避難所は、市街地（用途地域）で比較的高い人口カバー率となっており、利便性は優位な状況にあります。
土地利用	・市街地（用途地域）の人口密度は、22.7人/haであり、各種サービス施設の利便性が高く、コンパクトな市街地が形成されています。 ・中心市街地では、一部に空き家・空き地・空き店舗がみられます。
道路・交通	・道路は町の各地域を結んでいますが、連絡路線が限られている地域がみられます。 ・公共交通（バス）は、市街地（用途地域）の約6割をカバー（都市計画区域の約3割）していますが、利用者減少によるサービス水準の低下が懸念されます。
災害	・避難所は教育施設や公民館を中心に指定され、市街地（用途地域）、都市計画区域とも比較的高いカバー率となっています。

**まちづくりの問題点・課題**

- ・市街地（用途地域）は、人口が集積するコンパクトな市街地が形成され、買い物や移動、健康福祉や子育てに対する利便性は比較的高い状況にありますが、人口減少や空き家・空き地・空き店舗の増加による施設維持の困難性や施設撤退に伴う生活サービス機能の低下が懸念されます。  
⇒コンパクトな市街地の維持  
⇒子育て世代や高齢者等の住みやすい環境づくり
- ・道路や公共交通は、市街地（用途地域）で比較的高い利便性を有していますが、用途地域外や都市計画区域外の利便性が限られており、災害発生時で避難困難となる高齢者の増加に対する移動手段への対応とともに、避難体制や災害リスクへの影響が懸念されます。  
⇒公共交通の維持を含め多様な移動手段への対応  
⇒災害に強いまちづくりへの対応

### 3 住民意向からみる課題

#### ◆立地適正化計画で実施したアンケート調査

【綾町のこれからのまちづくりに関するアンケート調査】（令和4年3月）

住民意向の特性	
自然災害に対する防災の取組で特に重要なこと	・「自力での避難が困難な人への支援体制の充実」46.1%が最も多く、次いで「河川堤防の強化による浸水対策」37.0%、「物資や避難経路の整備・機能強化」36.6%、「土砂災害、地すべりの防止」36.0%が続く。
人口減少や高齢化が進むことへの不安内容	・「まちの活気が失われる」54.7%が最も多く、次いで「社会保障等の公的サービスが低下する（社会非消費の増加）」44.1%、「医療や福祉等の施設がなくなる」36.8%が続く。
綾町が目指すべきまちの将来像	・「医療・福祉環境の充実など高齢者が安心して暮らせるまち」58.7%が最も多く、次いで「子育て支援・教育の充実など、若い世代が住みやすいまち」49.8%、「商店や公共施設が集積し、生活に利便性が高いコンパクトなまち」32.7%が続く。

#### ◆第八次綾町総合長期計画で実施したアンケート調査

【住民アンケート調査】（令和元年12月）

住民意向の特性	
綾町への定住意向	・「住み続けたい」83.4%、「住み続けたくない」13.7%。 ・「住み続けたい」は、年代が高いほど多く、「住み続けたくない」では、10・20代、パート・アルバイト・内職及び学生が多い。
綾町への各環境に関する満足度	・満足度が高い項目は、「自然環境の豊かさ」と「保全」、次いで「上水道の整備」、「景観の美しさ」が続く。 ・満足度が低い項目は、「行財政の運営」、次いで「商工業の復興」、「児童福祉の対策」が続く。
綾町への各環境に関する重要度	・重要度が高い項目は、「災害の対策」、次いで「自然環境の豊かさ」と「保全」、「上水道の整備」が続く。 ・重要度の低い項目は、「住民参加の充実度」、次いで「男女共同参画の充実度」、「公園・スポーツ施設の充実度」が続く
町の将来像	・「高齢者や障がい者等も暮らしやすい福祉が充実したまち」36.0%、次いで「緑が豊かで、自然環境に恵まれたまち」32.0%、「事故や災害、犯罪等のないまち」22.7%が続く。

【中学生アンケート調査】 ※綾町の新しいまちづくりのためのアンケート調査報告書（中学生、令和2年8月）

住民意向の特性	
綾町のいいところ	・「自然がたくさんある」が89.0%で最も多く、次いで「有機野菜など食べ物が安心・安全」51.9%、「親切な人が多い」37.0%が続く。
大人になっても綾町に住みたいと思うか	・「綾町に住みたい」30.4%、「綾町以外に住みたい」32.1%。 ・綾町以外に住みたい理由では、「進学や就職で町外へ出るつもりだから」55.2%が最も多く、次いで「働く場所が少ないから」と「都会で暮らしたいから」36.2%が続く。
これからの綾町に力を入れて欲しいところ	・「自然を守ってほしい」54.1%が最も多く、次いで「公園などの遊び場をつくらせてほしい」34.3%、「インターネットを使いやすくしてほしい」30.9%が続く。（女性では「買い物をしやすくしてほしい」27.1%と多い）

#### まちづくりへの課題

- ・自然環境に関する意識が高く、これからも住み続けたい人が一定程度みられる中で、人口減少・自然災害などによる町の活力や暮らしの維持に対する懸念が示され、誰もが安心して住み続けられる将来像が求められています。
- ⇒まちの活性化と誰もが暮らし続けられるまちづくり

#### 4 上位計画からみる課題

上位計画での位置付け・地域づくりの方向	
宮崎県 総合計画 (未来みやざき 創造プラン)	<p><b>【基本目標】</b> 未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦</p> <p><b>【目指す将来像】</b></p> <p>『人』：地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会</p> <p>『暮らし』：安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会</p> <p>『産業』：生産性を高め、時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安心して働ける社会</p>
中部 都市計画区域 マスタープラン	<p><b>【都市づくりの基本方向】</b></p> <p>基本方向1：県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成</p> <p>基本方向2：自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成</p> <p>基本方向3：多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用</p> <p><b>【地域ごとの市街地像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域生活の拠点となる市街地【綾町 役場周辺】</li> <li>◆工業拠点【綾町 入野地区（工業団地）】</li> <li>◆観光拠点【綾ユネスコエコパーク】</li> </ul> <p><b>【土地利用に関する方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「人のまとまり」を形成する核となる市街地に都市機能を集約</li> <li>●核を中心として一定の人口密度を有する活力ある地域を形成</li> <li>●災害に強い安全な都市の構築、産業・観光の拠点の構築、既存集落の維持</li> </ul>
第八次綾町 総合長期計画	<p><b>【まちづくりの基本理念】</b></p> <p>照葉樹林都市・綾を基調とし、自然と調和した豊かで活力に満ちた教育文化都市</p> <p><b>【めざすべきまちの姿】</b></p> <p>「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」</p> <p>～あらゆる<sup>いのち</sup>生命がかがやくまち みんなで創る 日本のふるさと 綾～</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で安心して暮らせるまちづくり（生活基盤分野）</li> <li>●力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり（産業振興分野）</li> <li>●健康でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉分野）</li> <li>●郷土を担う人づくり（子育て・教育・文化分野）</li> <li>●共に支えあい自立するまちづくり（コミュニティ・行財政分）</li> <li>●快適で美しいまちづくり（自然・生活環境保全分野）</li> </ul>
綾町都市計画 マスタープラン	<p><b>【基本課題と方向性】</b></p> <p>方向性1：まちなかにおける環境・景観施策の総合的推進</p> <p>方向性2：「コンパクト+ネットワーク」の形成（綾の顔づくりと地域づくり）</p> <p>方向性3：親子3世代・次の世代が楽しく暮らせるまちづくり</p> <p><b>【まちづくりの基本目標】</b></p> <p>「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」</p> <p>～まちなかにおける環境・景観施策の総合的推進と持続可能なまちづくり～</p> <p><b>【分野別方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな暮らしの維持・実現と生きものとの調和・自然との共生</li> <li>●集落の維持活性化と広域連携</li> </ul>
第2期 綾町 まち・ひと・し ごと創生総合戦 略	<p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基本目標Ⅰ：良好な生活機能を確保する</li> <li>●基本目標Ⅱ：良好な就業環境を確保する</li> <li>●基本目標Ⅲ：魅力ある価値を創出する</li> <li>●基本目標Ⅳ：地域特性に合った社会基盤を確保する</li> </ul>

上位計画での位置付け・地域づくりの方向	
綾町生物多様性 地域戦略	<p><b>【目標像】</b> 「人と自然をいのちの輪でつなぐ」</p> <p><b>【地域ごとの目標（長期目標）】</b></p> <p>A 地域：綾町全域</p> <p>B 地域：野生が息づく地域（人が住んでいない山間地域）</p> <p>C 地域：多様な自然と共生する地域（麓（野首）・杵道・倉輪・竹野）</p> <p>D 地域：里山と共生する地域（上畑・宮谷・古屋・昭和・宮原・二反野・久木野々・尾立）</p> <p>E 地域：有機農業の耕作地域（四枝・中堂・揚町・立町・神下・麓・北麓・割付） ・生きものがにぎわう有機農業の里をめざします</p> <p>F 地域：豊かな住環境地域（東中坪・西中坪・南麓） ・「水・緑・くつろぎの空間」快適で美しい町並みをめざします</p> <p>G 地域：自然と共生した工業地域（酒泉の杜・JA 綾町 加工場・宮崎化成～宮崎木材市場㈱）・赤江機械工業） ・環境経営に取り組む企業の増加をめざします</p> <p>H 地域：豊かな河川環境地域（綾北川・綾南川・浦之名川）</p>
綾町景観計画 （改訂計画）	<p><b>【骨格的な景観形成の目標】</b> 自然の魅力と持続可能な人間力で創る心地よい景観のまち・綾 「美しいエコパークタウン綾の創出」</p> <p><b>【地区別景観形成の目標】</b></p> <p>◆<b>核心地域（コアゾーン）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発を避け、照葉樹林とそこに生息する動植物を最優先に守る</li> </ul> <p>◆<b>緩衝地域（バッファゾーン）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来も骨格となる河川景観を大切にす</li> <li>・四季折々の風景を守り、負担がかからない範囲で活用する</li> </ul> <p>◆<b>移行地域（トランジションゾーン）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然環境との共存を目指し、景観資源を保全しつつ持続的に活用する</li> <li>・豊かなコミュニティ活動と産業・生活空間において、連携と協働による心地よい景観を創る</li> </ul>
綾町 国土強靱化 地域計画	<p><b>【基本目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①町民の生命の保護が最大限図られる</li> <li>②本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</li> <li>③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる</li> <li>④本町の迅速な復旧・復興を可能にする</li> </ol>

まちづくりへの課題

- ・照葉樹林の自然環境や農業環境とともに、歴史文化等の地域資源を活用し、愛着をもって暮らし続けられるまちづくりが方向付けられています。
- ⇒自然と共生し次世代につなぐまちづくり

## 5 本町のまちづくりに関する主要課題

今後、人口減少や高齢化が進行することが予測される中で、都市機能の維持や生活サービスの維持、地域の活力、コミュニティの維持への影響を極力少なくすることが求められています。

そのため本町をとりまく状況の変化や町の特性・課題等を踏まえたまちづくりの主要課題を次のように設定します。

### 課題1：人口減少や少子高齢化などへの対応

#### 人口減少や少子高齢化を緩やかにするための交流人口・定住人口の創出

今後の人口減少や少子高齢化は、地域コミュニティ、各分野での担い手やまちづくりを行ううえで大きな影響を及ぼします。そのため交流人口から定住人口へつながる取組が必要です。

#### 健康で暮らせ、人々がつながりあう住環境・多様なコミュニティづくりの構築

快適に日々を過ごすためには、住民一人ひとりが健康で、人とつながりあうことが大切です。そのため人口減少や高齢化などに対応した、健康増進や新たなコミュニティなどの仕組みづくりが必要です。

#### 町民が「参加」し、「ともに創る」まちづくりへの仕組み構築

様々な社会情勢や多様な住民ニーズに対応するためにも、今後のまちづくりは、住民・民間事業者・行政が一体となり、公的な課題に対する協働した取組が必要です。

### 課題2：まち（市街地）の活性化・賑わい創出への対応

#### 本町の都市構造を踏まえたまちなか（中心市街地）の再生・活性化への対応

今後は、人口減少等によるまちの活性化や賑わいの低下の恐れがあります。そのため本町の都市構造などを検証し、役場周辺の活性化や地域産業の維持・育成が必要です。

#### まち歩き（回遊性）を高め、まちなかの賑わい創出を推進

地域経済の活性化や賑わいの創出などを進めるには、本町を訪れる人々の観光行動とともに、住民が日常生活やイベントをつうじた行動が活発に行われることが大切です。人の通りや滞在時間などへの好影響を促すため、まちなかで人々が往来する取組が必要です。

#### 第1次から第3次まで各産業の維持・育成と多様な職業や生業が行えるまちづくり

各産業において高齢化や生産年齢人口の減少などによる担い手不足が、農業から福祉、運輸業などの各業種で発生しつつあります。そのため新たな技術革新の導入や担い手の確保、所得向上などが重要です。また、中学生アンケート調査では「働く場所がない」などの調査結果があります。そのため多様な職業や生業が行えるまちづくりを行う必要があります。

### 課題3：安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりへの対応

#### 都市機能・施設の維持及び集約・再編（都市のコンパクト化と拠点形成）

人口減少や限られた財政事情が見通される中で、都市の活力、都市活動の維持や生活サービスの提供など、各世代が本町で暮らし続けられる環境づくりを図っていく必要があります。そのため、まちなかに位置する都市機能施設について維持・充実を行う必要があります。

#### 健康で快適な生活を過ごせるための生活サービスの維持・確保

地域で快適な生活を過ごすためには、買い物、地域医療、福祉や公園などを維持確保する必要があります。そのため人口減少や効率的な施設立地などに対応する必要があります。

#### 子育て世代や高齢者等のニーズに合わせた住みやすい環境づくり

若い世代が住みやすく、女性の就業率及び出生率の向上に向けて、子育て環境の整備は重要です。また、高齢者人口は、おおむね現状のままで推移します。そのため子育て世代及び高齢者等が住み、暮らしやすい環境づくりが求められます。

#### 地域交通網（道路・公共交通）による地域連携（地域及び拠点間ネットワーク）の維持

本町の人口分布として、都市計画区域外にも集落が点在しており、これら集落では高齢化が進行するものと見込まれています。そのため人口減少や高齢化などが見込まれるものの、その地で健やかに暮らせるためにも、集落と都市（買い物・病院・憩いの場など）を結ぶ地域交通網の維持と連携が重要となります。

#### 公共交通の維持や利便性向上を含めた各移動手段への対応

公共交通におけるバスのカバー率は市街地（用途地域）でやや高いものの、利用者数は限られ

ている状況です。そのため公共交通の利便性向上や地域に根差した移動手手段の導入なども考える必要があります。

#### **都市構造の見直しと土地利用の適正誘導**

本町の都市構造の骨格は、役場周辺の商業及び住宅系市街地と綾北川沿いの工業系市街地、これらを取り囲む農業生産地、丘陵地・山林により構成されております。今後の町の活性化や振興に向けて、自然景観との調和などに配慮しつつ、土地利用の適正誘導について検討が必要となります。

#### **官民が保有する社会資本ストックの有効活用と老朽化への対応**

公共施設（インフラ施設・公共建築物など）の老朽化が課題であり、本町も例外ではありません。そのため官民が所有する社会資本ストックの効率的な活用・配置と老朽化対策が必要となります。

#### **空き家・空き地・空き店舗及び公的不動産の適正管理・有効活用**

人口減少などによる空き家・空き地・空き店舗が中心市街地でも一部に発生しています。地域経済の活性化や賑わいの創出などを進めるには、これらの有効活用が必要となります。また、公的不動産は、地域振興や活性化の有効な種地として、有効活用が求められています。

#### **災害に強く、環境負荷の少ないまちづくりへの対応**

近年の局地的な豪雨や地震などへの災害対策が重要となります。また、災害対策には、河川などのハード整備から、安全に避難出来るなどの事前・減災対策、被災後の復興対策など、状況により対応が異なります。そのため限られた財源の中で、どのように安心・安全を確保するか事前準備することが必要です。また、身近な生活の中で、ごみの減量化・CO<sup>2</sup>排出などを低減させる取組も必要です。

### **課題4：次世代へつなぐ地域資源の保全・継承・開発と有効活用**

#### **農業生産基盤の維持・継承と生業の確立**

本町の特性である自然生態系農業は、生産者の生業により成り立っています。農業生産者の生業を確立し、農業生産基盤と田園景観などを引継ぐ取組が必要です。

#### **自然・歴史文化資源に触れ、学び、継承する環境づくり**

本町に関わる誰もが愛着をもって暮らし続けられるように、照葉樹の自然環境や「綾城」に代表される歴史・文化資源など、本町固有の特性を引き継ぐとともに、魅力や強みとして発信し、まちづくりへ活用していく必要があります。

#### **交流拠点の有効活用による、地域活性化への取組**

本町には、酒造直営の「酒泉の杜」が都市計画区域内に位置しています。テーマパーク性のある交流拠点として、まちなかとの連携強化などを通して、さらなる魅力発信や交流人口の誘導を図っていく必要があります。



## 第2章 立地適正化に関する基本方針

### 2-1 綾町立地適正化計画の方針

#### 1 目指すまちの姿

##### 《町を取り巻く社会情勢への対応と地域特性・資源の活用》

人口減少や少子高齢化、災害に対する安全意識の高まり、住民の価値観やニーズの多様化、限られた財政事情など、本町を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

本町のこれからのまちづくりは、こうした状況に適切に対応してだけでなく、県中部圏域の地域生活の拠点となる市街地として、県道等の交通網の利便性を活かした交流・連携とともに、照葉樹林に代表される優良な自然環境と共生した取組を進めていくことが重要となっています。

##### 《誰もが安心して安全に暮らし続けられるまちづくり》

限られた財源のなかでまちづくりを進めていくためには、豊かな自然、歴史・文化資源、優良な農業環境、工業団地等を活かしつつ、産業や交流の活性化、定住環境の整備などにより、「住民が安心して安全に暮らし続けられる持続可能なまちづくり」を進め、それぞれのライフスタイルを本町で持続的に確立することを目指す必要があります。

そのためには、それぞれのライフスタイルで必要とされる都市機能を維持もしくは充実させることはもちろんのこと、「子供を産み育てる若い世代や高齢者が住みやすい環境づくり」による地域活動の維持や各産業での担い手不足への対応、「恵まれた自然や歴史・文化等の特性を活かした活気ある地域経済の創出」など、住民の誰もが誇りをもって暮らせるまちづくりへ向けて、住民が主体となった協働によるまちづくりを展開していくことが重要です。

#### 目指すまちの姿

※第八次綾町総合長期計画における「めざすべきまちの姿」

「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」

##### 【綾町のまちづくりに係る基本課題】

- 人口減少や高齢化への対応
- まち（市街地）の活性化・賑わい創出への対応
- 安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりへの対応
- 次世代へつなぐ地域資源の保全・継承・開発と有効活用

## 2 立地適正化計画の方針

### 立地適正化計画に関する基本方針（まちづくりのターゲット）

現在の都市構造や目指すまちの姿を踏まえ、将来に懸念される課題に備えるために立地適正化に関する基本方針を検討します。（対象区域：都市計画区域〔842ha〕※都市再生特別措置法第81条第1項目）

本町は、町域の南側に比較的コンパクトな市街地が形成され、各種の都市機能が集約された都市構造が形成されています。基本的には、これからも現在の都市構造を維持しつつ、役場周辺などの拠点機能を高めるとともに、状況に応じた土地利用の見直しを進め、人口減少や少子高齢化の状況下においても、地域生活の拠点として魅力あるまちづくりが求められています。

そこで、本計画では、「ひとと自然・くらしの輪で紡ぐ持続可能なまちづくり」により、本町に住み・働くひとびとのライフサイクルを持続的に確立することを立地適正化に関する基本方針とし、総合長期計画における「めざすべきまちの姿」である「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」の実現に向けた対応を図っていきます。

### まちづくりの目標

この方針に基づき、目指すまちづくりの目標としては、先人が築いてきた都市の骨格を再度振り返り、町の活動の中心である役場周辺の地域について、基幹的なバス路線のカバー状況等を考慮し、役割や性格に応じた拠点形成や都市機能の維持・充実を図ります。

また、拠点周辺の良い住環境や都市基盤の充実したエリア、公共交通や生活サービスの利便性の高いエリアへなどへの居住の維持・誘導を図り、人口減少などの社会情勢の変化に応じた安心・安全なまちづくりを進めていきます。

### 立地適正化に関する基本方針（まちづくりのターゲット）

人口減少などの社会情勢を踏まえた

「ひとと自然・くらしの輪で紡ぐ持続可能なまちづくり」

#### 【まちづくりの目標】

##### 特性と強みを活かしたまちなかの魅力づくり

- 豊かな自然や農業資源、歴史・文化と共生した産業振興や交流の促進に加えて、将来を見据えた拠点集約とネットワーク型の都市構造に向けた取組を進め、役場などを中心に、心地よい風景資源や既存の都市機能集積を活かした拠点づくりを進めるとともに、各拠点の位置付けや地域の特性に応じた都市機能の維持・強化を推進します。

##### まちなかの環境改善や綾町らしい居住環境の確保による居住の維持・誘導

- 良好な住環境や都市基盤の充実したエリア、公共交通や生活サービスの利便性の高いエリアとともに、綾町らしい緑や風景と共生した居住環境を有する拠点周辺エリアへ居住を誘導するとともに、空き家・空き店舗、低未利用地の活用、安全に安心して歩ける空間づくりなどにより、子育て世代や高齢者など多様な世代が安心して暮らせるまちなかへの居住を推進します。

##### 公共交通によるまちなかと各地域との連携強化

- まちなかの公共交通の利用しやすさを改善させるとともに、各拠点や地域とまちなかを結び公共交通網の維持・改善を図り、相互の連絡性や回遊性の向上を推進します。

##### 災害に強い安心・安全なまちづくり

- 誰もが安心して、安全に暮らすことができ、必要に応じた避難が的確にできるように、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等と連携しながら、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進します。

## 2-2 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針

### 1 目指すべき都市の骨格構造

#### 《都市の骨格構造とは》

都市の骨格構造とは、社会情勢の変化や広域的な位置付け、まちづくりに係る基本課題への対応を踏まえ、本町の目指すまちの姿、本計画の基本方針（まちづくりのターゲット）やまちづくりの目標の達成に向けて、町全体の特性や骨格をランドデザインとして概念的に示すものです。

#### 《県都市計画区域マスタープラン・綾町都市計画マスタープランでの位置付け》

上位計画である「中部圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、

- 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成
- 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

を都市づくりの基本方向とし、実現に向けた市街地像では、都市機能を維持できる一定の人口密度を有する「人のまとまり」を核とする市街地の形成を方向づけ、「拠点」、「ゾーン」及び「軸」による都市構造により、宮崎県の目指す都市づくりである「豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていく」こととしています。

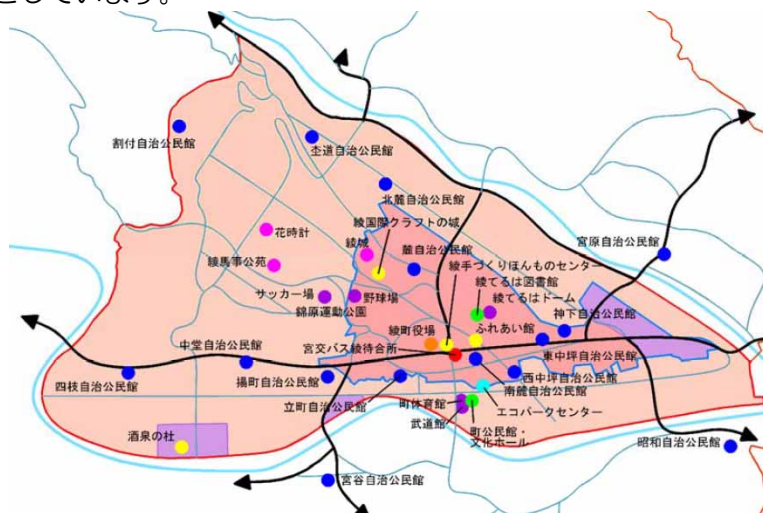


図 宮崎県の将来都市構造図

また、「綾町都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本課題と方向性を

- まちなかにおける環境・景観施策の総合的推進
- 「コンパクト+ネットワーク」の形成（綾の顔づくりと地域づくり）
- 親子3世代・次の世代が楽しく暮らせるまちづくり

とし、ゾーン(面的要素)、拠点(点的要素)、軸(線的要素)による都市構造により、総合長期計画の「めざすべきまちの姿」である「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」の実現に向けた対応を図ることとしています。



凡 例	
	自然生態系農業の耕作ゾーン
	豊かな住環境ゾーン
	自然と共生した工業ゾーン
	豊かな河川環境ゾーン
	エコパーク拠点
	交通拠点
	スポーツ・運動交流拠点
	産業交流拠点
	文化交流拠点
	観光・シンボル拠点
	自治公民館活動拠点
	行政拠点
	広域連携軸
	地域連携軸
	都市計画区域境界
	用途地域界

図 綾町の将来都市構造図（綾町都市計画マスタープラン）

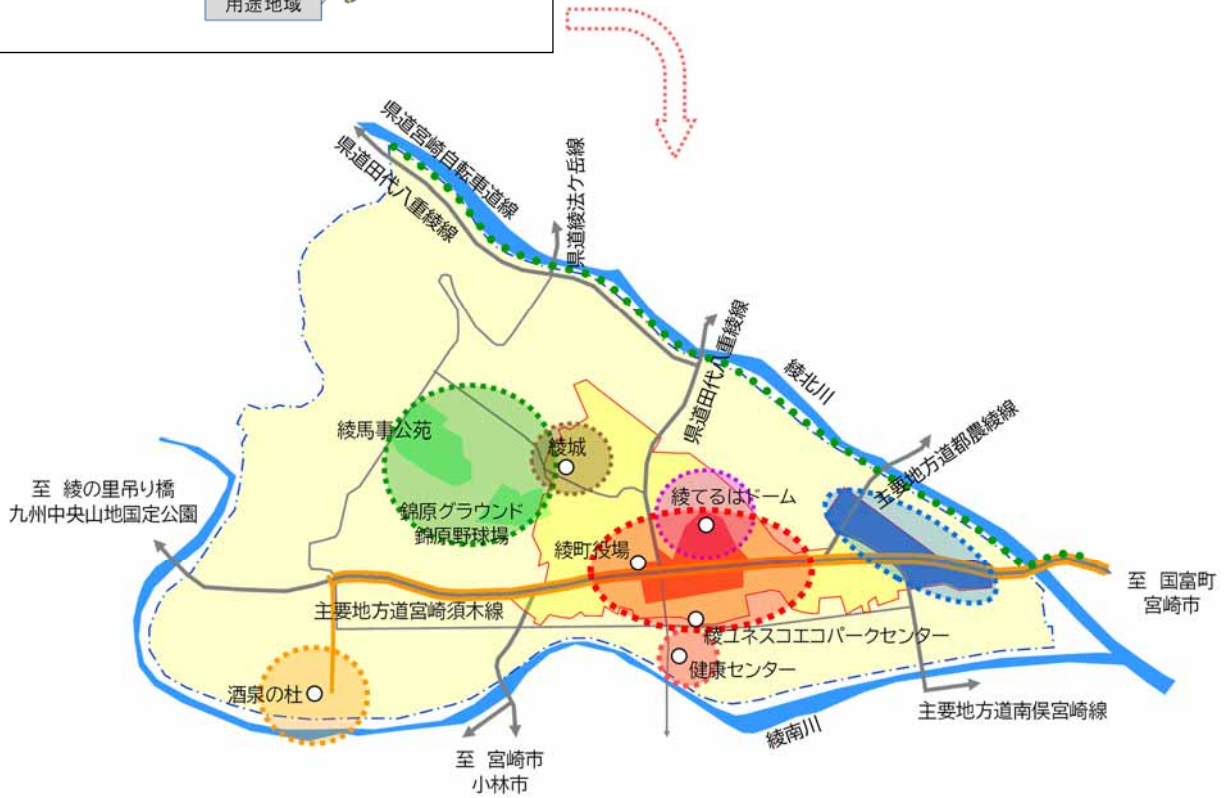
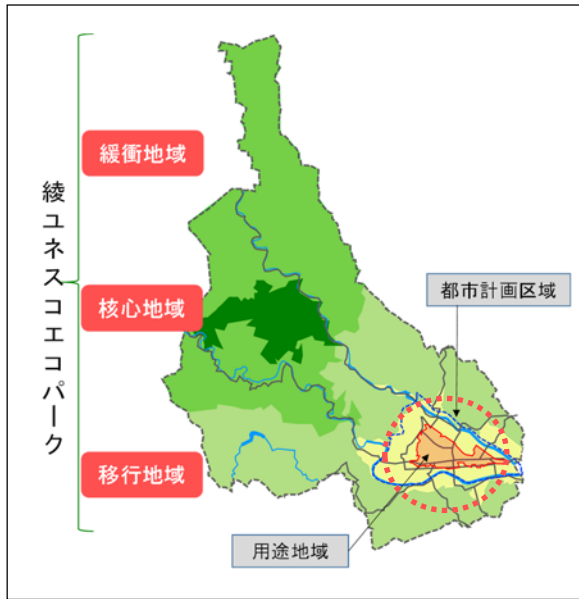
## 《目指すべき都市の骨格構造》

本計画においても、市街地と農地・自然が共生する中で、交通利便性が高く都市機能が集積した拠点を形成するとともに、拠点間を相互にネットワークする主要道路や基幹的な公共交通軸を骨格とし、綾町の特性を踏まえた「拠点集約とネットワーク型の都市構造」の構築を目指すものとします。

## 《都市の骨格構造の構成要素と位置付け》

種別	位置付け
 中心拠点 (地域生活の拠点)	主要地方道宮崎須木線と県道田代八重綾線の交差点を中心に指定される近隣商業地域及び周辺は、商業や生活サービス、公共交通環境の維持・充実などにより、本町の顔となる賑わいのある「中心拠点」(地域生活の拠点)の形成を図ります。
 工業拠点	入野地区に指定される工業地域を「工業拠点」として操業環境の維持と機能の導入・育成を図ります。
 教育・文化拠点	「綾てるは図書館」、「綾てるは文化公園」、「綾てるはドーム」を含む周辺環境整備により、「教育・文化拠点」を形成します。
 歴史・文化拠点	「綾城」、「綾国際クラフト館」を中心に、「歴史・文化拠点」を形成します。
 スポーツ・レクリエーション拠点	「錦原運動公園」、「綾馬事公苑」を中心に、「スポーツ・レクリエーション拠点」を形成し、まちなかや周辺拠点との回遊性の向上を図ります。
 健康・福祉拠点	「健康センター」、「綾町デイサービスセンター」、「綾町体育館」を中心に、「健康・福祉拠点」を形成します。
 交流拠点	「綾自然蔵見学館」、「酒泉の杜」を核として、「交流拠点」を形成します。
 市街地形成ゾーン	主要地方道宮崎須木線沿道の用途地域を「市街地形成ゾーン」として位置付け、既存の都市機能集積を活かすとともに、低未利用地の有効活用などによる定住機能の向上や都市基盤施設の効率的な整備、子育て世代や高齢者が安心して暮らせるまちづくりなどに配慮した居住環境整備と機能の充実を図ります。
 自然生態系農業と集落の共生ゾーン	用途地域周辺に広がる農地や集落を「自然生態系農業と集落の共生ゾーン」として位置付け、優良な農業生産基盤の維持・育成を進めるとともに農業移住による担い手確保などにより、良好な農業環境と集落環境の共生を図ります。
 広域連携軸	主要地方道、一般県道及び「宮崎交通綾待合所」を起点とするバス路線(公共交通基幹軸)を「広域連携軸」として位置付け、適正に維持・管理により、都市間の多様な交流・連携を強化します。
 地域連携軸	都市計画区域内の都市計画道路及び主要町道を「地域連携軸」として位置付け、地域相互間の連携と発展を促します。
 水と緑の軸	河川空間は、本町の個性を表現する資源として、「水と緑の軸」として位置付け、県道宮崎自転車道線との連携などにより、誰もが安全に散策したり、自転車で巡ることができるネットワークの形成を図ります。

- ※拠点 都市活動や産業活動、歴史・文化・観光レクリエーション活動などの中心となり、まちの活力や賑わいを生み出し、多くの人や物が集まり交流を進める地区を都市づくりの「拠点」として位置付けます。
- ※「ゾーン」 現在の市街地形成や将来の計画的な土地利用の規制・誘導を踏まえ、それぞれの地域の特性や「拠点」「軸」との配置に適応した土地利用を形成させる地域を「ゾーン」として位置付けます。
- ※「軸」 周辺都市や町内の地域間を結びつけるとともに、産業活動や住民生活を支え、本町の骨格を示す道路網形成や土地利用の誘導に重要な役割を果たす道路を「軸」として位置付けます。また、潤いと安らぎを与えてくれる河川や緑、安心・安全で快適に歩ける歩行者・自転車空間についても「ネットワーク(軸)」として位置付けます。



	中心拠点（地域生活の拠点）		市街地形成ゾーン
	工業拠点		自然生態系農業と集落の共生ゾーン
	教育・文化拠点		広域交通軸
	歴史・文化拠点		地域交通軸
	スポーツ・レクリエーション拠点		水と緑の軸
	健康・福祉拠点		用途地域
	交流拠点		都市計画区域

図 目指すべき都市構造のイメージ

## 2 目指すべき都市構造への誘導方針

拠点集約とネットワーク型の都市構造の構築により、「ひとと自然・くらしの輪で紡ぐ持続可能なまちづくり」を図るための誘導方針を次のように設定します。

- 各拠点の役割に応じた都市及び生活サービス施設の積極的な維持・誘導
- 都市計画事業等により都市基盤が充実した地域や、生活サービス施設が集積する利便性の高い地域などへの居住の誘導
- 拠点へのアクセスや拠点相互の円滑な移動に資する公共交通網の維持・充実
- 若者や子育て世代に対する魅力あるまちづくりの推進
- 高齢者が身近な地域で生活サービスを受けられるまちづくりの推進
- 市街地（用途地域）以外の集落地等における地域コミュニティや生活環境の維持

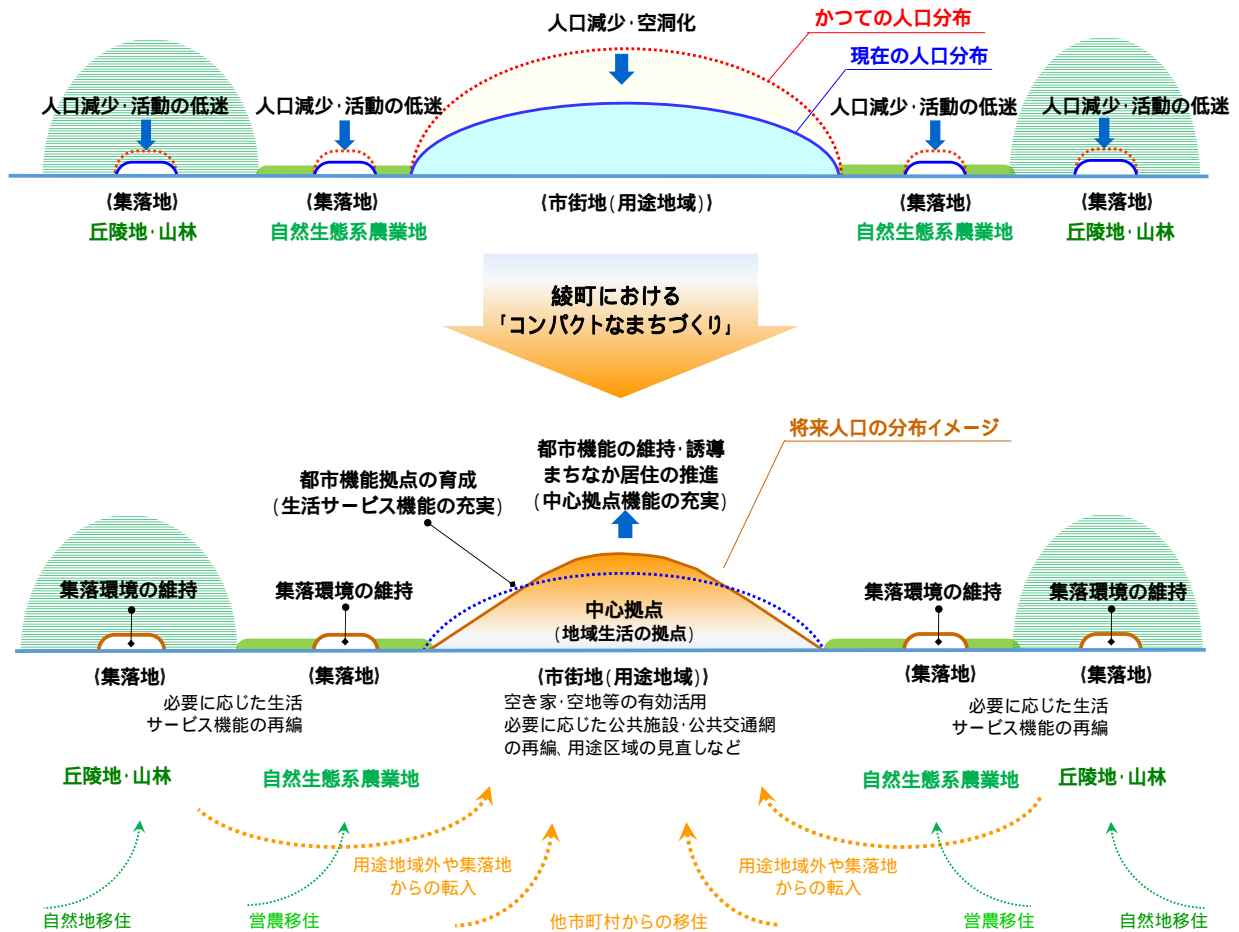
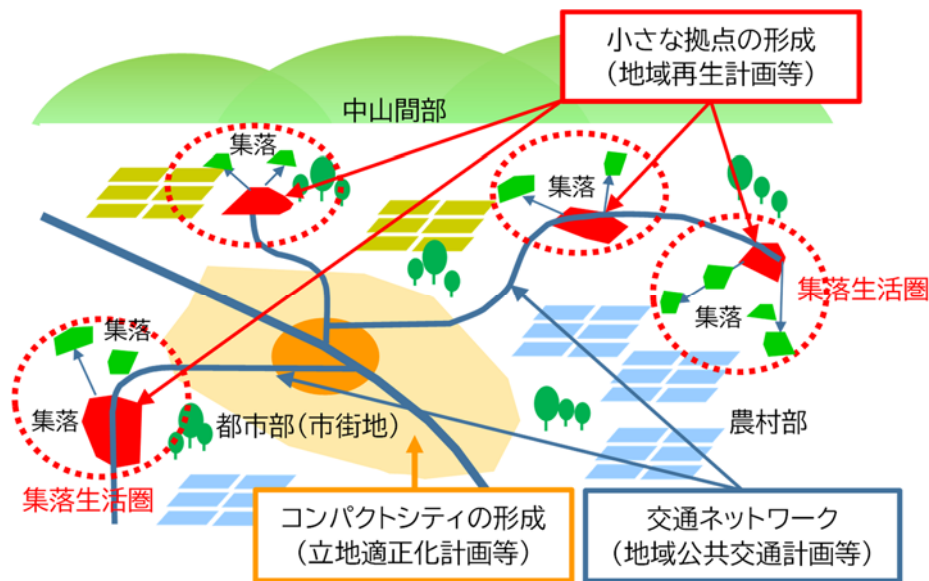


図 都市機能及び居住の誘導方向

### 【参考】綾町での都市計画区域外の農業地域及び中山間地域のまちづくりの考え方

- 立地適正化計画の対象区域は、基本的に都市計画区域内となりますが、本町では、都市計画区域外の農業地域や中山間地域においても集落等が点在し、地域の文化や歴史が営まれています。
- このため、特に都市計画区域外においては、各地区の自治公民館活動等との連携を更に深め、地域の状況に応じた生活環境を維持していく必要があります。
- 具体的には、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、地域の自然、農業等の産業、防災及び地域福祉などと連携しながら、生活環境の維持に向けた「小さな拠点づくり」等による地域運営の仕組みづくりを進めます。
- この拠点づくりは、高齢化による地域住民の支え合いを通じた新たなコミュニティ形成や必要となる集落機能を維持させることで、集落での生活環境維持・発展を行政・住民・関係団体が連携しながら構築し、様々な社会情勢に対応できる生活環境を整える取り組みです。
- そのうえで、まちなかとの交通ネットワーク等によるつながりや関係性を深め、綾町全体としての持続可能なまちづくりを図っていきます。



(資料：「小さな拠点」づくりガイドブック（国土交通省）イメージ図を加工)

## 第3章 都市機能誘導区域

### 3-1 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、都市機能を増進する施設の立地を誘導すべき区域であり、国が示す都市計画運用指針や立地適正化計画策定の手引きに準拠したうえで、本町の目指す持続可能なまちづくりへ向けて、拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊性など地域としての一体性等の観点に基づき設定します。

※都市機能：都市の生活を支える医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等の機能

#### 1 都市機能誘導区域の役割と効果

##### 《都市機能誘導区域の役割》

町や地域の中核として都市機能の誘導や集約を図り、各種サービスの効率的な提供と様々な交流を通じて、賑わいと活性化を維持・充実させ、魅力的なまちづくりを牽引する区域。

##### 《都市機能誘導区域の効果》

###### 都市機能の維持・充実

→都市機能の維持や導入により、区域内の身近な生活サービスや都市全体の利便性の向上につながります。

###### 都市空間の質的向上

→都市機能や居住の誘導により、市街地における既存ストックの活用や新たな土地利用が行われることで、都市機能の充実にあわせた道路や歩行者空間の確保、景観形成の促進、良好な居住地の確保など、賑わいの中心としての都市空間の質の向上につながります。

###### 都市のイメージと価値の上昇

→都市機能や都市空間の充実、魅力ある居住地の確保等により、都市の価値や土地の価値の上昇が期待できます。

#### 2 都市機能誘導区域設定の考え方

##### 《都市機能誘導区域設定の考え方》

都市機能誘導区域の設定は、本町のこれからのまちづくりへの対応、既存の都市機能の集積及び都市基盤の有効活用、安全で安心して暮らし続けられることへの対応の観点より、次のステップで設定を行います。

**ステップ1**：市街地(用途地域)

**ステップ2**：地域生活の拠点の位置付け(都市計画区域マスタープラン等)

**ステップ3**：都市機能やバス交通などの主要施設及び人口の集積

**ステップ4**：災害リスクが低く被災時の避難行動や場所の確保ができる区域

##### 《都市機能誘導区域の基本的考え方》※都市計画運用指針より

●医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設をどのように誘導するかが重要となる。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みである。



## 【参考】都市計画運用指針・立地適正化計画策定の手引きにおける都市機能誘導区域

### ◆都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

### ◆都市機能誘導区域の設定

- 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- 都市の拠点となるべき区域 など
- なお、都市再生特別措置法の規定や趣旨に鑑み、都市計画区域外、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域（崖崩れ、出水等）は、原則として都市機能誘導区域に含めないものとします。

#### （参考）都市機能誘導区域の設定の考え方

- 鉄道駅に近く、一定の都市機能（医療施設、商業施設、公共施設等）が集積している区域か。
- 一定の人口密度が維持され、公共交通の利便性が確保されているか。
- 土砂災害特別警戒区域等の災害リスクが高い区域を含んでいないか。
- その他、上位計画における拠点地域、市街化の状況、用途地域、過去の基盤整備、土地利用等を考慮した区域か。 など

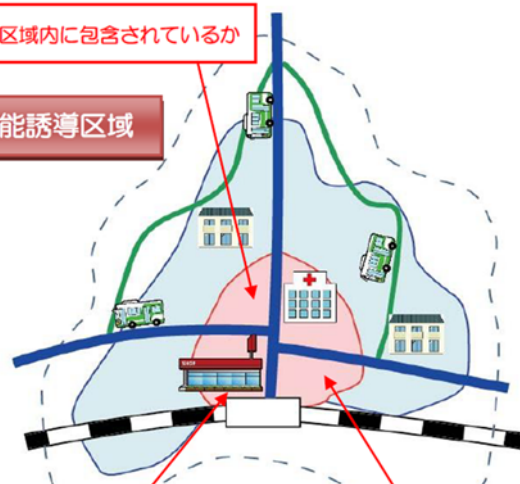
#### 都市機能誘導区域の設定

#### 都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業・子育てなど都市機能を拠点に誘導・集約あるいは維持することにより、各種サービスの効率的な提供が図られる区域。

居住誘導区域内に包含されているか

都市機能誘導区域



現在において、一定の都市機能が集積している区域か

一定の人口密度が維持、公共交通の利便性が確保されているか

### 3-2 都市機能誘導区域の設定

綾町における都市機能誘導区域は、前記した設定の考え方（ステップ1～ステップ4）に基づき、市街地（用途地域）を基本に、各ステップにおける設定要件を踏まえて、区域の設定を行います。

#### 1 区域設定の条件

##### ステップ1：市街地（用途地域）・ステップ2：地域生活の拠点の位置付け

<p>「拠点集約とネットワーク型の都市構造」の構築や市街地の空洞化への対応、地域で快適に暮らせる環境づくりなど、これからのまちづくりに対応できる区域</p> <p>◆商業・住宅系の既成市街地 ◆県都市計画区域マスタープラン等における拠点</p>	<p><b>【含める区域】</b> ⇒商業・住宅系市街地（用途地域） ⇒地域生活の拠点の位置付け（都市計画区域マスタープラン等） ⇒将来人口密度（推計）</p> <p><b>※その他配慮すべき区域</b> ⇒都市再生整備計画における「まちなかウォークアブル区域」</p> <p><b>【含めない区域】</b> ⇒工業系市街地（用途地域）※住宅用建築物禁止区域</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### ステップ3：都市機能やバス交通などの主要施設及び人口の集積

<p>都市機能（生活サービス施設等）の集積に加え、基幹的な公共交通が位置し、居住人口が多く都市活動が活発であり、既存ストックの有効活用とともに、都市機能の誘導により、さらなる効果が期待できる区域</p> <p>◆都市機能及び人口集積地</p>	<p><b>【含める区域】</b> ⇒公共交通（バス）のアクセス可能圏域（バス停 300m） ⇒各種生活サービス施設のアクセス可能圏域（商業施設 800m、医療施設 800m など）</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### ステップ4：災害リスクが高く被災時の避難行動や場所の確保ができる区域

<p>土砂災害や浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、被災時の避難行動や避難場所が確保でき、安心して暮らし続けられることが可能な区域</p> <p>◆各種ハザード区域</p>	<p><b>【含めることが適当か判断すべき区域】</b> ⇒浸水想定区域（河川氾濫） ⇒土砂災害警戒区域</p> <p><b>【含めない区域：災害レッドゾーン】</b> ⇒土砂災害特別警戒区域 ⇒地すべり防止区域 ⇒急傾斜地崩壊危険区域 ⇒災害危険区域（崖崩れ、出水等）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 抽出条件の整理

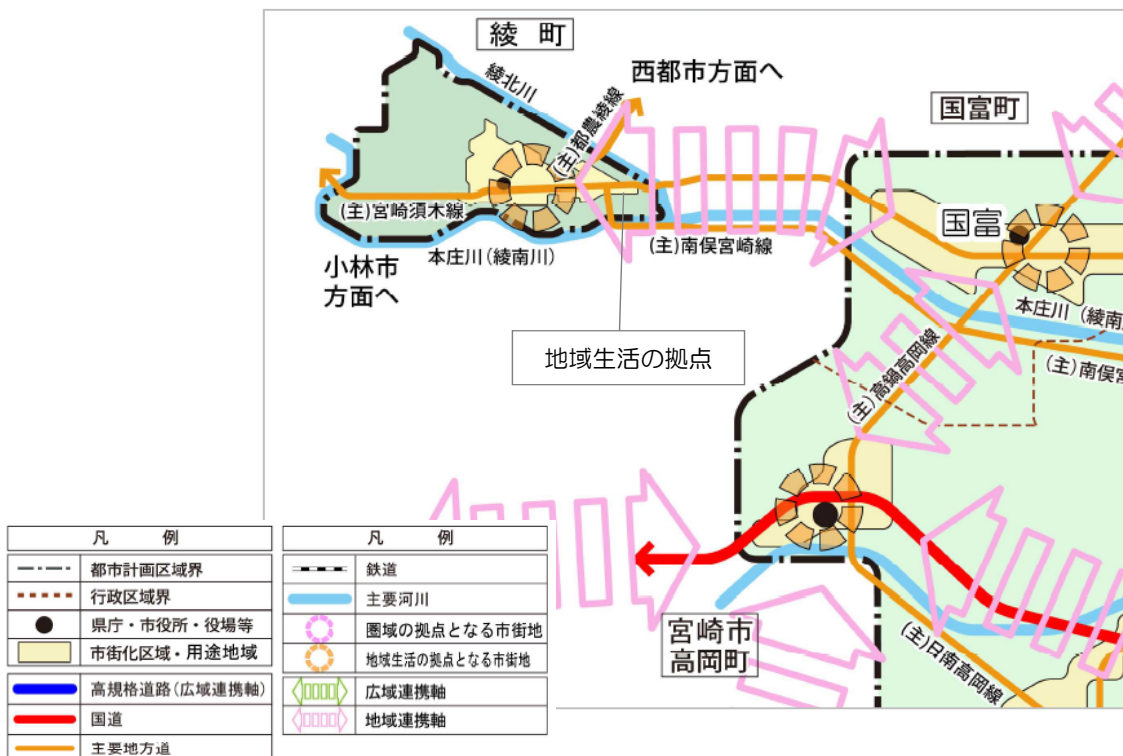
### ステップ1：市街地（用途地域）

- ◆商業・住宅系市街地であり、これからのまちづくりに対応できる区域 含める区域  
【商業・住宅系市街地（用途地域）】



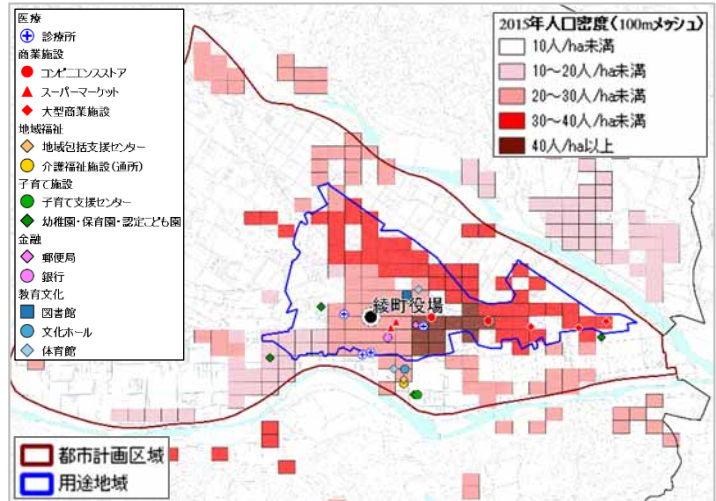
### ステップ2：地域生活の拠点の位置付け

- ◆「拠点集約型の都市構造」の構築に資する拠点の位置付けがあり、これからのまちづくりに対応すべき区域 含める区域  
【中部圏域構想図における地域生活の拠点（都市計画区域マスタープラン）】
- ・都市計画区域マスタープランでは、役場周辺を「地域生活の拠点」として位置付け

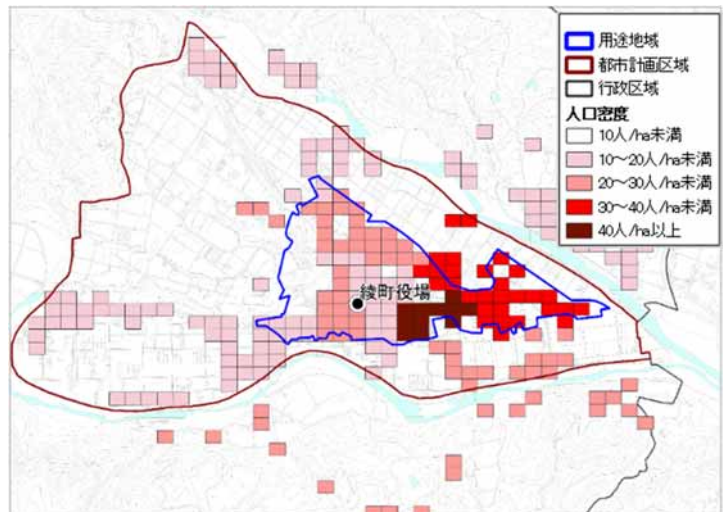


【拠点における都市機能集積と人口分布（2015年）】

- ・主要地方道宮崎須木線沿線を中心に公共公益施設や商業施設等の都市機能や人口が集積



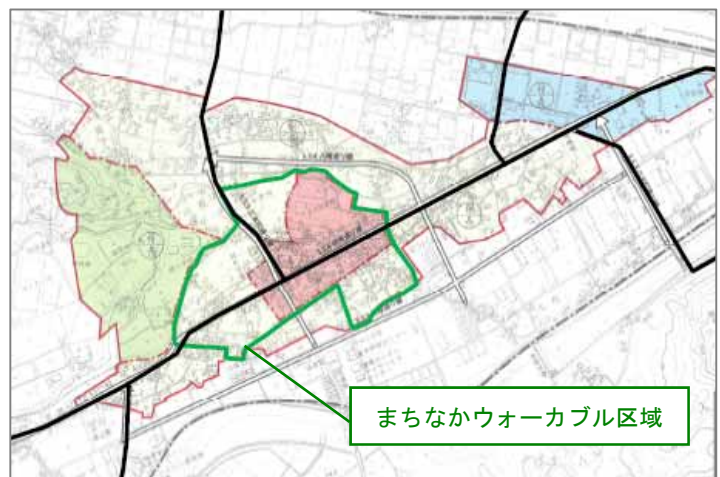
【将来人口密度（2040年推計）】



- ◆都市再生整備計画の「まちなかウォークアブル区域」位置付けがあり、まちなかのまちづくりに配慮すべき区域　その他配慮すべき区域

【都市再生整備計画（まちなかウォークアブル区域）】

- ・役場周辺の近隣商業地域を中心にまちなかウォークアブル区域が指定

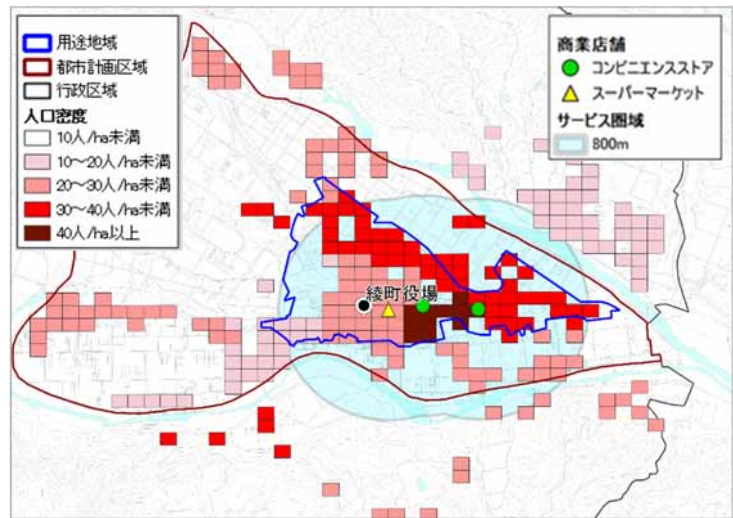


### ステップ3：都市機能やバス交通などの主要施設及び人口の集積

- ◆都市機能集積や基幹的公共交通が位置し、既存ストックの活用と都市機能誘導によりさらなる効果が期待できる区域 含める区域

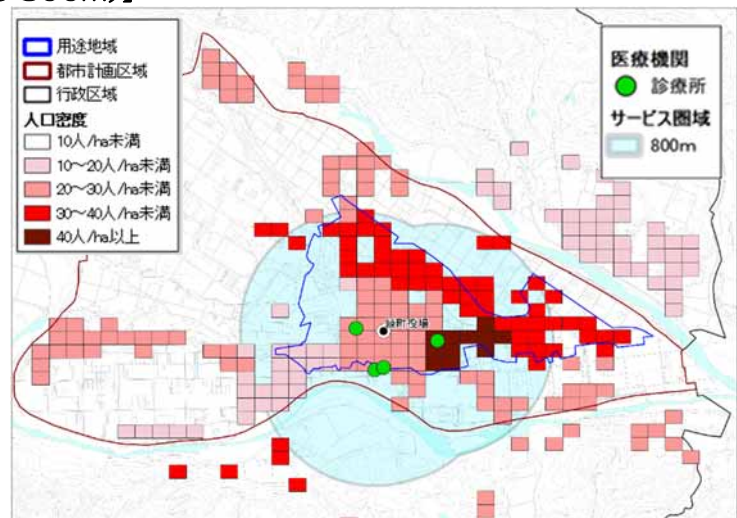
【商業店舗（スーパー・コンビニ）のサービス圏域（施設から800m）】

- ・おおむね用途地域全域がサービス圏域に含まれている



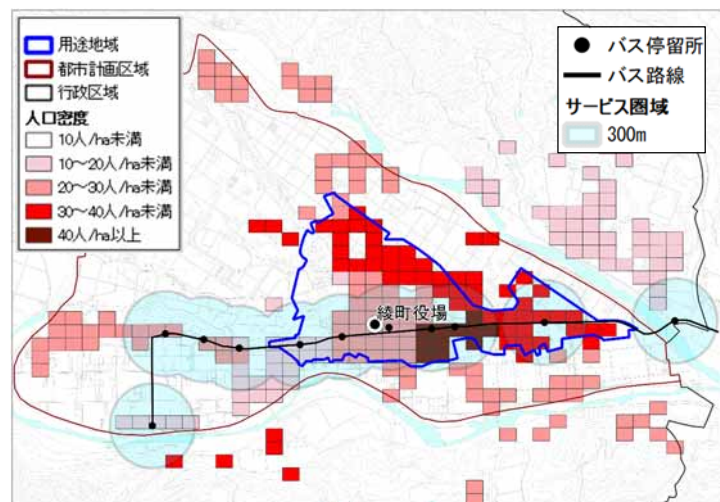
【医療施設のサービス圏域（施設から800m）】

- ・おおむね用途地域全域がサービス圏域に含まれている



【公共交通（バス）のサービス圏域（バス停から300m）】

- ・（主）宮崎須木線の沿線を中心にサービス圏域となっている

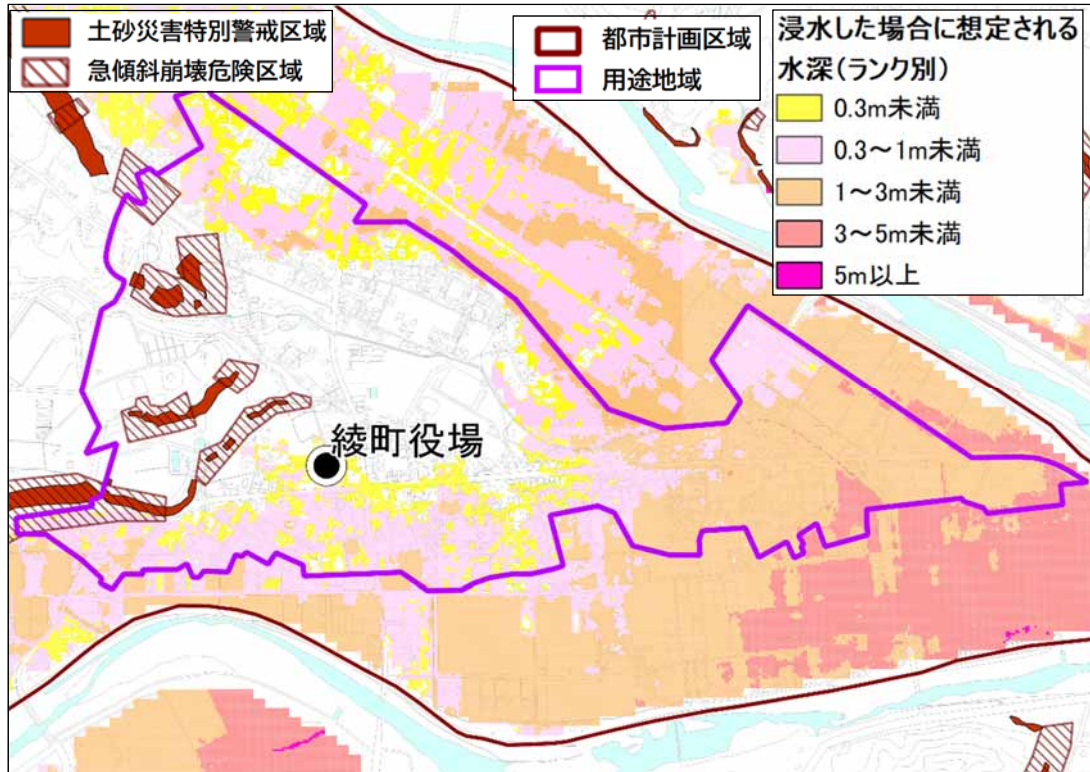


## ステップ4：災害リスクが低く被災時の避難行動や場所の確保ができる区域

### ◆災害リスクが低く、安心して暮らし続けられることが可能な区域

含めることが適当か判断すべき区域

- 立地適正化計画において、居住誘導区域から原則除外する「災害レッドゾーン」（土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域（崖崩れ、出水等））として、綾町では土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域について、綾城北側から綾北川に至る斜面及び主要地方道宮崎須木線北側の斜面に指定されています。



資料：九州地方整備局 宮崎河川国道事務所、宮崎県土砂災害マップ

図 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）及び土砂災害警戒区域の状況

#### ※土砂災害の危険性

- 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、「災害レッドゾーン」に分類され、原則として居住誘導区域に含めないこととされており、本町においても、都市機能誘導区域や居住誘導区域に含めないこととします。

#### ※河川氾濫（浸水）の危険性

- 浸水想定区域は、指定時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により大淀川、本庄川、深年川、綾北川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。（算出前提降雨：大淀川流域の24時間総雨量612mm）
- 用途地域の北側や東側、南側の一部の地域が上記「最大想定規模クラス」の浸水想定区域の範囲となっているものの、既成市街地であり、都市構造上、都市機能誘導区域や居住誘導区域から除くことは現実的ではない状況です。
- 用途地域内の浸水深は一部を除き3m未満であり、本町では、国や県とも協力しつつ、自主防災組織等を支援し、避難体制の構築を含め、様々な防災対策を進め、ソフト・ハード対策による防災力の強化を図ることとし、浸水想定区域の一部市街地（用途地域）を都市機能誘導区域や居住誘導区域に含むこととします。

### 3 都市機能誘導区域の設定

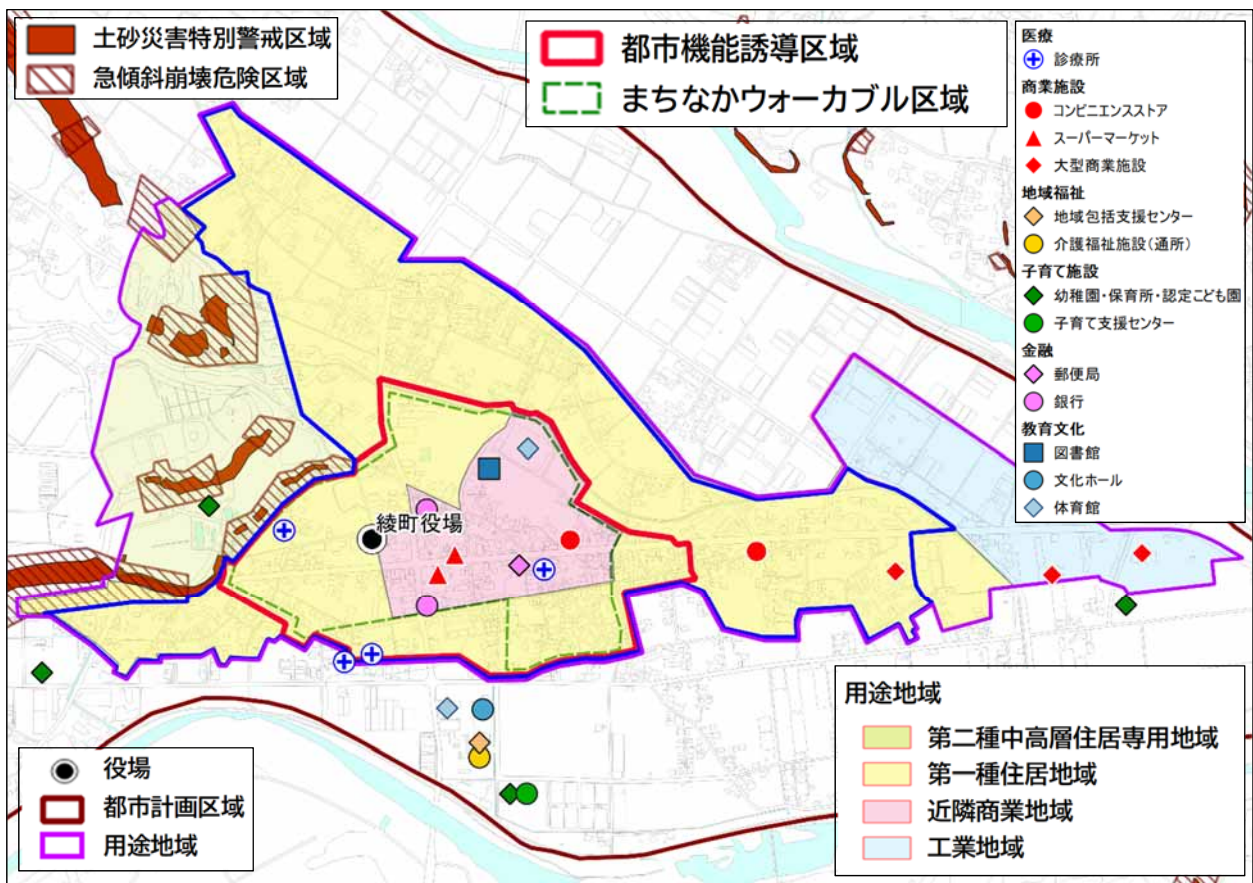
本町における都市機能誘導区域は、区域の果たすべき役割と効果を発現させる基本的な考え方に基づき、前述の設定要件を踏まえて設定します。

なお、本町では、役場や公共公益施設に加え、公共交通が位置する(主)宮崎須木線沿線を基本に都市機能誘導区域を設定します。

**【都市機能誘導区域】**（面積：37.9ha ※災害レッドゾーン0.9ha 除く）用途地域の27.5%

※都市機能誘導区域設定のコントロールポイント

- ・ 東側：都市計画道路界
- ・ 西側：用地地域界（第2種中高層住居専用地域）及びまちなかウォークアブル区域（災害レッドゾーン除く）
- ・ 南側：まちなかウォークアブル区域及び商業施設等都市機能を含む道路界
- ・ 北側：まちなかウォークアブル区域及び耶治川



**綾町の都市機能誘導区域**

- ・ (主)宮崎須木線沿線に形成される綾町の市街地は、都市計画区域マスタープランの地域生活の拠点として位置付けられ、役場や各種の都市機能が集積し、バスなど公共交通の利便性が高い地域です。
- ・ 都市機能誘導区域は、綾町の市街地特性や役割など、ステップごとの抽出条件を踏まえ、上記の赤囲み（太線）の範囲として設定します。

## 第4章 居住誘導区域

### 4-1 居住能誘導区域設定の考え方

居住誘導区域は、都市機能誘導区域と一体となり、人口密度の維持に向け、居住を誘導していく区域です。このため、国が示す都市計画運用指針や立地適正化計画策定の手引きに準拠したうえで、都市機能誘導区域と連携し、人口密度の維持等を通じた居住環境の維持を基本とする考え方に基づき設定します。

なお、この区域は原則「都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点（＝都市機能誘導区域）並びにその周辺の区域」であるため、第3章で設定した都市機能誘導区域並びにその周辺で区域設定することを基本とします。

#### 1 居住誘導区域の役割と効果

##### 《都市機能誘導区域の役割》

人口減少の中で一定の地域等において人口密度を維持するため、良好な居住環境を確保し、居住を誘導することにより、生活サービスやコミュニティの持続性の確保や、公共投資・公共公益施設の維持・運営などが効率的に行われるような住環境を図る区域。

##### 《居住能誘導区域の効果》

###### 住民利便性の維持・向上効果

→市街地の人口密度が維持・増加することにより、都市機能施設の人口カバー率が維持・改善され、住民の利便性の維持・向上につながります。

###### 行財政の効率化

→市街地の人口密度が維持・増加することにより、公共施設の統廃合、町内巡回バスの運行経費の削減、道路・下水道等のインフラ維持・更新費の削減等、行財政の効率化を図ることが期待されます。

#### 2 居住誘導区域設定の考え方

##### 《居住誘導区域設定の考え方》

居住誘導区域の設定は、都市機能誘導区域並びにその周辺での区域設定を基本に、都市機能誘導区域の設定に準じ、本町のこれからのまちづくりへの対応、既存の都市機能の集積及び都市基盤の有効活用、安全で安心して暮らし続けられることへの対応の観点より、次のステップで設定を行います。

**ステップ1** : 市街地(用途地域)、都市機能誘導区域並びにその周辺区域

**ステップ2** : 工業地域など法規制による住宅の建築制限区域が含まれない区域

**ステップ3** : 災害リスクが高く居住に適さない区域を除く

**ステップ4** : 都市(居住)機能の集積状況、公共交通や生活サービス施設の利便性、被災時の避難行動や場所の確保ができる区域

##### 《居住誘導区域の基本的考え方》※都市計画運用指針より

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。



《参考：都市計画運用指針・立地適正化計画策定の手引きにおける居住誘導区域》

◆居住誘導区域

- ・居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

◆居住誘導区域の設定

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点（＝都市機能誘導区域）並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、各拠点に立地する都市機能の一体的な利用圏域
- ・合併前の旧市町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 など

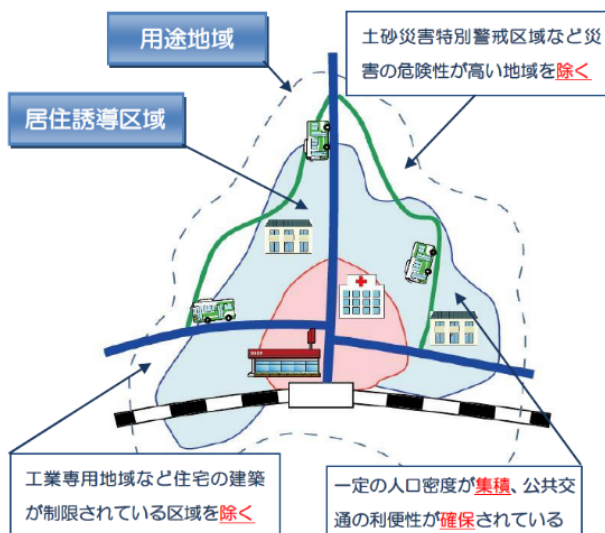
（参考）居住誘導区域の設定の考え

- 用途地域内となっているか。
- 工業専用地域など住宅の建築が制限されている区域を含まないか。
- 土砂災害特別警戒区域等の災害危険区域となっていないか。
- 公共交通の利便性が一定程度確保される区域で、中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域か。
- 人口密度が一定程度集積されているか。など

居住誘導区域の設定

居住誘導区域とは

人口減少の中でも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。



《参考：居住誘導区域外における開発行為等の届出》

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行う場合は町への届け出が必要となります。

◎開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸または2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住のように供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）

①の例  
3戸の開発行為  届

②の例  
1,300㎡  届

1戸の開発行為  
800㎡  不要

◎建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例：  
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

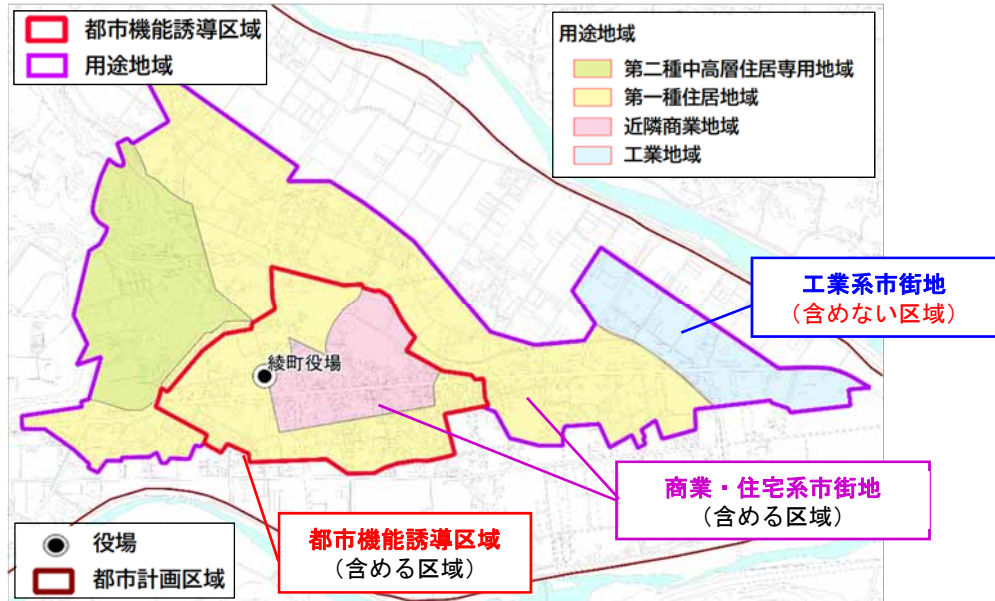
### 3 抽出条件の整理

**ステップ1：市街地（用途地域）、都市機能誘導区域並びにその周辺区域**

**ステップ2：工業地域など法規制による住宅の建築制限区域が含まれない区域**

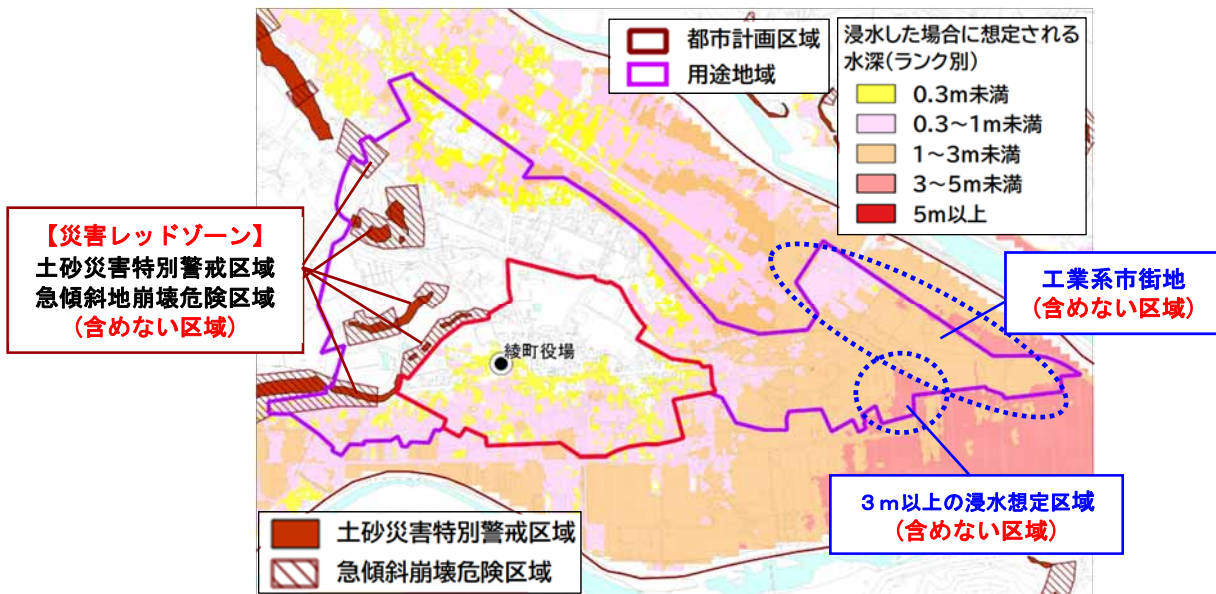
◆都市機能誘導区域並びにその周辺区域の商業・住宅系市街地（用途地域）であり、これからのまちづくりに対応できる区域 含める区域（工業地域を除く）

【商業・住宅系市街地（用途地域）】



**ステップ3：災害リスクが高く居住に適さない区域を除く**

◆災害レッドゾーンや浸水想定区域（3m以上）の居住に適さない区域



資料：九州地方整備局 宮崎河川国道事務所、宮崎県土砂災害マップ

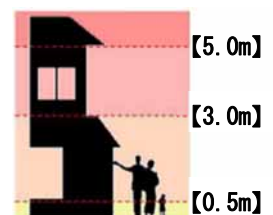
図 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）及び土砂災害警戒区域の状況

※土砂災害の危険性

・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、災害レッドゾーンに分類され、居住誘導区域に含めないこととします。

※河川氾濫（浸水）の危険性

・浸水想定区域（最大想定規模）のうち、一般的な家屋の2階床下部分が浸水し垂直非難が困難となる3m以上の浸水が想定される区域は、居住誘導区域に含めないこととします。



◆災害レッドゾーン周辺の居住に適さない区域（急傾斜地や運動施設等）



図 災害レッドゾーン周辺の土地利用状況（航空写真）

【参考】

条件1) 居住誘導区域の設定方針一覧(居住誘導区域に含めない区域)

区域		用途地域内での指定状況	設定方針
市街化調整区域		なし	-
災害危険区域(がけ崩れ、出水等)		なし	-
農業振興地域または採草放牧地の区域		なし	-
自然公園法特別地域		なし	-
保安林の区域		なし	-
原生自然環境保全地域		なし	-
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域	あり	居住誘導区域に含めない
	津波災害特別警戒区域	なし	-
	地すべり防止区域	なし	-
	急傾斜地崩壊危険区域	あり	居住誘導区域に含めない

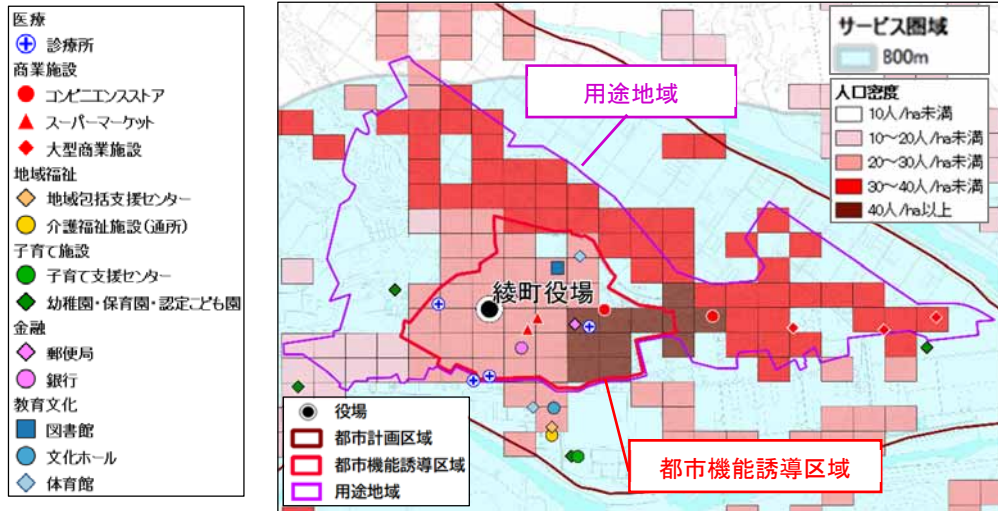
条件2) 居住誘導区域に含めることに慎重に判断を行うことが望ましい区域

区域	用途地域内での指定状況	設定方針
工業地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	あり	居住誘導区域に含めない(工業地域)
特別用途地区、地区計画等、条例により住宅の建築が制限されている区域	なし	-

**ステップ4：都市（居住）機能の集積状況、公共交通や生活サービス施設の利便性、被災時の避難行動や場所の確保ができる区域**

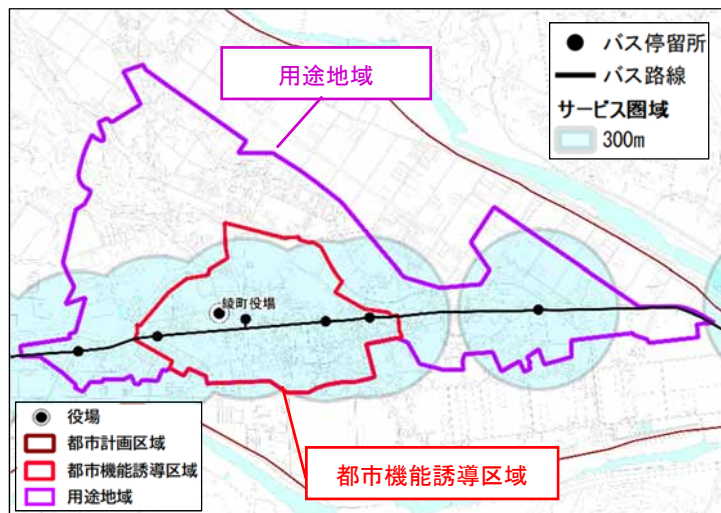
◆都市機能集積や基幹の公共交通が位置し、既存ストックの活用と居住誘導により安全な地域生活拠点としてさらなる効果が期待できる区域 含める区域

【各種の都市機能施設のサービス圏域（施設から800m）】



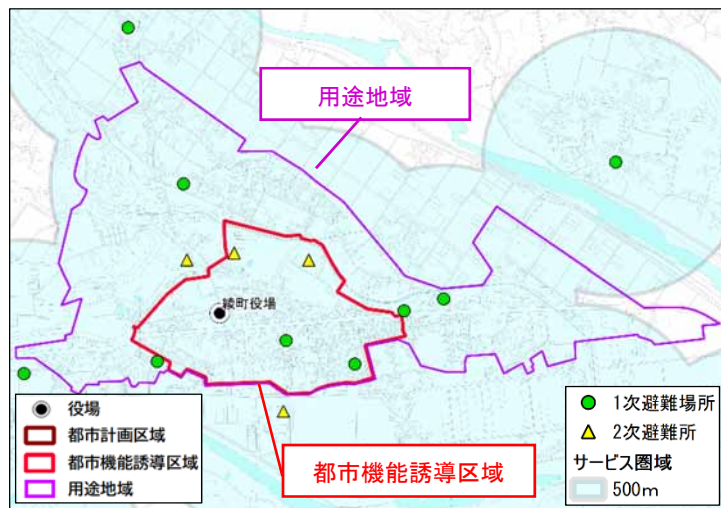
【公共交通（バス）のサービス圏域（バス停から300m）】

- ・（主）宮崎須木線の沿線を中心にサービス圏域となっている



【避難所へのアクセス圏域（施設から500m）】

- ・用途地域のほぼ全域が避難所から高齢者の徒歩圏に含まれている

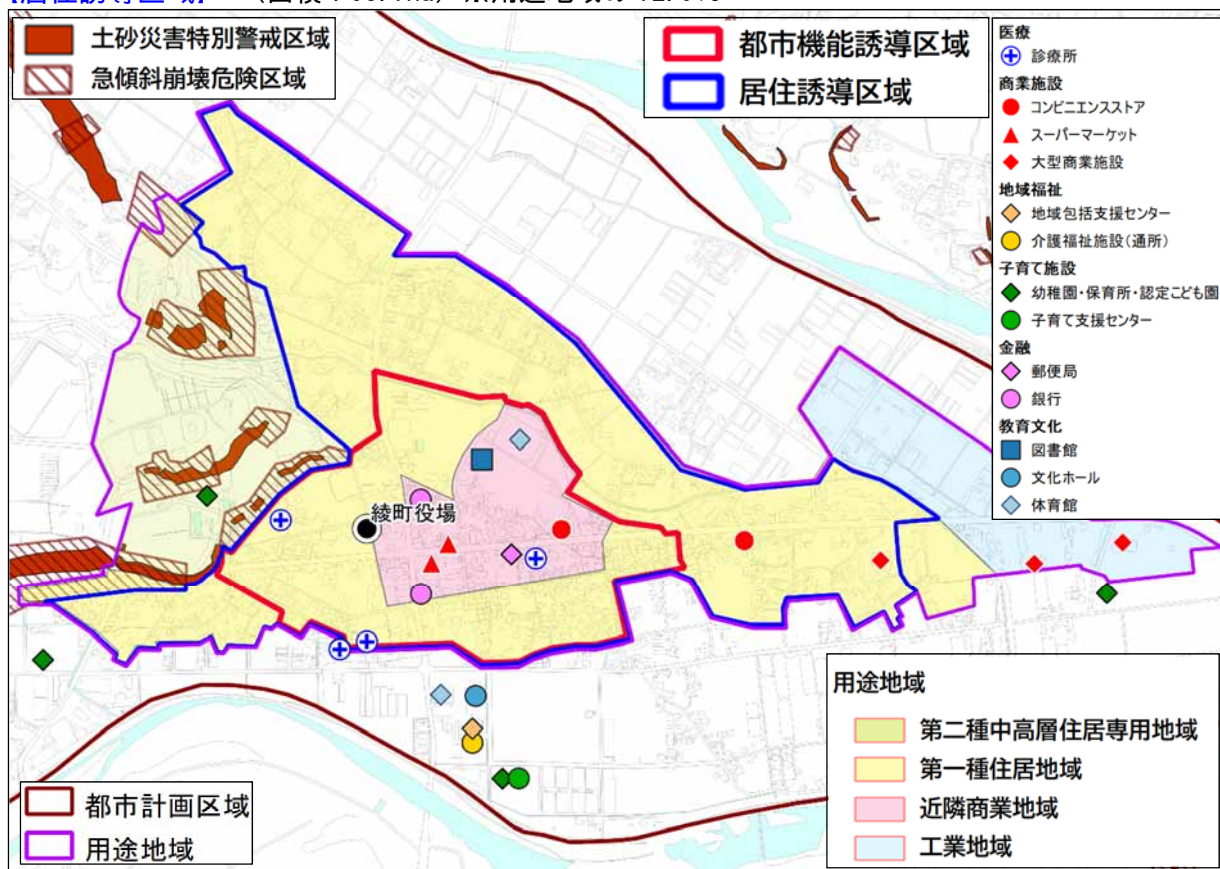


## 4-2 誘導施設設定の考え方

綾町における居住誘導区域は、前記した設定の考え方（ステップ1～ステップ4）に基づき、第3章で設定した都市機能誘導区域を含む用途地域（工業地域を除く）を基本とし、人口分布や人口密度並びにその将来見通しを踏まえて設定します。

なお、本町では、既にコンパクトな市街地形成がなされており、都市地域として活用できる空間が限られていることから、急傾斜地や運動施設用地等が主な土地利用となっている第二種中高層住居専用地域を除く現在の住居系市街化区域を基本に居住誘導区域を設定（工業系市街地及び災害レッドゾーン、浸水想定区域 3m 以上の区域を除く）します。

【居住誘導区域】（面積：93.7ha）※用途地域の72.0%



### 綾町の居住誘導区域

- 居住誘導区域は、綾町の市街地特性や役割など、ステップごとの抽出条件を踏まえ、都市機能誘導区域としたまちなかを含む住居系市街化区域を設定します（上記の青囲み（太線）の範囲）。
- なお、居住誘導区域の一部に、3m 未満の浸水想定区域が含まれます。

## 第5章 誘導施設

### 5-1 誘導施設設定の考え方

#### 1 基本的考え方

誘導施設（都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設）とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉、または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」です。

この誘導施設の設定により、拠点となるエリアに都市機能が確保され、人口減少下でも効率的なサービス提供が可能となり、町民生活の利便性が維持されるなどの効果が期待できます。

なお、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、各誘導施設の機能として、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化等に分類され、「中心拠点」と「地域／生活拠点」において誘導することが望ましい施設例を示しています。

本町で例えると、「中心拠点（地域生活の拠点）」として位置付けられる、役場をはじめとする各種の都市機能施設が集積する都市機能誘導区域（まちなか）において、持続可能な町民生活の利便性の維持・向上に向けた施設を誘導施設として設定していくことになります。

【立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）誘導施設の例】

都市機能	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中核的な行政機能</li> <li>例：本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営むうえで必要となる行政窓口機能等</li> <li>例：支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例：総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域での住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例：子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例：相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例：延面積0㎡以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能</li> <li>例：病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けることができる機能</li> <li>例：延床面積0㎡以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>例：銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例：郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例：文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例：図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

資料：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

## 2 誘導施設（候補）の立地状況

本町の都市機能誘導区域内における誘導施設（候補）の立地状況については次のとおりです。

表 誘導施設（候補）の立地状況

機能	施設	都市機能誘導区域内
行政	役場本庁舎	○
地域福祉	地域包括支援センター	△
	介護福祉施設（通所）	△
子育て	幼稚園・保育所・認定こども園	△
	子育て支援センター	△
商業	コンビニエンスストア	○
	スーパーマーケット（店舗面積1000㎡未満）	○
	大規模小売店（店舗面積1000㎡以上）	△
医療	病院（20床以上）	—
	診療所、クリニック（19床以下）	○
金融	銀行・信用金庫	○
	郵便局	○
教育文化	図書館	○
	文化ホール	△
	体育館（社会体育施設）	○

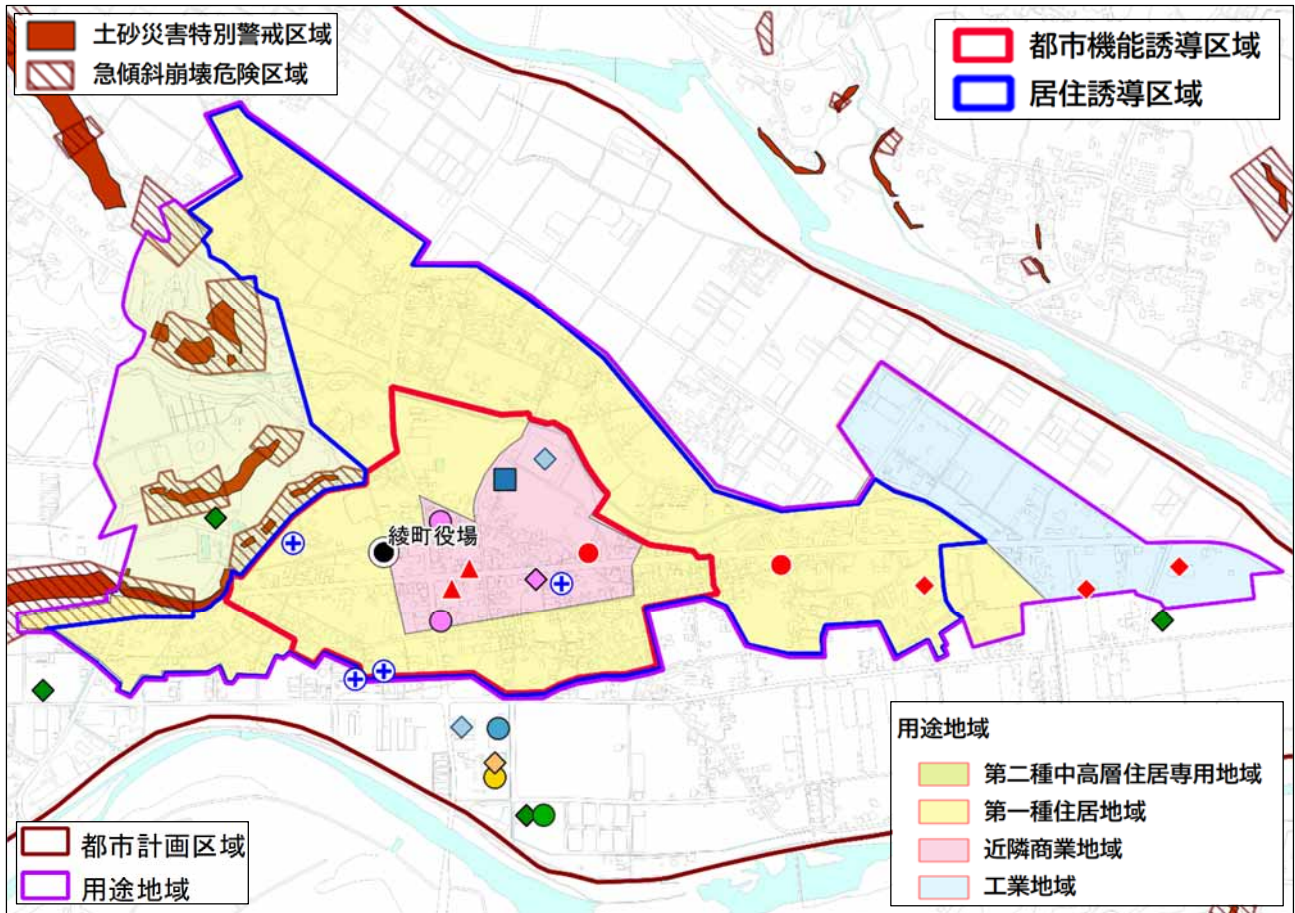
○：都市機能誘導区域に立地する施設

△：都市機能誘導区域の近傍に立地する施設

注1：スーパーマーケットは、主に生鮮食料品を販売する店舗面積1,000㎡未満の店舗

注2：大規模小売店は、大規模小売店舗法に基づく小売業を行うための店舗の用に供する面積1,000㎡以上の店舗

【誘導施設(候補)の立地状況】





### 3 誘導施設の設定方針

#### ◆都市機能誘導区域への誘導が望まれる施設

誘導施設とは、人口減少など今後の社会情勢の変化の中にあっても、安心して暮らし続けられるよう、都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設であり、行政機能、地域福祉機能、商業機能、医療機能など日常生活に欠かせない様々な施設が該当します。

ここでは、都市機能誘導区域へ誘導が望まれる施設を整理します。

表 都市機能誘導区域へ誘導が望まれる施設

地域生活拠点づくりの方向性	誘導（維持・確保）が望まれる施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>中心拠点（地域生活の拠点）として、既存の都市機能や公共交通基盤を活かし、さらなる都市機能の集積により、本町の中心にふさわしく、落ち着きの中にも、活気・賑わいや交流力を創出する拠点づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→行政の総合窓口</li> <li>→中核的な地域福祉施設や医療施設</li> <li>→子育て支援の拠点となる施設</li> <li>→集客力のある商業施設</li> <li>→市街地の活性化に資する地域交流センター</li> <li>→教育文化サービスの拠点となる施設</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### ◆施設分類による設定の考え方

誘導が望まれる施設について、その特性から「拠点配置型施設」と「分散配置型施設」に分類して誘導施設の候補を選定します。

表 誘導施設（候補）の分類の考え方

施設の分類	設定の考え方	誘導区域（候補）
拠点配置型施設	<p>中心拠点（地域生活の拠点）の都市機能誘導区域に立地することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>広く町民に利用される施設で、施設の整備や維持・管理面で効率的・効果的である施設</u></li> <li>・<u>賑わいや生活利便性を向上させる施設</u></li> <li>・<u>居住の地域を選ぶ際、重要な要素となる施設</u></li> </ul> <p>は、誘導施設として設定します。（病院、商業施設など）</p>	都市機能誘導区域内
分散配置型施設	<p>町内の広い範囲で日常的に利用される施設であり、その利用形態から<u>地域生活拠点も含めた町内全体で分散して立地することが利便性などの面で望ましい施設</u>は、誘導施設から除外します。</p> <p>（診療所、介護関連施設、コンビニエンスストアなど）</p>	町内全体での分散が望ましい

表 施設分類による誘導施設（候補）と配置の考え方

機能	施設	役割や配置の考え方	拠点配置型 施設 (都市機能 誘導区域内)	分散配置型 施設 (町内全域 での配置が 望ましい施設)
行政	役場本庁舎	・本庁舎は中核的な行政サービスの総合窓口として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	—
地域 福祉	地域包括支援センター	・介護予防や福祉・医療に関する支援・相談の窓口などを行う施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	—	—
	介護福祉施設 (通所)	・高齢者人口の分布などに応じて各所に立地がみられる施設であるため、地域に分散して立地することが望ましい。	—	○
子育て	幼稚園・保育所・認定 こども園	・子育て世代にとって、居住区域を選択する際の重要な要素となる施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	—	—
	子育て支援センター	・地域の子育て家庭に対し育児支援を行う拠点施設として中心拠点に配置することが望ましい。	—	—
商業	コンビニエンスストア	・身近な生活サービス施設として、区域外にも必要な施設であるため、地域に分散して立地することが望ましい。	—	○
	スーパーマーケット (店舗面積1,000㎡未満)	・日々の生活に必要な食料品、日用品等を購入できる商業施設として、中心拠点に立地していることが望ましい。	○	—
	大規模小売店 (店舗面積1,000㎡以上)	・地域の拠点性を高め、賑わいや利便性に寄与する施設として、中心拠点に配置することが望ましい。(大規模小売店舗立地法の届出対象である店舗面積1,000㎡以上を対象)	—	—
医療	病院 (病床数20床以上)	・施設周辺地域だけでなく、拠点外からの利用も多い医療施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	▲	—
	診療所、クリニック (病床数20床未満)	・身近な医療施設として区域外にも必要な施設であるため、地域に分散して立地することが望ましい。	—	○
金融	銀行・信用金庫	・町民、事業者の金融取引や地域のまちづくりに係る資金支援施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	—
	銀行・信用金庫 (ATM単独施設)	・人口分布等に応じて、地域に分散して立地することが望ましい。	—	○
	郵便局	・地域の郵便や貯金の窓口サービスなどを行う施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	—
教育 文化	図書館	・地域のにぎわいを生み出す集客力を含め、生涯学習の拠点として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	—
	文化ホール	・全町民をはじめ、来街者の利用も見込める施設であり、まちなかの賑わいや活性化、各種交流を促す施設として、中心拠点に配置することが望ましい。	—	—
	体育館 (社会体育施設)	・地域住民に加え、広域的なスポーツや健康増進や集客に寄与する交流拠点として、中心拠点に配置することが望ましい。	○	—

- ：現状立地している誘導施設（候補）※分散配置型施設除く  
 ○：現状立地していないが、都市機能誘導区域の近傍に立地する施設  
 ○：現状立地していないが、今後誘導が望まれる施設（候補）  
 —：現状立地に関わらず、誘導施設候補としない施設

## 5-2 誘導施設の設定

本計画における誘導施設は、本町の特性や施設の立地状況、公共交通ネットワークの状況を踏まえ、都市機能誘導区域にそれぞれ定めます。

なお、下表に定める誘導施設は都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づく届出の対象となります。

表 誘導施設の設定（都市機能誘導区域）

機能	誘導施設	施設の定義	都市機能誘導区域内
行政	役場本庁舎	・地方自治法第4条第1項に定める事務所	●
地域福祉	地域包括支援センター	・介護保険法第115条の46第1項に定める施設	◎
子育て	幼稚園・保育所・認定こども園	・学校教育法（第1条、第77条）に定める幼稚園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 ・児童福祉法第39条第1項に定める保育所	◎
	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	◎
商業	スーパーマーケット （店舗面積1,000㎡未満）	・食品衛生法等による許可施設	●
	大規模小売店 （店舗面積1,000㎡以上）	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	◎
医療	病院（病床数20床以上）	・医療法第1条の5第1項に定める施設	◎
金融	銀行・信用金庫	・銀行法、信用金庫法に定める施設 （ATM単独施設は除く）	●
	郵便局	・日本郵便株式会社法に定める施設	●
教育文化	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図書館及び地域や施設の特성에応じた歴史・児童等に供する施設	●
	文化ホール	・地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として、文化・地域交流等の活動を支えるための施設	◎
	体育館 （社会体育施設）	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法に基づく一般利用のスポーツ等に供する施設	●

●：誘導施設に設定する（現状立地している施設の維持を目指す）

◎：誘導施設に設定する（現状立地していないが、都市機能誘導区域に近接して施設が立地、または今後の新たな誘導を目指す）

## 第6章 誘導施策

### 6-1 誘導施策の基本的考え方

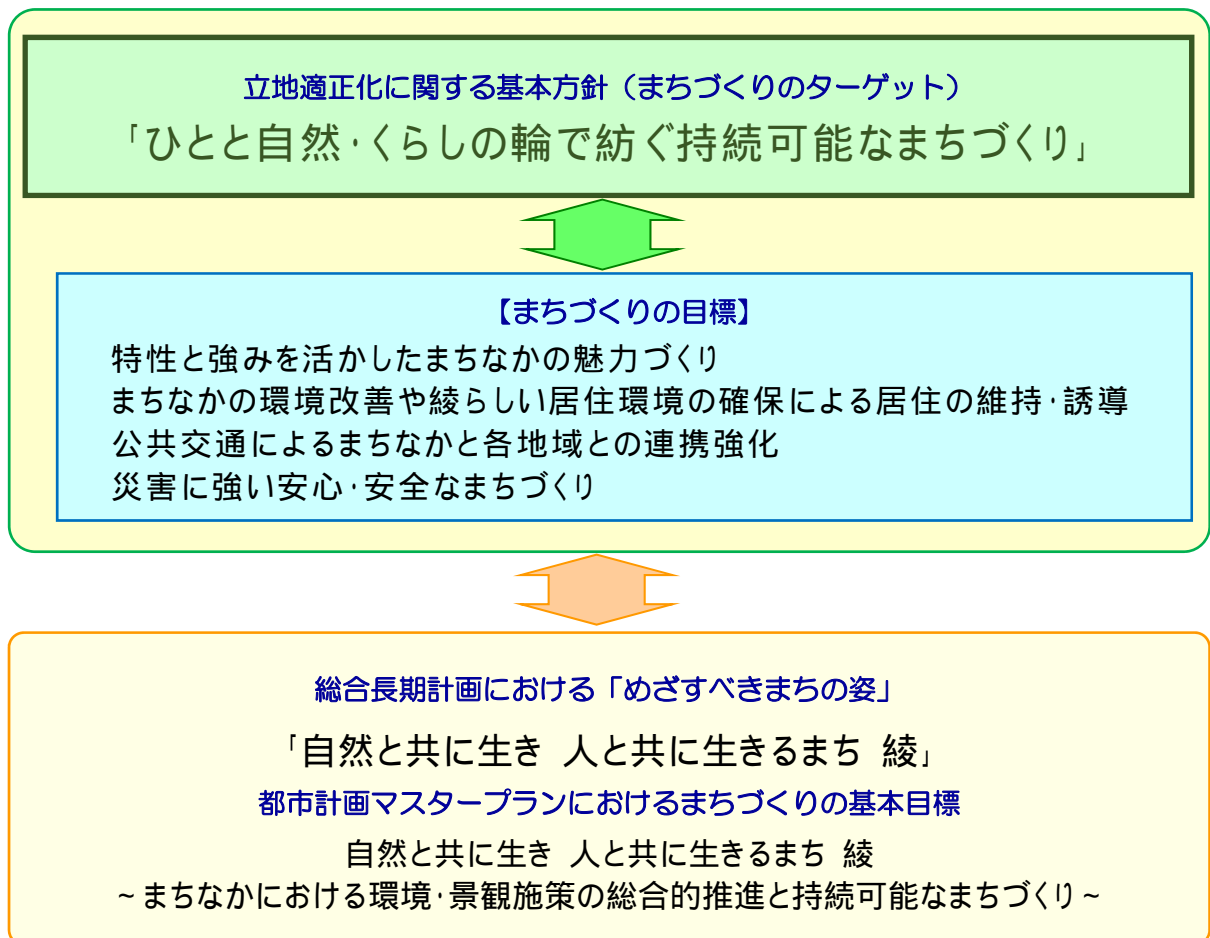
#### 《誘導施策とは》

誘導施策は、総合長期計画における「めざすべきまちの姿」や都市計画マスタープランの「まちづくりの基本目標」である「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」の実現へ向けて、本計画の方針である「ひとと自然・くらしの輪で紡ぐ持続可能なまちづくり(まちづくりのターゲット)」による、拠点集約とネットワーク型の都市構造の実現に向け、まちづくりにおける4つの目標に基づき、都市機能の確保及び人口密度を維持するための具体的な施策を設定するものです。

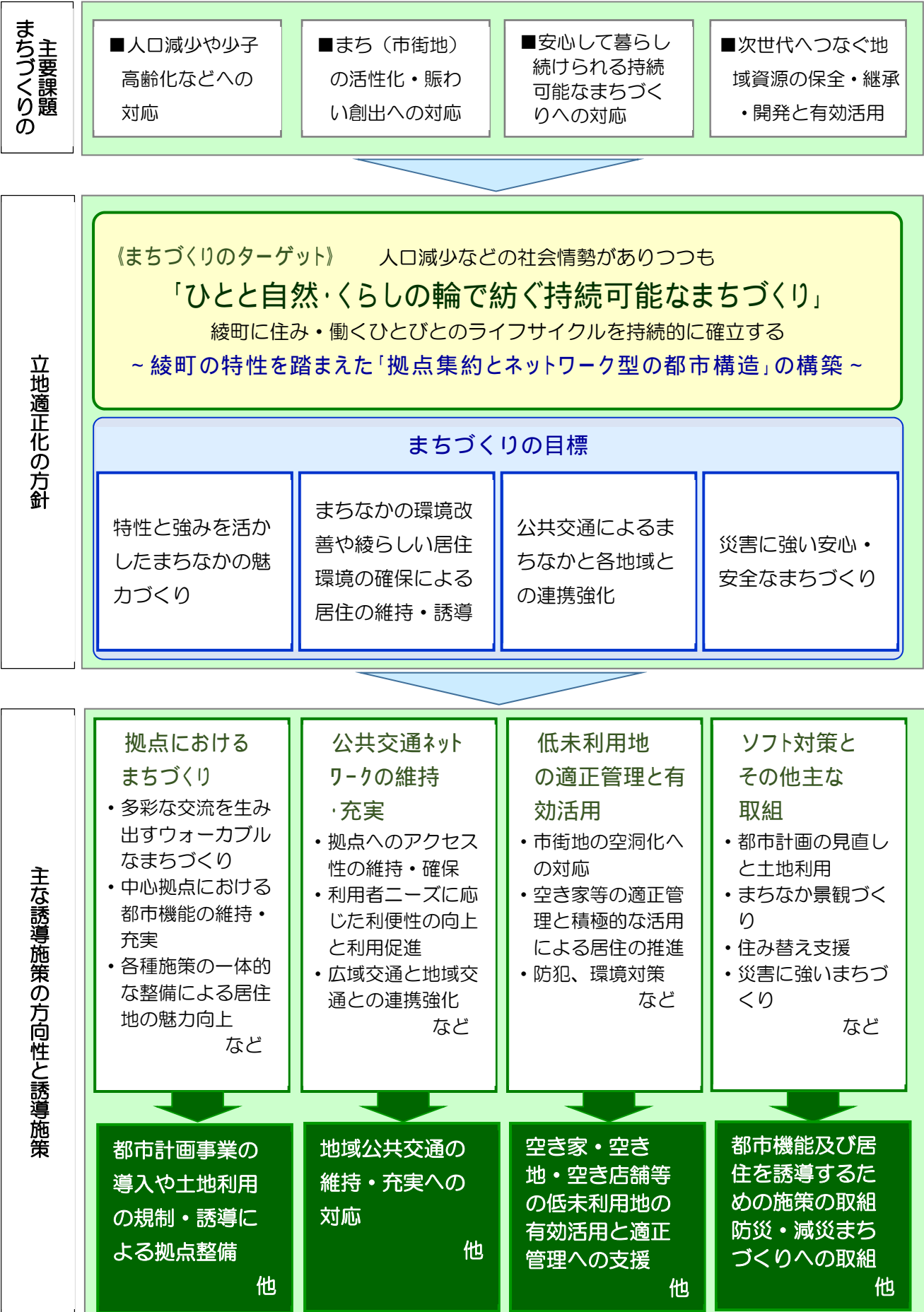
#### 《誘導施策の取組方向》

これらの誘導施策を計画的かつ効率的に実施することにより、魅力ある拠点形成と生活利便性が維持されるよう取り組みます。

また、都市機能誘導区域及び居住誘導区域における賑わいと交流の促進、暮らし続けられる環境づくりの創出に向け、拠点機能の強化や公共交通ネットワークの維持・充実を図るとともに、低未利用地の利活用による地域の利便性の向上や都市機能誘導に資する支援策など、様々な取組を連携させて進めていきます。



《誘導施策の枠組みと方向性》



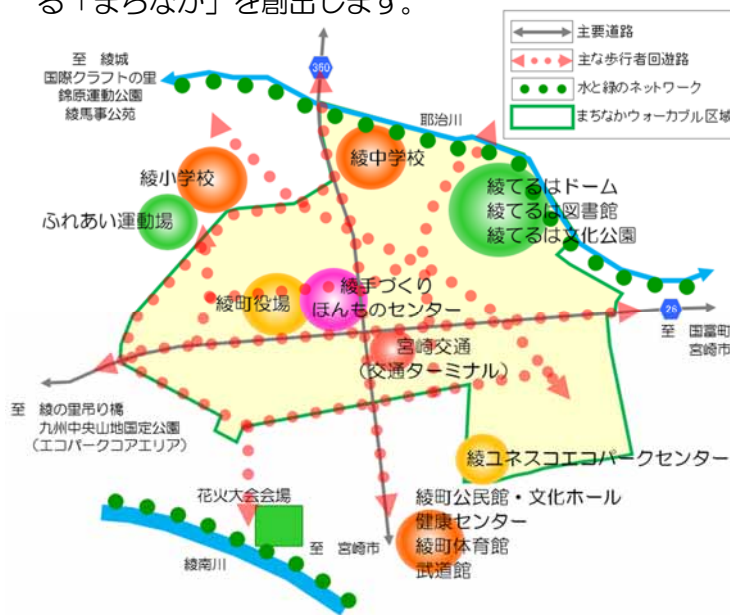
## 6-2 誘導施策の方向

### 1 拠点におけるまちづくり

誘導施策	都市計画事業の導入や土地利用の規制・誘導による拠点整備
<p>●拠点におけるまちづくりは、都市計画事業による拠点整備の他に、「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」らしいまちなかの創出を図る戦略や関連計画と連携した取組が重要です。そのため次の施策を柱として都市機能の維持・発展を推進します。</p>	

「都市再生整備計画」による多彩な交流を生み出すウォーカブルなまちづくり

- 綾ユネスコエコパークの中心市街地にふさわしい、町民と訪れた方が『出会い・ふれあい・分かち合える』綾の顔づくりとして、メインストリートや拠点施設周辺の中心地に本町らしい自然や景観を取り込み、多様な活動も可能とするウォーカブルな空間づくり（まちなか景観整備、無電柱化、中心市街地での広場整備、案内看板整備等）を図り、居心地が良く歩きたくなる・くつろげる「まちなか」を創出します。



〔ウォーカブルな空間づくりのイメージ〕



まちなかの賑わいづくり



歩車共存の生活道路

#### 宮崎須木線の無電柱化事業と連携したまちなか景観の形成

(第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略、綾町生物多様性地域戦略との連携)

- 中心市街地の東西軸を形成する県道26号宮崎須木線の無電柱化の整備にあわせ、景観に配慮した道路整備（歩道アメニティ・緑陰形成）を推進します。
- 綾町生物多様性地域戦略での「豊かな住環境地域」として、水と緑のネットワークや緑の恵みを体感できる快適で美しいまちなみの創出に努めます。



綾町生物多様性地域戦略の将来像(豊かな住環境地域)

#### 中心市街地の活性化(第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携)

- 中心市街地における空き家・空き店舗対策とともに、公益施設の再編による都市機能の充実、駐車場の整備、歩いて楽しめる市街地環境整備などにより、商業活性化や賑わい創出を図ります。
- 観光資源のブラッシュアップや情報発信、地域イベントと連携することで、広域的な商業・観光施設間の回遊性や滞在性を高めます。

#### 公民連携による都市機能の集約化(第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携)

- 都市機能の維持・強化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づくインフラの長寿命化、公共施設の総量の最適化や質を向上させる取組を推進し、民間活力を最大限に生かした管理運営を行うとともに、公民連携による公的不動産の利活用を図ります。

## 《都市機能誘導に係る支援措置》

### 〔誘導施設に対する税制上の特例措置〕

- ・都市機能誘導区域への都市機能施設の立地を促進するため、税制上の特例措置などの活用により、都市機能の誘導を促進します。

#### 【主な支援措置】

- ・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例(80%課税繰り延べ)
- ・誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例(軽減税率、居住用資産の100%課税繰り延べ)
- ・都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例(軽減税率、1,500万円控除)
- ・誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税特例措置(5年間4/5に軽減)
- ・居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のために、公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

### 〔誘導施設の整備にあたっての金融上の支援措置〕

- ・国等の金融上の支援の活用等により、誘導施設(医療、社会福祉、子育て支援、商業等)の立地・誘導を促進します。

#### 【主な支援措置】

##### ◆まち再生出資(民間都市開発推進機構による支援)

- ・立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、民間都市開発推進機構が出資を実施。

##### ◆共同型都市再構築(民間都市開発推進機構による支援)

- ・地域の生活に必要な都市機能の増進又は都市の環境・防災性能の向上に資する民間都市開発事業について、民都機構が当該事業の施行費用の一部を負担し、民間事業者とともに当該事業を共同で施行し、これにより取得した不動産を長期割賦弁済又は一括弁済条件で譲渡。

##### ◆都市構造再編集集中支援事業

- ・病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の都市機能誘導区域内への自主的移転を促進するため、「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行う。

国費率：1/2

##### ◆集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)

- ・居住推進区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を都市機能誘導区域へ移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援  
医療施設、社会福祉施設等(面積1,000㎡)

国費率：地方公共団体1/2、民間事業者1/2、1/3

## 2 公共交通ネットワークの維持・充実

誘導施策	地域公共交通の維持・充実への対応
●立地適正化計画の方針や誘導施策と連携し、地域公共交通の維持・確保や充実に向けた施策、事業の推進に努めます。	

### 拠点へのアクセス性の維持・確保(幹線バス路線の維持)

(第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携)

- ・拠点間やまちなかへの移動手段の確保による生活機能を維持していくため、公共交通マップの作成や利用促進への情報発信等を図り、バス路線の維持・向上に努めます。

### 利用者ニーズに応じた利便性の向上と利用促進(中心拠点と周辺地域を新たな交通サービスの検討)

- ・利用者の多様なニーズに応えられるよう、市街地内のコミュニティバスや周辺集落を結ぶ外出支援バス等、新たな交通サービスや綾待合所機能の充実など、利便性が高く、使いやすい公共交通網の構築に向けた検討を進めます。

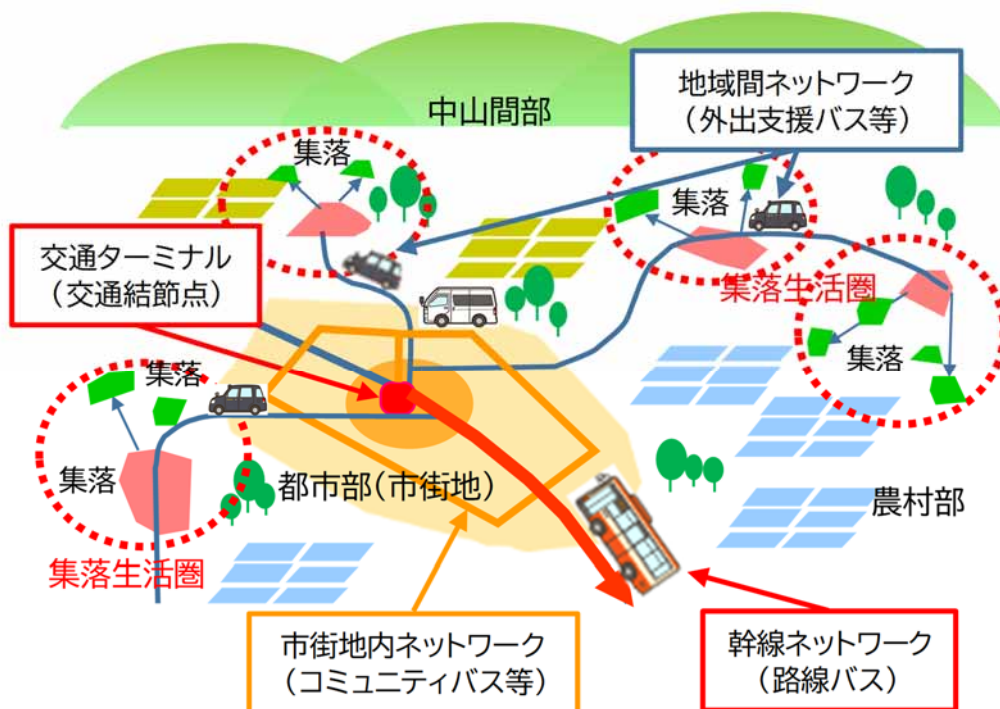
### 広域交通と地域交通との連携強化(交通結節点機能の向上)

- ・広域交通との結節点である綾待合所・酒泉の杜において、新たな交通サービスや自転車・歩行者交通との連携など、交通結節機能の向上を図ります。

### 地域公共交通の維持・充実に向けた施策の検討と事業の実施

- ・本計画の方針や誘導施策と連携し、地域公共交通の維持・充実に向けた地域公共交通計画の検討を進め、町の活力や交流を支え、利用しやすく持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

[地域公共交通の維持・充実のイメージ]





## 《地域公共交通の維持・確保に係る支援措置》

- ・地域の公共交通網の維持・確保に向けて、さらなる利便性の向上や利用低迷路線の改善を図り、地域住民が日常的に利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの形成に取り組みます。

### ◆地域公共交通確保維持改善事業（地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

#### 【地域間幹線系統補助】

- ・地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

国費率：運行欠損額の 1/2

#### 【地域内フィーダー系統補助】

- ・地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

国費率：運行欠損額の 1/2

#### 【車両購入等に係る補助】

- ・厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

国費率：補助対象車両購入経費の 1/2

- ・地域の需要に応じて効率的な運行を促すため、小型車両の導入や運転者の講習受講料を支援

国費率：1/2（法定計画に位置付けられた確保維持事業（運行費補助）の対象系統の運行の用に供するもの、自家用有償旅客運送の用に供するもの）

### ◆地域公共交通バリア解消促進等事業（快適で安全な公共交通の実現）

- ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入

国費率：ノンステップバス 1/4、福祉タクシー 1/3

### ◆地域公共交通調査等事業（持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し）

- ・地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等

国費率：1/2（上限額 500 万円又は 1,500 万円（地域公共交通計画）

### 3 低未利用地の適正管理と有効活用

誘導施策	空き家・空き地・空き店舗等の低未利用地の有効活用と適正管理への支援
●空き家・空き地・空き店舗等を解消するため、空き家等の低未利用地に対して適切な管理と有効利用を促進します。	

#### 空き家・空き地・空き店舗の利活用の促進

- 空家等対策計画の検討や国の各種支援事業と連携しつつ、地権者や周辺住民等に対し低未利用地の有効な利用及び適正な管理を促すとともに、居住誘導区域の人口密度を維持する居住誘導に努めます。

#### 低未利用地の有効活用と適正管理

- 低未利用地が存続することにより土地の有効活用が妨げられている場合は、土地の利用権等の交換・集約や区画再編等を通じて、土地の活用促進が図られるよう検討を行います。また、土地の有効活用につながる場合、低未利用地の地権者等と利用希望者とをコーディネートすることなどを検討します。

#### 《低未利用地の有効活用と適正管理における方針（例）》

利用指針	<p>【都市機能誘導区域内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の集会所として「身近な交流の場」、「宿泊体験施設」、「移住希望者の住居」としての活用のほか、除却後の跡地については、地域住民の「駐車場」や「公園」としての活用の推奨を行います。</li> <li>• またオープンカフェなどの商業施設、医療施設等の利用者の利便・魅力を高める施設として活用の推奨を行います。</li> </ul> <p>【居住誘導区域内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リフォームやリノベーションによる空き家の再生及び良好な居住環境整備のための適切な利用の推奨を行います。</li> </ul>
管理指針	<p>【空き家】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き家の所有者又は管理者が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、建物に保安上適切な対策を講じるとともに、日常的に衛生状態を保つことや景観や生活環境の保全と美化、建物に防犯上必要な対策を講じることとします。</li> </ul> <p>【空き地等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地等の所有者又は管理者が、雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置により管理を行うこととします。</li> </ul>

〔低未利用地の集約イメージ〕



(資料：国土交通省)

## 移住・定住の促進(第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携)

- 人口減少社会を迎えている中、定住先として選ばれる自治体を目指すための事業を展開し、民間活力による若者の定住促進を図るため、若者移住定住促進補助事業活用などによる、民間アパートや借家の拡充を推進するとともに、子育てしやすい環境整備などにより、子育て世代の定住促進を図ります。
- また、移住希望者の必要とする雇用や住居などの情報を集約・提供するとともに、移住後のフォローアップを行い、定住化の促進に努めます。

### 《若者移住定住促進補助事業（綾町）》

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代を担う若者世代が綾町に移住・定住するための支援を行うことで、町内産業の振興更には自治公民館活動の充実を図り、活気ある町づくりを継続していくため、定住促進のための補助を行う。</li> </ul>
事業概要	<b>【若者移住定住促進新築住宅等取得支援事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>綾町への移住定住のため、若者が本町に住宅を新築若しくは中古住宅を購入した場合、その若者に住宅取得の一部を支援する。</li> </ul>
	<b>【若者移住定住促進住宅料支援事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>綾町に定住する意思を有し、若者が居住用の民間賃貸住宅の賃貸を契約した場合、その若者に賃貸料の一部を支援する。</li> </ul>

### 《国の事業活用（例）：空き家再生等推進事業（国による直接（間接）補助）》

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。</li> </ul>
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域内（除却タイプ・活用事業タイプ）</li> </ul>
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>除却タイプ：（除却工事費＋除却により通常生じる損失の補償費）×8/10</li> <li>活用タイプ：空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用等×2/3</li> </ul>

### 《今後検討が必要な支援（例）》

空き家等に対する税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家等の除却が進まない要因の一つとして、除却後に固定資産税の住宅用地特例から外れ税負担が急増することが考えられるため、今後は除却後の土地に対する税制措置について国への働きかけとともに支援策を検討します。また、国などが直接行う税制上の支援措置に関わる情報提供に努めます。</li> </ul>
誘導区域内への居住誘導助成及び空き店舗対策への取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、本町においても用地地域内での人口減少傾向が見込まれます。そのため、各住民世代のニーズに合わせた快適な住環境を提供するため、町内対象者向けの補助制度などを検討します。またさらなる空き店舗対策なども幅広く検討します。</li> </ul>

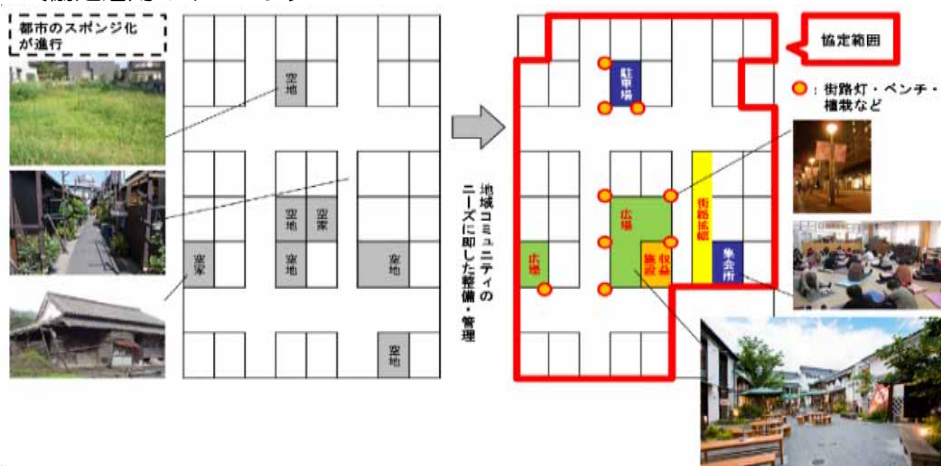
## 低未利用地等を活用した地域の利便増進に寄与する施設整備への支援

- 空き地や空き家等の低未利用地の発生は、地権者の利用動機の乏しさなどによるものです。地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間「現代のコモンズ」を創出し、安定的に運営することが必要となります。
- 都市機能や居住を誘導すべき区域で空き家・空き地を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意による協定制度への取組を支援します。

### 《立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）》

対象区域	居住誘導区域又は都市機能誘導区域
対象者	一団の土地の所有者及び借地権等を有する者
支援措置	（固定資産税・都市計画税） 協定に基づき整備・管理する公共施設等（道路・通路、公園、緑地、広場）の用に供する土地・償却資産について、都市再生推進法人が管理する場合に課税標準を2/3に軽減 （5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間）

〔協定活用のイメージ〕



（資料：国土交通省）

## 4 ソフト対策とその他主な取組

誘導施策	都市機能及び居住を誘導するための施策の取組、防災まちづくりへの取組
<p>●都市機能を維持・充実させ、安心・安全で持続可能な居住を誘導するための取組を推進するとともに、総合長期計画や綾町生物多様性地域戦略等の上位・関連計画と連携した施策を実施し美しい自然や地域の特徴的な歴史・文化資源の活用と共生を目指します。</p>	

### まちなか活性化と魅力ある景観づくり

- 宮崎須木線の無電柱化事業と商店街等との連携を図り、空き店舗の有効活用や公共用地の有効活用による核となる機能の導入、町の情報発信の強化、イベントの開催等、日常の需要や地域外からの来客の取り込みにより、中心市街地における活性化と消費の喚起につなげます。
- まちなかで綾の自然の恵みを体感できる魅力ある景観づくりを展開するため、美しい自然や歴史・文化資源の保全・継承を図るとともに、まちなみの誘導に向けた地区計画等の導入について検討を進めます。

### 身近に移動できる都市環境づくり(まちなか回遊性の改善)

- 都市再生整備計画によるウォークアブルなまちづくりと連携し、既存の都市基盤施設の改築や新たに整備される施設に対し、歩行者空間の充実や回遊性の向上に配慮します。また、歩行空間の充実や空間デザインなどにも考慮した取組も検討します。
- 健康増進や観光振興、地域活性化に資する自転車利用の普及・拡大に努めます。
- 高齢者の移手段の確保や市街地へ人の流れを引き込む仕組みづくりなど、新たな交通サービスの提供について検討します。

### 住み替え支援(居住誘導)

- 居住誘導区域の人口密度を維持するため、移住者に対する各種の支援事業による取組や情報発信を進めます。
- 居住誘導区域外に居住している町民に対して、居住誘導区域内への住み替え支援事業の検討を進めます。
- 空き家・空き地・空き店舗の実態を把握するため、継続的な調査に努めます。

### 公共施設等の再編及び有効活用

- 持続可能な都市経営の実現には公共施設の再編が不可欠であり、「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置及び有効活用を行います。

### 都市計画の見直しと土地利用の規制・誘導

- 拠点整備に係る誘導施設の導入にあたり、必要に応じて用途地域、又は都市施設（都市計画道路等）の見直しを行います。
- 居住地の生活利便性を維持するため、限られた土地の有効活用や狭あい道路の拡幅を図るなど、安心・安全で誰にでもやさしい住環境の形成に努めます。
- 本町では自然生態系に配慮したコンパクトなまちが形成されており、引き続き、農業や森林、水辺などの自然環境にとの共生に向けた取組を図ります。

### 災害に強いまちづくりの推進

- 住民の安心・安全な暮らしを守るため、道路・橋りょう等の公共インフラの老朽化及び耐震化対策を進めます。
- 災害に強い安心・安全な居住地の形成に向け、綾町国土強靱化地域計画、綾町地域防災計画、綾町立地適正化計画（防災指針）に基づき、綾町防災マップによる災害危険箇所や避難所の周知徹底、指定避難所のバリアフリー化等とともに、避難体制の強化を図ります。

## 6-3 届出制度について（都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条関係）

### 都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用

誘導施策	届出制度による誘導施設及び住宅の立地誘導
●	都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外での誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行う場合には、それぞれの行為の 30 日前までに届出が必要です。（誘導区域内にて誘導施設を休止または廃止しようとする場合にも届出が必要）
●	また、居住誘導区域外での一定規模以上の開発、建築等行為も届出の対象となります。

### 都市機能誘導区域外で届出対象となるもの(法第 108 条)

#### 《開発行為》

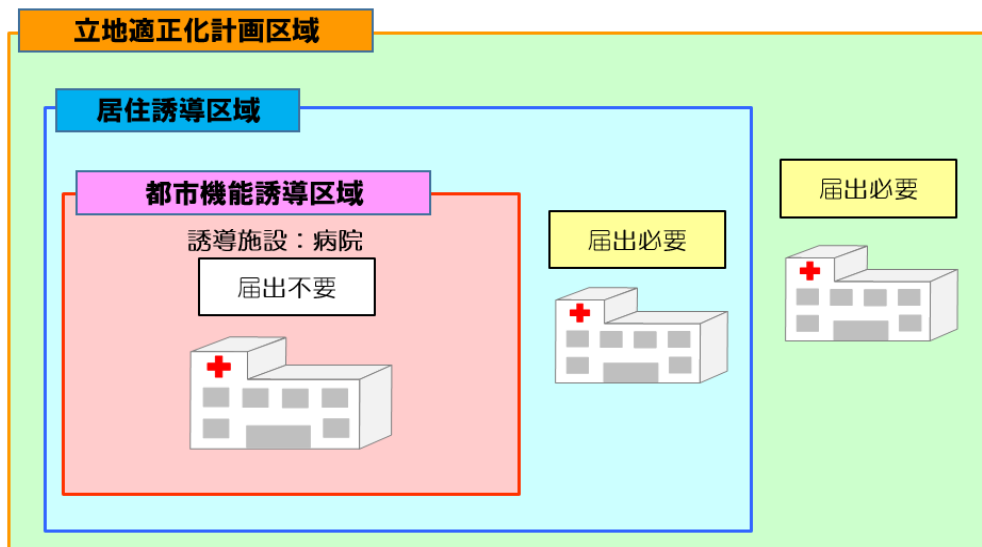
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

#### 《建築等行為》

- ①誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

### 都市機能誘導区域内で届出対象となるもの(法第 108 条)

○誘導施設の休止または廃止しようとする場合



注：都市機能誘導内の誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には届出が必要。

図 都市機能誘導区域外における開発行為に係る届出のイメージ

（資料：国土交通省）

法第 108 条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- (4) その他市町村の条例で定める行為

## 居住誘導区域外で届出対象となるもの(法第 88 条)

### 《開発行為》

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例：寄宿舍や有料老人ホーム等）

### 《建築等行為》

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例：寄宿舍や有料老人ホーム等）
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

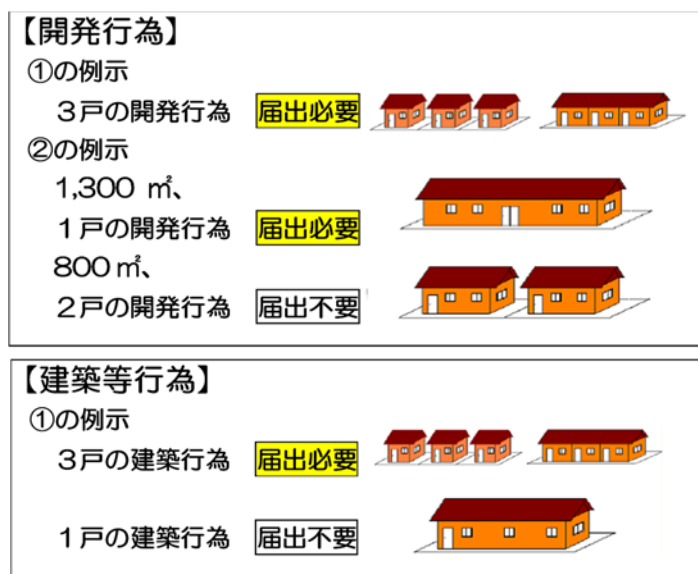


図 居住誘導区域外における開発行為等に係る届出のイメージ

(資料：国土交通省)

法第 88 条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未達の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未達の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- (4) その他市町村の条例で定める行為

## 第7章 安全に対する取組（防災指針）

### 7-1 基本的考え方

#### 《安全に対する取組（防災指針）の背景》

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的に大型台風やゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

本町では、南海トラフ地震による津波被害が発生しないと予想される比較的安全な地勢であると言えるものの、人的・物的被害の発生が想定されていることや、これまで台風・集中豪雨による度重なる被害が発生していることから、防災・減災対策が重要な課題となっています。（綾町国土強靱化地域計画より）

#### 《本町における災害履歴》

地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心とした周期に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、本町では過去において、大規模な地震や津波による被害の記録は残されていません。

その一方、綾北川・綾南川沿いで住民の生活圏があるため、台風や洪水により堤防決壊により浸水被害が発生しています。（綾町国土強靱化地域計画より）

#### 《安全に対する取組（防災指針）の基本的考え方》

本町の居住誘導区域において、災害リスクの高い地域の新たな立地抑制を図るとともに、残存する災害リスクに対する防災・減災対策を検討し、必要となる施策を計画的かつ着実に進めることにより、誰もが安心して、安全に暮らすことができ、災害時の必要に応じた避難が的確にできるように対応していきます。

なお、各種施策の実施にあたっては、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等を踏まえるとともに、関係機関と連携したハード面の整備及びソフト面での対策を講じることにより、防災・減災対策の推進に努めます。

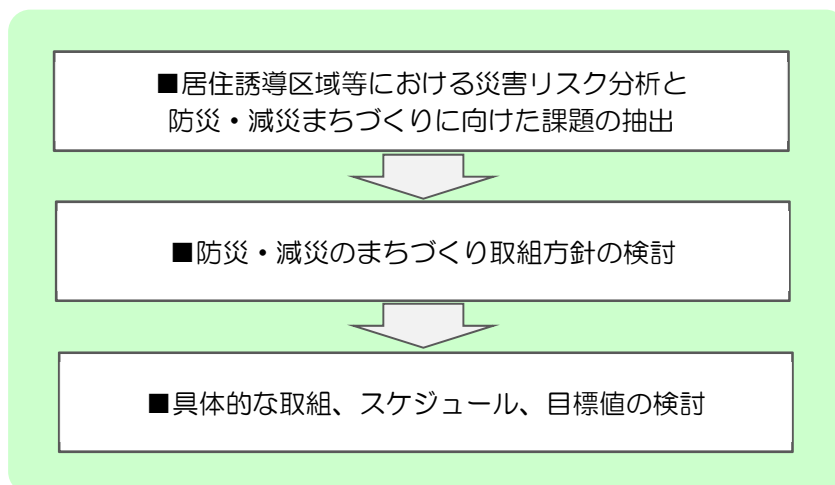


図 安全に対する取組（防災指針）の検討の流れ



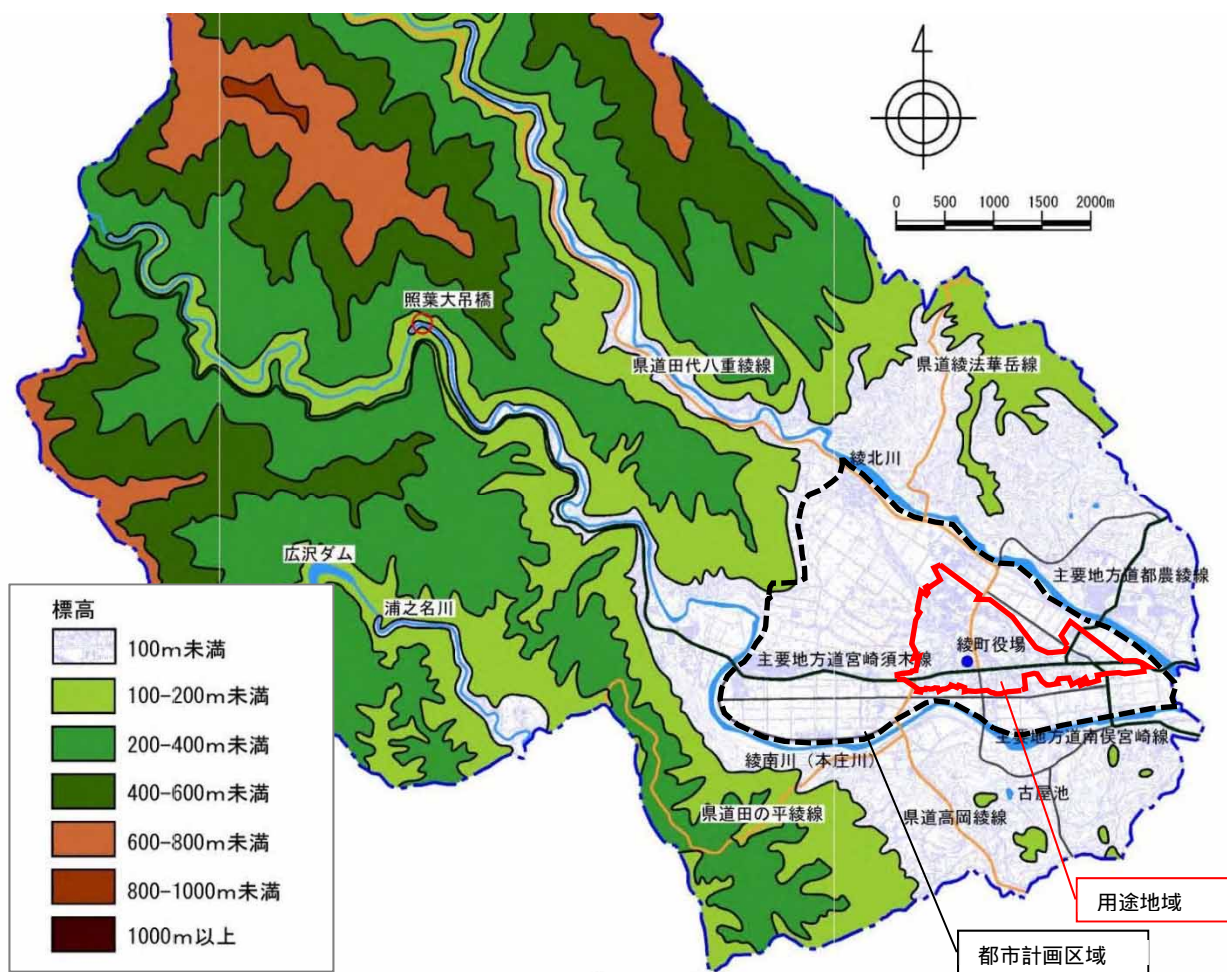


図 本町の地勢

表 本町の風水害実績（近年）

西暦	年号	概要
1936	昭和 11 年	台風 両河川の護岸各所で決壊、被害甚大
1943	昭和 18 年	台風 大被害
1945	昭和 20 年	台風 倒壊家屋多数
1954	昭和 29 年	台風 元蔵の堤防決壊死者 2 人罹災者総数 3,880 人
1980	昭和 55 年	台風 宮原地区竜巻被害甚大
2005	平成 17 年	台風 町体育館付近（床下浸水）及び元町付近で内水滞留
2022	令和 4 年	台風 揚町付近及び元町付近で内水滞留

(資料：綾町国土強靱化地域計画)

## 7-2 居住誘導区域における災害リスク分析と防災・減災に向けた課題の抽出

### 《災害リスク分析の対象》

本町の居住誘導区域で発生するおそれのある災害には、土砂災害と洪水災害が見込まれます。

土砂災害及び洪水災害について、これまで国、県、町において作成している情報をもとに、居住誘導区域の災害リスクを分析し、課題の抽出を行います。

表 災害リスクと把握で用いる情報

区分	項目	災害リスクの把握で用いる情報	備考
洪水 災害	浸水想定区域 (想定最大規模)	浸水想定区域(想定最大規模)は、想定し得る最大規模の降雨があった場合に浸水が想定される区域。	国・県・町による「洪水浸水想定図等」(想定最大規模)による〈水防法〉
	浸水継続時間 (想定最大規模)	浸水継続時間(想定最大規模)は、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水深 0.5m 以上の状態が継続する時間を示す区域。 ※浸水深 0.5m は、避難が困難になる水深	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流：想定最大規模)	堤防決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域。	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食：想定最大規模)	洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域。	
土砂 災害	レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域	県・町による各種指定等区域図等による
		地すべり防止区域	
		急傾斜地崩壊危険区域	
	イエローゾーン	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉	

注 1：本町の「居住誘導区域」では、河岸侵食による「家屋倒壊等氾濫想定区域」は見込まれていません。

注 2：「レッドゾーン」とは、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域。(都市計画運用指針)

注 3：「イエローゾーン」とは、総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域。(都市計画運用指針)

なお、土砂災害リスク(土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域)については、「居住誘導区域」から除外しており、分析の対象としないものとします。

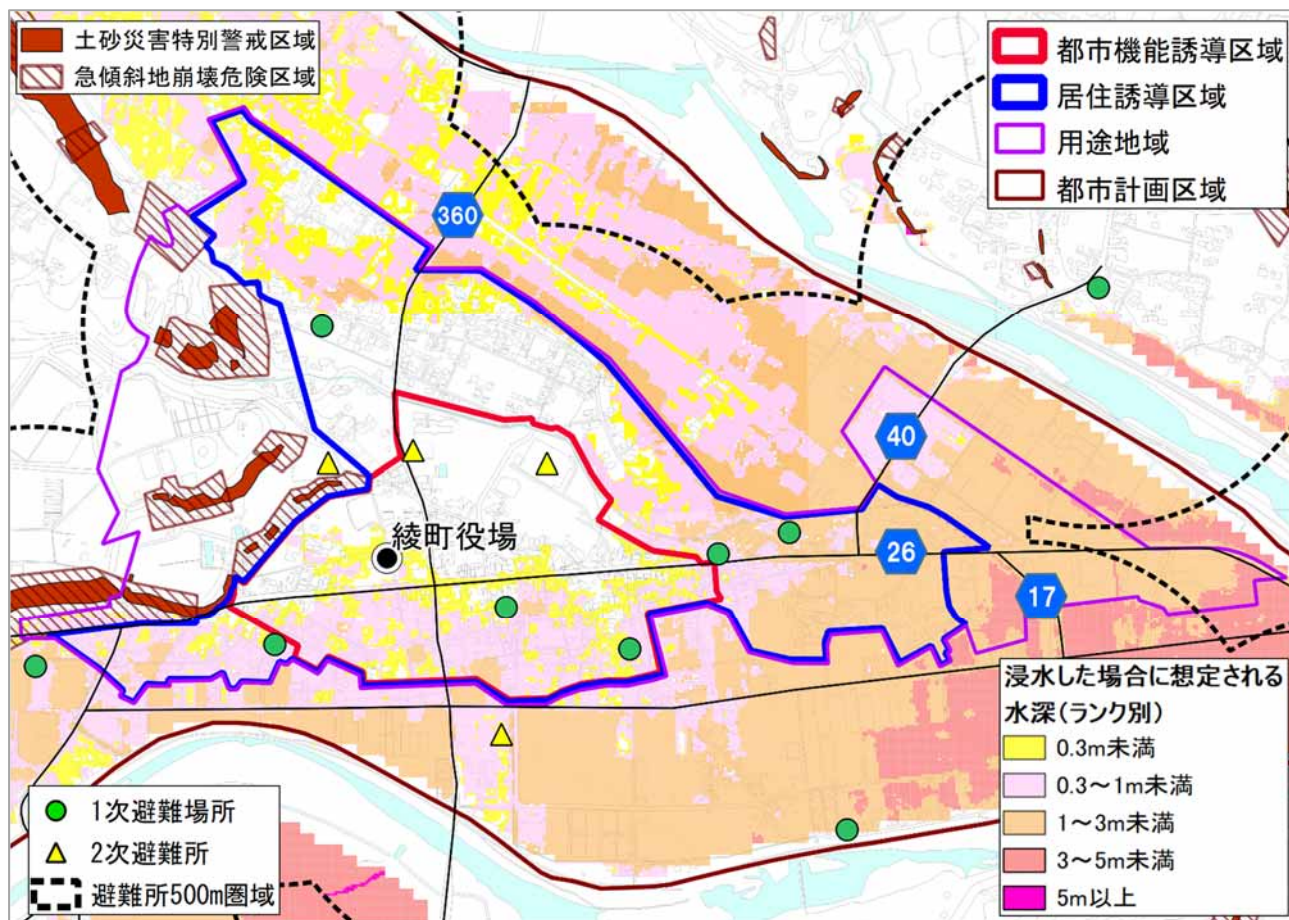
# 1 災害リスクの分析

「大淀川水系洪水浸水想定区域等（想定最大規模）〔宮崎河川国道事務所〕」及び「綾町防災マップ」によれば、本町の居住誘導区域において、次のような浸水等のリスクが想定されます。

なお、土砂災害リスク（土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域）については、「居住誘導区域」から除外しています。

## （1）浸水想定区域（想定最大規模）

想定最大規模による浸水区域は、居住誘導区域の南側（県道 26 号宮崎須木線沿線）及び北側の一部において浸水が想定されています。



注1：想定最大規模による浸水想定区域は、指定時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により大淀川、本庄川、深年川、綾北川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。（算出前提降雨：大淀川流域の24時間総雨量612mm）  
（資料：宮崎河川国道事務所）

図 浸水想定区域（最大想定規模）

《災害リスクの状況（最大想定規模による浸水想定）》

想定浸水区域 (想定最大規模)	都市機能誘導地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道 26 号宮崎須木線の北側の一部及び南側において、都市機能誘導区域の約 48% (18.3ha) の区域に浸水が想定されています。</li> <li>・ 浸水深は、おおむね 1m 未満が想定されています。</li> </ul>
	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道 26 号宮崎須木線の北側市街地を除き、居住誘導区域の約 69% (65.1ha) の区域に浸水が想定されています。 〔北部地域〕</li> <li>・ 農地等の低地部で 1m 未満の浸水が想定されています。 〔西部地域〕</li> <li>・ 県道 26 号宮崎須木線の南側において 1m 未満の浸水が想定されています。 〔東部地域〕</li> <li>・ 県道 26 号宮崎須木線の南側及び県道 40 号都農綾線の東側において 1～3m 未満の浸水が想定され、周辺で 1m 未満の浸水が想定されています。</li> </ul>

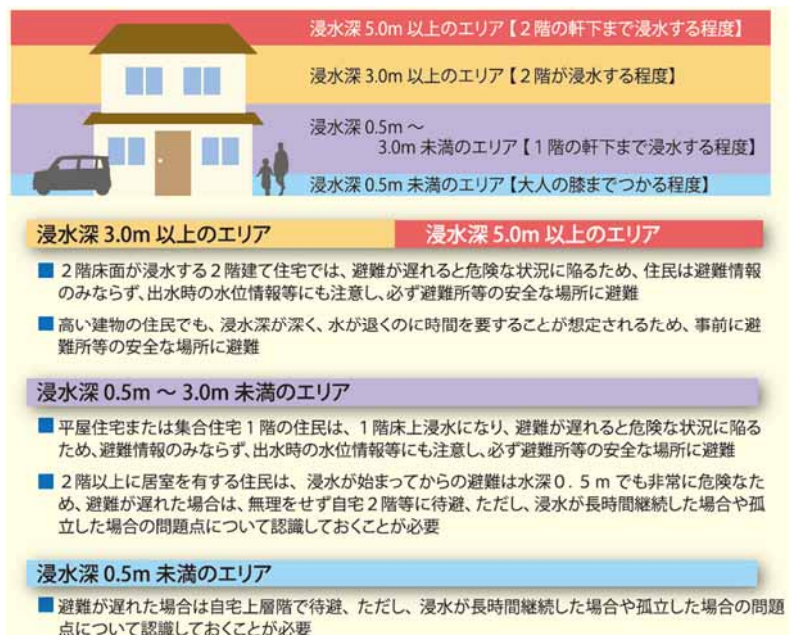
【浸水面積】

区域	区域面積 (ha)	浸水想定区域(最大想定規模)						浸水区域 合計
		0.3m 未満	0.3～1m 未満	1～3m 未満	3m以上	3m未満 小計	3～5m 未満小計	
用途地域	131	17.6	35.4	29.5	2	82.5	2	84.5
	構成比(%)	13.4%	27.0%	22.5%	1.5%	63.0%	1.5%	64.5%
居住誘導区域	93.7	17.1	31.4	16.5	0.1	65.0	0.1	65.1
	構成比(%)	18.2%	33.5%	17.6%	0.1%	69.4%	0.1%	69.4%
都市機能誘導区域	37.8	6.7	10.9	0.7	-	18.3	-	18.3
	構成比(%)	17.7%	28.8%	1.9%	-	48.4%	-	48.4%

【浸水人口】

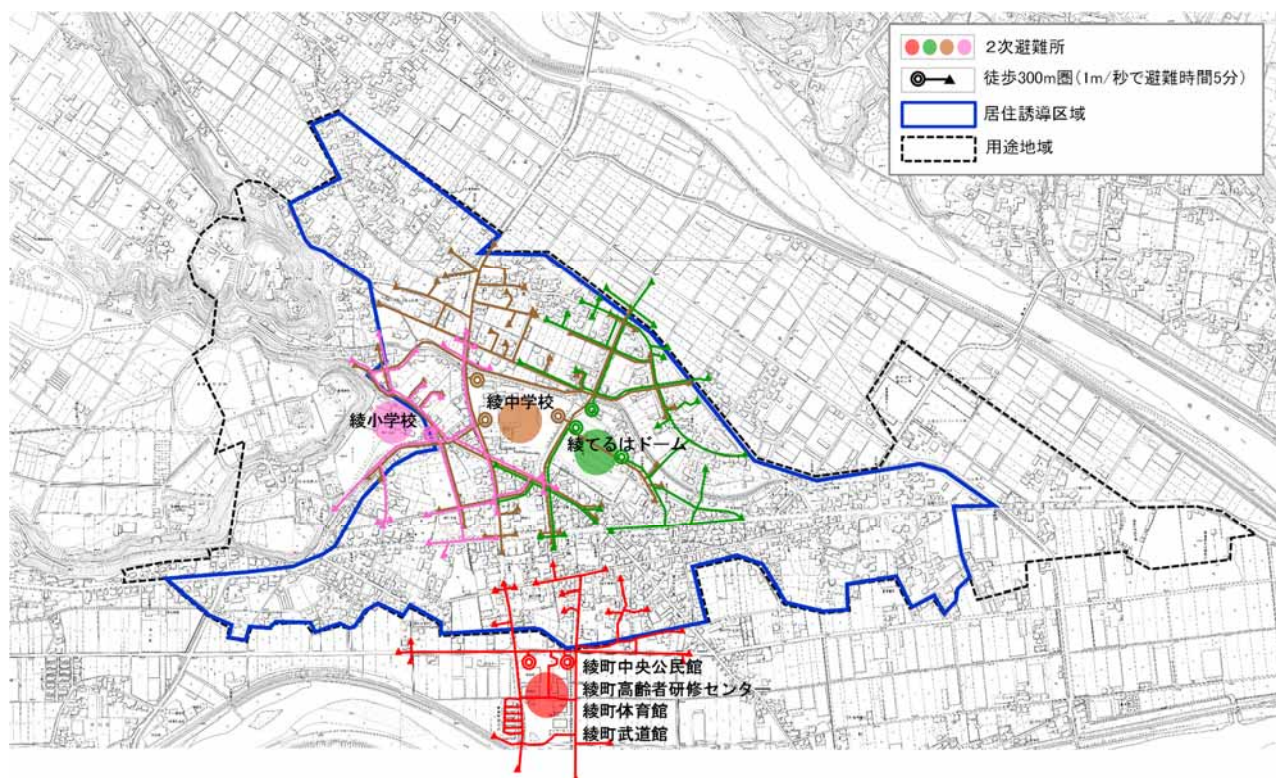
区域	区域人口 (人)	浸水想定区域(最大想定規模)						合計
		0.3m 未満	0.3～1m 未満	1～3m 未満	3m以上	3m未満 小計	3～5m 未満小計	
用途地域	2979	537	984	665	6	2,186	6	2,192
	構成比(%)	18.0%	33.0%	22.3%	0.2%	73.4%	0.2%	73.6%
居住誘導区域	2530	535	914	444	1	1,893	1	1,894
	構成比(%)	21.1%	36.1%	17.5%	0.1%	74.8%	0.1%	74.9%
都市機能誘導区域	1111	273	410	24	-	707	-	707
	構成比(%)	24.6%	36.9%	2.2%	-	63.6%	-	63.6%

〔浸水深と人的被害のリスク〕



(資料：綾町防災マップ)

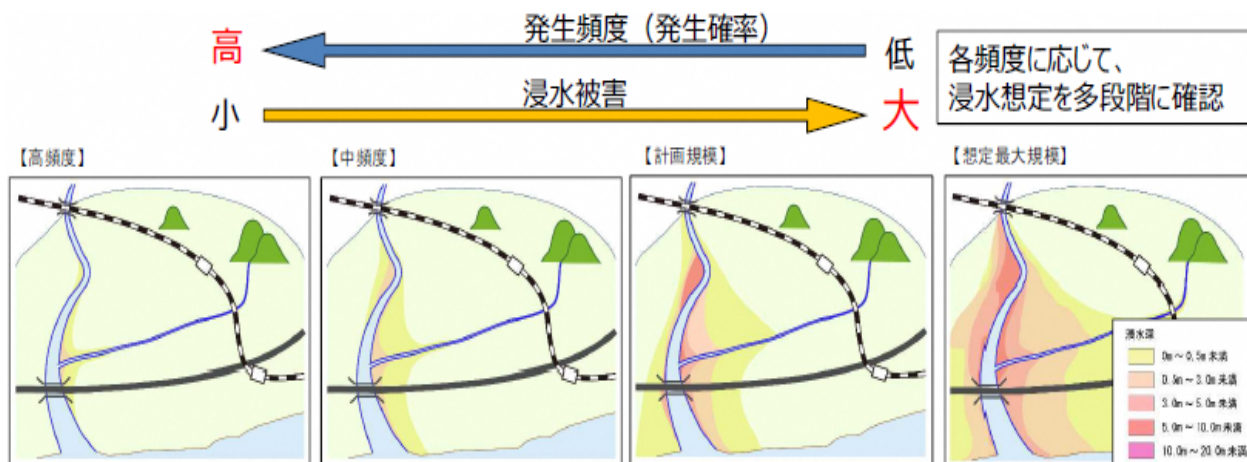
〔参考：2次避難所と要配慮者の5分避難圏域〕



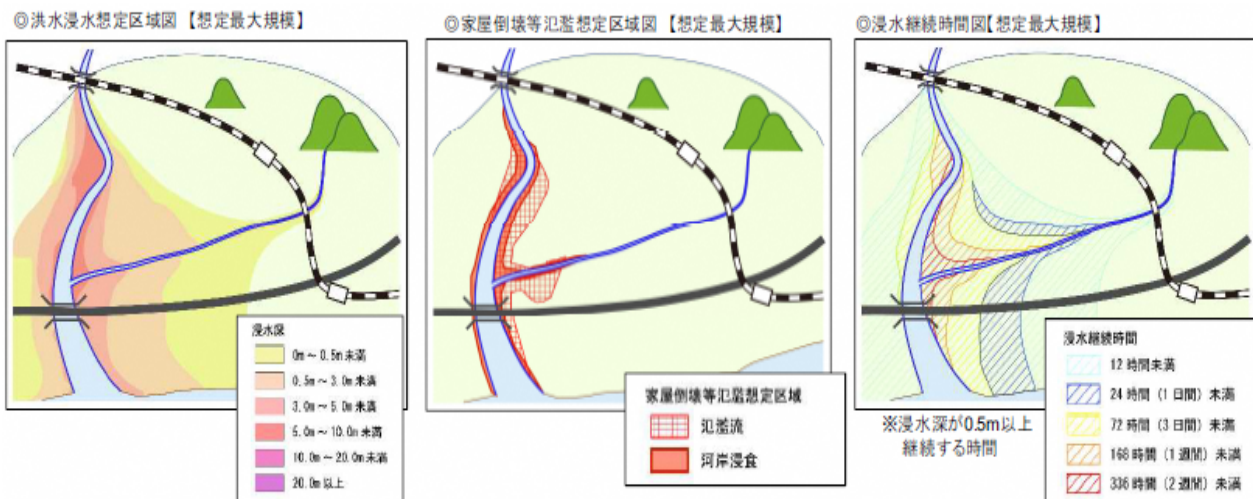
○2次避難所（綾小学校・綾中学校・綾町体育館・綾町武道館・綾町中央公民館・綾町高齢者研修センター・綾てるはドーム）に対する要支援者の避難活動5分圏（徒歩300m：1m/秒を仮定）では、比較的コンパクトな市街地により、まちなか及び周辺市街地が圏域に含まれるものと推定されます。

○居住誘導区域の東部や北部、西部の一部地域において、徒歩5分を上回る避難行動が生じることが推定されます。

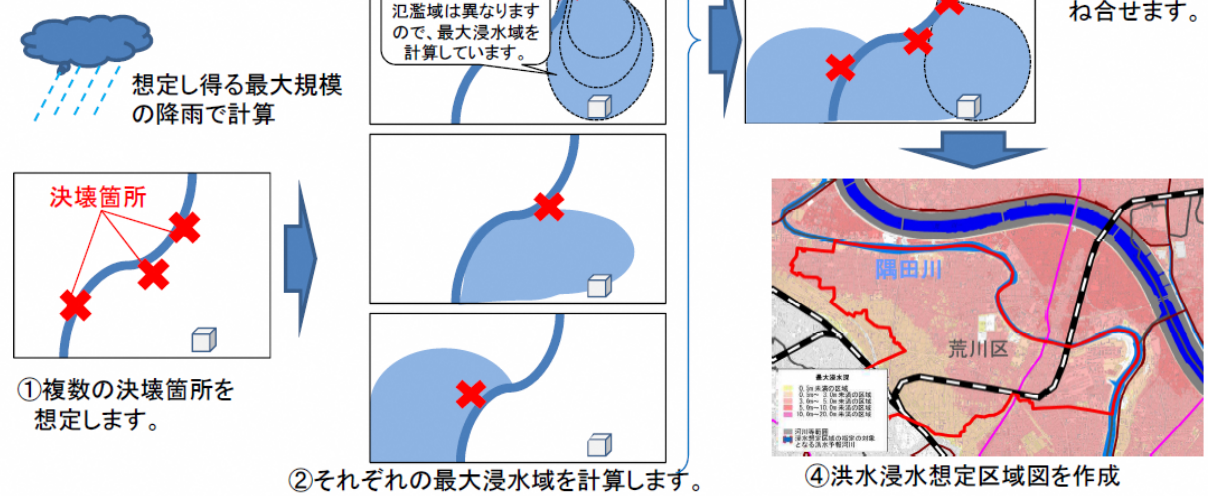
《参考：想定最大規模と計画規模について》



※想定最大規模・・・現時点の技術により、当該地域において想定される最大の降雨の規模  
 計画規模・・・・・・当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨の規模



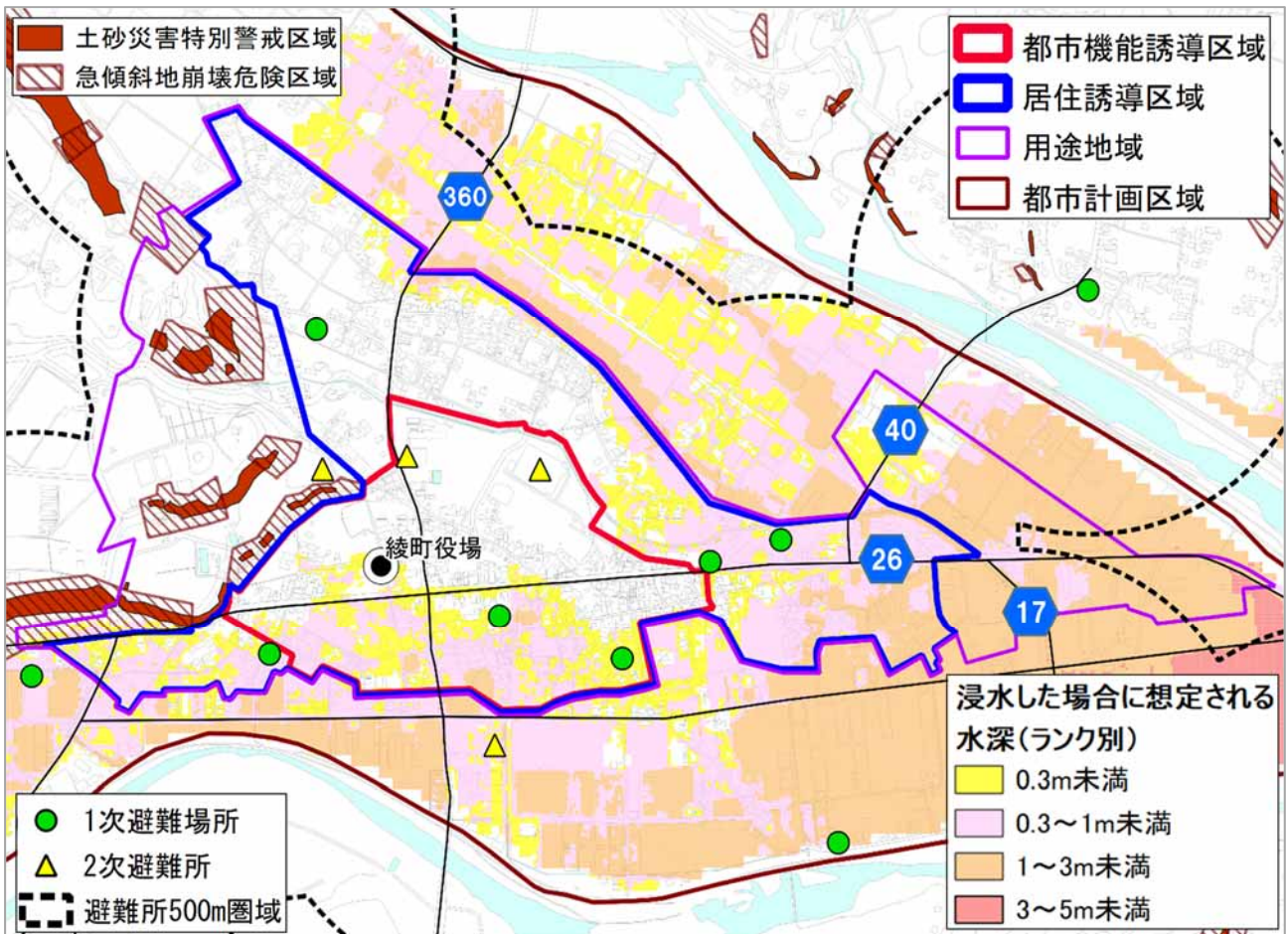
洪水浸水想定区域図の作成手順



(出典：立地適正化計画の作成手引き)

## (2) 浸水想定区域（計画規模）

計画規模による浸水想定区域では、最大想定規模に比べ、総じて浸水面積は小さく、浸水深も低くなっています。



注：計画規模による浸水想定区域は、公表時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 $1/150$ （毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が $1/150$ （ $0.7\%$ ））の降雨に伴う洪水により大淀川、本庄川、深年川、綾北川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
（資料：宮崎河川国道事務所）

図 浸水想定区域（計画規模）

《災害リスクの状況（計画規模による浸水想定）》

想定浸水区域 (計画規模)	都市機能誘導地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道 26 号宮崎須木線の南側において、都市機能誘導区域の約 40% (15.1ha) の区域に浸水が想定されています。</li> <li>・浸水深は、おおむね 1m 未満が想定されています。</li> </ul>
	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域の東部及び南部の約 41% (38.7ha) の区域に浸水が想定されています。</li> <li>〔北部地域〕</li> <li>・農地等の低地部の一部で 1m 未満の浸水が想定されています。</li> <li>〔西部地域〕</li> <li>・県道 26 号宮崎須木線の南側において 1m 未満の浸水が想定されています。</li> <li>〔東部地域〕</li> <li>・県道 26 号宮崎須木線の南側において 1～3m 未満の浸水が想定され、周辺で 1m 未満の浸水が想定されています。</li> </ul>

【浸水面積】

区域	区域面積 (ha)	浸水想定区域(計画規模)						
		0.3m 未満	0.3～1m 未満	1～3m 未満	3m以上	3m未満 小計	3～5未満 小計	合計
用途地域	131	13.5	23.7	10.7	0.01	47.9	0.01	47.91
	構成比(%)	10.3%	18.1%	8.2%	0.0%	36.6%	0.0%	36.6%
居住誘導区域	93.7	12.4	21	5.3	-	38.7	-	38.7
	構成比(%)	13.2%	22.4%	5.7%	-	41.3%	-	41.3%
都市機能誘導区域	37.8	6.9	7.6	0.6	-	15.1	-	15.1
	構成比(%)	18.3%	20.1%	1.6%	-	39.9%	-	39.9%

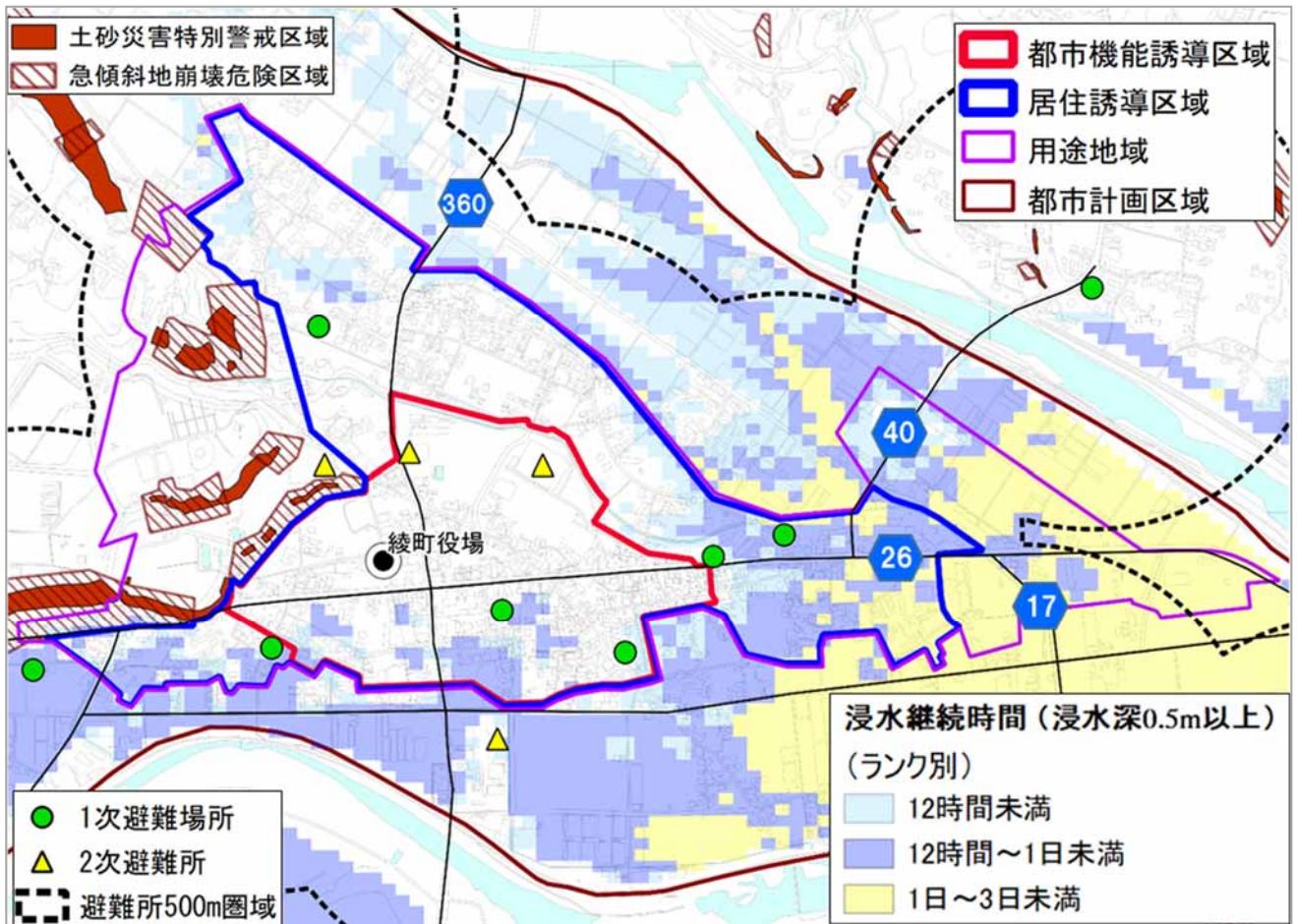
【浸水人口】

区域	区域人口 (人)	浸水想定区域(計画規模)						
		0.3m 未満	0.3～1m 未満	1～3m 未満	3m以上	3m未満 小計	3～5未満 小計	合計
用途地域	2979	467	741	314	-	1522	6	1522
	構成比(%)	15.7%	24.9%	10.5%	-	51%	-	51%
居住誘導区域	2530	438	666	155	-	1259	1	1259
	構成比(%)	14.7%	22.4%	5.2%	-	42.3%	-	42.3%
都市機能誘導区域	1111	266	262	19	-	547	-	547
	構成比(%)	8.9%	8.8%	0.6%	-	18.4%	-	18.4%



### (3) 浸水継続時間（想定最大規模）

想定最大規模による浸水継続時間は、居住誘導区域の南側（県道 26 号宮崎須木線沿線）及び北側の一部において、おおむね1日未満の浸水継続が想定されています。



注：浸水継続時間は、公表時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により大淀川、本庄川、深年川、綾北川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
（資料：宮崎河川国道事務所）

図 浸水継続時間（最大想定規模）

《災害リスクの状況（最大想定規模による浸水継続時間）》

想定浸水区域 (計画規模)	都市機能誘導地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道 26 号宮崎須木線の南側の一部において、都市機能誘導区域の約 4% (5.0ha) の区域に 1 日未満の浸水継続が想定されています。</li> </ul>
	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域の東部及び南部を中心に、約 22% (28.7ha) の区域に 1 日未満の浸水継続が想定されています。</li> <li>〔北部地域〕</li> <li>・農地等の低地部の一部で 1 日未満の浸水継続が想定されています。</li> <li>〔西部地域〕</li> <li>・県道 26 号宮崎須木線の南側において 1 日未満の浸水継続が想定されています。</li> <li>〔東部地域〕</li> <li>・県道 26 号宮崎須木線の周辺において 1 日未満の浸水継続が想定され、南側の一部では 3 日未満の浸水継続が想定されています。</li> </ul>

【浸水継続時間別面積】

区域	区域面積 (ha)	浸水想定区域(浸水継続時間)			
		12時間未 満	12時間～ 1日	1日～3日 未満	合計
用途地域	131	11.5	19.7	15.6	46.8
	構成比(%)	8.8%	15.0%	11.9%	35.7%
居住誘導区域	93.7	9.2	15.5	4.0	28.7
	構成比(%)	7.0%	11.8%	3.1%	21.9%
都市機能誘導区域	37.8	1.7	3.3	-	5.0
	構成比(%)	1.3%	2.5%	-	3.8%

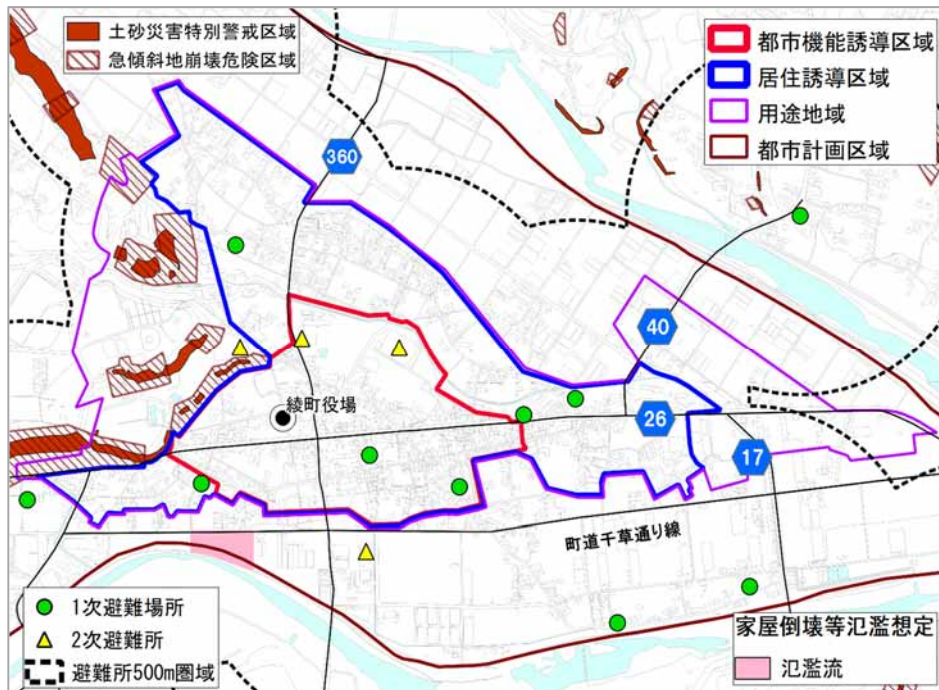
【浸水継続時間別人口】

区域	区域人口 (人)	浸水想定区域(浸水継続時間)			
		12時間未 満	12時間～ 1日	1日～3日 未満	合計
用途地域	2979	456	859	386	1701
	構成比(%)	15.3%	28.8%	13.0%	57.1%
居住誘導区域	2530	409	725	189	1323
	構成比(%)	13.7%	24.3%	6.3%	44.4%
都市機能誘導区域	1111	106	317	-	423
	構成比(%)	3.6%	10.6%	-	14.2%

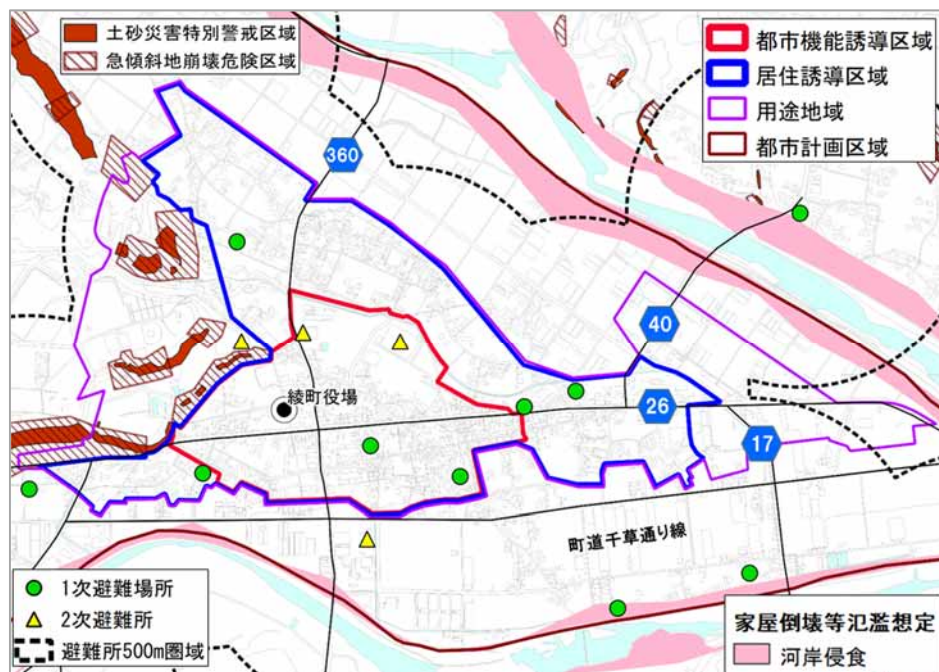
#### (4) 家屋倒壊等氾濫想定区域〔氾濫流・河岸侵食〕(想定最大規模)

想定最大規模による家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流では綾南川の一部(町道千草通り線以南)に、河岸侵食では、綾北川及び綾南川の沿岸に想定されていますが、いずれも居住誘導区域外となっています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】



【家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)】



注：家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川、八重川、高崎川、庄内川、沖水川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により大淀川、本庄川、深年川、綾北川、八重川、高崎川、庄内川、沖水川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
(資料：宮崎河川国道事務所)

## 2 防災・減災に向けた課題

居住誘導区域では、想定最大規模の降雨量で約 69%の区域において浸水が想定されています（浸水深おおむね 1m未満、区域東部の一部で 3m未満）。浸水地域の浸水継続時間は、おおむね 1日未満が想定されています（区域東部の一部で 3日未満）。

計画規模では、想定最大規模に比べ、浸水面積は小さく、浸水深が低くなることが想定されています。

なお、土砂災害に対しては、急傾斜地崩壊危険区域等は居住誘導区域から除外していますが、居住誘導区域の縁辺部に指定されている地区も見られます。

防災・減災に向けたエリア別の課題を以下に整理します。

### 《防災・減災に向けた地区別リスク・課題》

#### 北部エリア

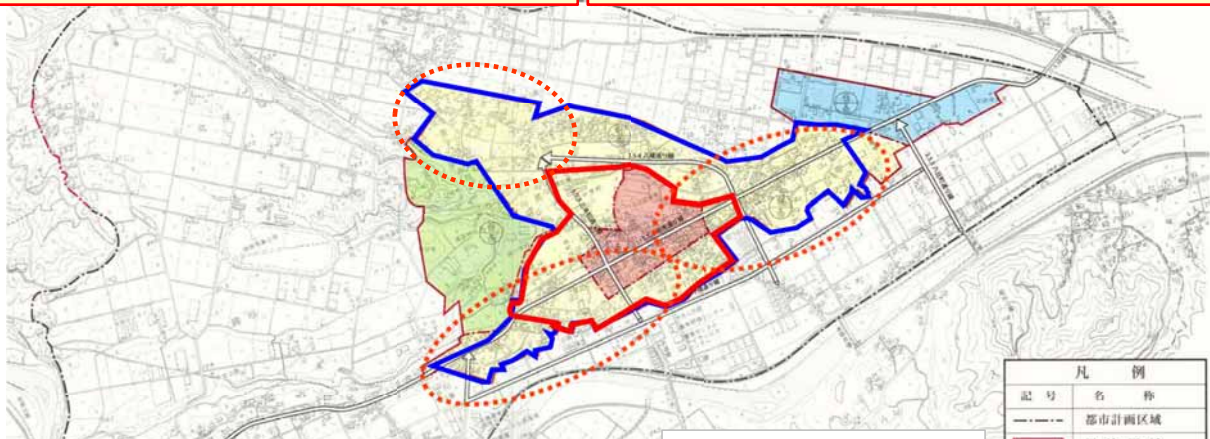
##### 《災害リスク》

- 大淀川水系の洪水による浸水のおそれ
  - ・想定最大規模では浸水深 1m 未満、浸水継続時間 12 時間未満
  - ・計画規模では一部の居住誘導区域で 0.3m未満の浸水想定
- 居住誘導区域縁辺部の急傾斜地での土砂災害のおそれ
- 公民館等のインフラ施設の機能低下のおそれ

#### 東部エリア

##### 《災害リスク》

- 大淀川水系の洪水による浸水のおそれ
  - ・想定最大規模では浸水深 3m 未満、浸水継続時間 1日未満（県道 26 号宮崎須木線以南の一部 3日未満）
  - ・計画規模では多くの居住誘導区域で 1m 未満の浸水想定（一部 3m 未満の浸水）
- 輸送幹線道路や公民館等のインフラ施設の機能低下のおそれ



#### 西部エリア

##### 《災害リスク》

- 大淀川水系の洪水による浸水のおそれ
  - ・想定最大規模、計画規模ともに浸水深 1m 未満、浸水継続時間 1日未満
- 居住誘導区域縁辺部の急傾斜地や輸送幹線道路での土砂災害のおそれ
- 公民館等のインフラ施設の機能低下のおそれ

都市機能誘導区域

居住誘導区域

用途地域

都市計画区域

凡 例	
記号	名 称
---	都市計画区域
■	用途地域
■	近隣商業地域
■	第1種住居地域
■	工業地域
○	容積率
○	建ぺい率

#### 各エリア共通項目

- 大淀川水系（綾北川・綾南川）の浸水想定区域における早期避難に向けた意識の向上や体制の整備
- 道路・橋りょう、上水道及び浄化槽などの機能低下に対する緊急支援や復旧体制の整備
- 医療・福祉などの都市機能低下及び 1 次避難場所である公民館の機能低下への代替機能の確保
- 輸送幹線道路や避難路等の利用困難時における一時避難場所の確保及び早期避難誘導への対応
- 利便性が高く効率的な運用が行える避難所施設等の在り方対策

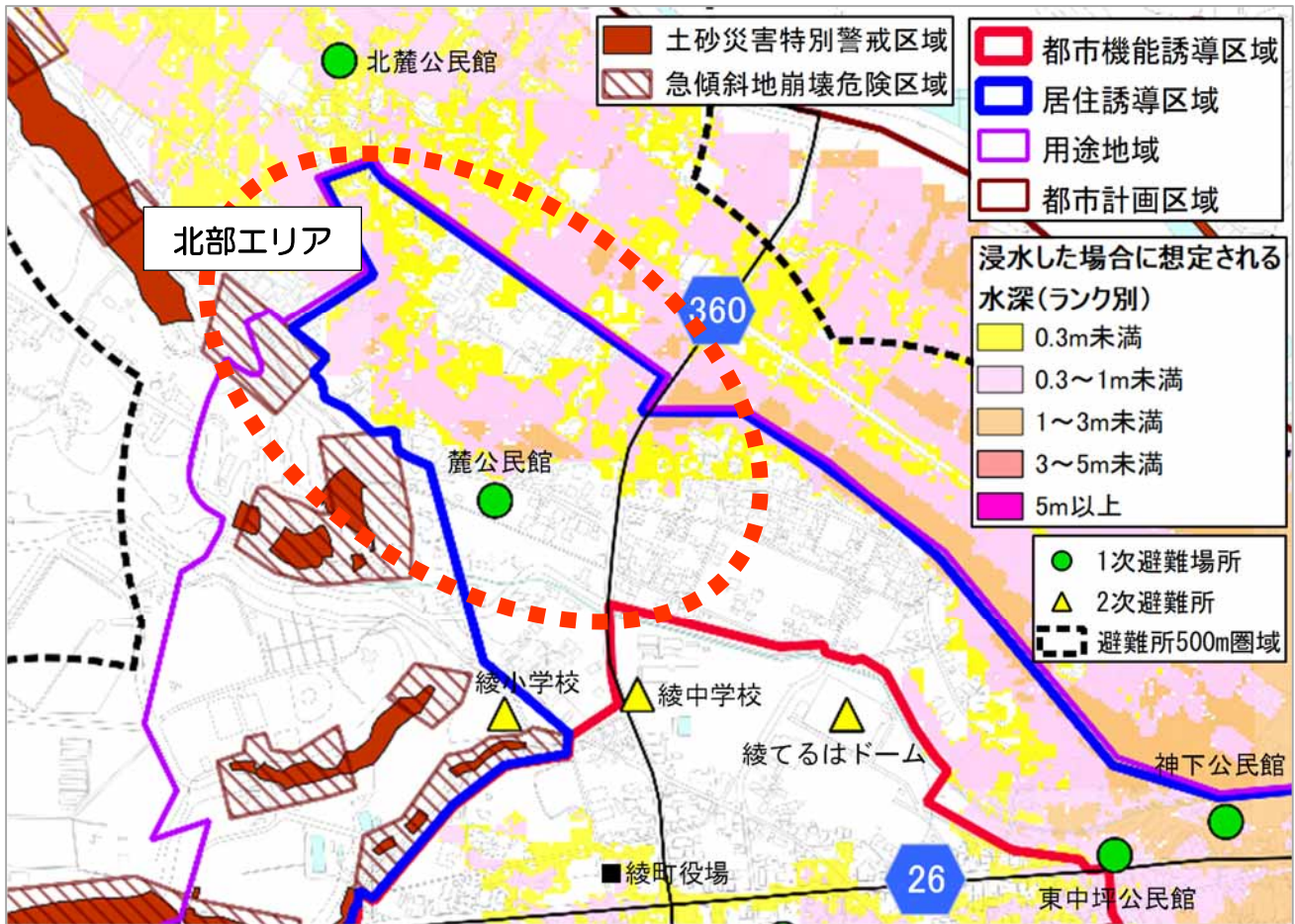
図 居住誘導区域における防災・減災の課題

〔東部エリア〕



<p>浸水想定区域 (避難所との関係)</p>	<p>○浸水区域は、県道 26 号宮崎須木線の沿線地域に広がり、浸水深 3m 未満が想定されています。                  ○最寄りの避難場所は、公民館（1次避難所）であり、中層建築物である町営住宅への一時避難など、要配慮者への対応が求められます。                  ○台風による大雨が重なると河川水位が大きく上昇する環境にあり、近年の風水害の激甚化、頻発化を踏まえ、洪水対策を進めていく必要があります。</p>
<p>浸水時間 (備蓄や復旧との関係)</p>	<p>○浸水継続時間は 1 日未満（県道 26 号宮崎須木線南側の一部農地で 3 日未満）であり、住宅建築物などの比較的早期復旧が可能であると推測されます。                  ○浸水継続時間に、輸送幹線道路の通行が困難となることを見込まれるため、避難行動に対する備蓄等の備えを整えておくことが求められます。</p>
<p>都市機能の低下 (生活サービスや交通機能との関係)</p>	<p>○公民館（1次避難所）が浸水区域に含まれており、2次避難所への早期避難や代替避難場所の確保に向けた対応が求められます。                  ○輸送幹線道路の通行が困難となることを見込まれるため、早期避難への対応とともに、早期復旧に向けた対応が必要となります。</p>
<p>複合災害 (複合災害との関係)</p>	<p>○東部地区では、土砂災害に係る急傾斜地崩壊危険区域はなく、浸水に対する災害や減災への対応を中心とした対策を図っていく必要があります。</p>

〔北部エリア〕



<p>浸水想定区域 (避難所との関係)</p>	<p>○浸水区域は、県道 360 号田代八重綾線の沿線低地部において、浸水深 1m 未満が想定されています。</p> <p>○最寄りの避難場所は、公民館（1次避難所）であり、2次避難所である綾中学校への早期避難など、要配慮者への対応が求められます。</p> <p>○計画規模による浸水はほとんど想定されないものの、近年の風水害の激甚化、頻発化を踏まえ、洪水対策を進めていく必要があります。</p>
<p>浸水時間 (備蓄や復旧との関係)</p>	<p>○浸水継続時間は一部でおおむね 12 時間未満であり、住宅建築物などの比較的早期復旧が可能であると推測されます。</p> <p>○浸水継続時間に、輸送幹線道路の通行が困難となることは見込まれないため、確実な避難行動に対する備えを整えておくことが求められます。</p>
<p>都市機能の低下 (生活サービスや交通機能との関係)</p>	<p>○公民館（1次避難所）は浸水区域外となっていますが、収容人数に限りがあり、2次避難所への早期避難や代替避難場所の確保に向けた対応が求められます。</p>
<p>複合災害 (複合災害との関係)</p>	<p>○北部地区では、一部に土砂災害に係る急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域の縁辺に位置しており、浸水とともに土砂災害に対する災害や減災への対応を図っていく必要があります。</p>

〔西部エリア〕



<p>浸水想定区域 (避難所との関係)</p>	<p>○浸水区域は、県道 26 号宮崎須木線の南側において、おおむね浸水深 1m 未満が想定されています。</p> <p>○最寄りの避難場所は、公民館（1次避難所）であり、2次避難所である綾小学校への早期避難など、要配慮者への対応が求められます。</p> <p>○計画規模においては浸水深が低くなるものの、近年の風水害の激甚化、頻発化を踏まえ、洪水対策を進めていく必要があります。</p>
<p>浸水時間 (備蓄や復旧との関係)</p>	<p>○浸水継続時間は、居住誘導区域南側の一部で、おおむね 1 日未満であり、住宅建築物などの比較的早期復旧が可能であると推測されます。</p> <p>○浸水継続時間に、輸送幹線道路の通行が困難となることも見込まれるため、高台などへの一時避難に対する対応とともに、避難行動に対する備蓄等の備えを整えておくことが求められます。</p>
<p>都市機能の低下 (生活サービスや交通機能との関係)</p>	<p>○浸水想定区域内に公民館（1次避難所）が含まれており、2次避難所や高台への早期避難に向けた対応が求められます。</p> <p>○輸送幹線道路の通行が困難となることを見込まれるため、早期避難への対応とともに、早期復旧に向けた対応が必要となります。</p>
<p>複合災害 (複合災害との関係)</p>	<p>○西部地区では、県道 26 号宮崎須木線沿いに土砂災害に係る急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域の北側に位置しており、浸水とともに土砂災害に対する災害や減災への対応を図っていく必要があります。</p>

## 7-3 防災・減災まちづくりの取組方針

### 1 防災・減災まちづくりの基本方針

本町が抱える防災上の課題を踏まえ、洪水による浸水被害を中心とし、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等の防災に関する計画と整合、連携を図りながら、下記の目標の実現に向けた取組を総合的に推進していくことにより、防災・減災対策に取り組みます。

#### 【防災指針の目標】(綾町国土強靱化地域計画より)

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- ① 町民の生命の保護が最大限図られる
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 防災・減災まちづくりの取組方針

居住誘導区域の防災・減災に向けたまちづくりでは、避難関連施設の維持・管理や河床掘削等のハード対策、防災マップの周知による防災意識の向上を図り、災害リスクの軽減を行います。



## 《防災・減災に向けた取組方針》

### 北部エリア

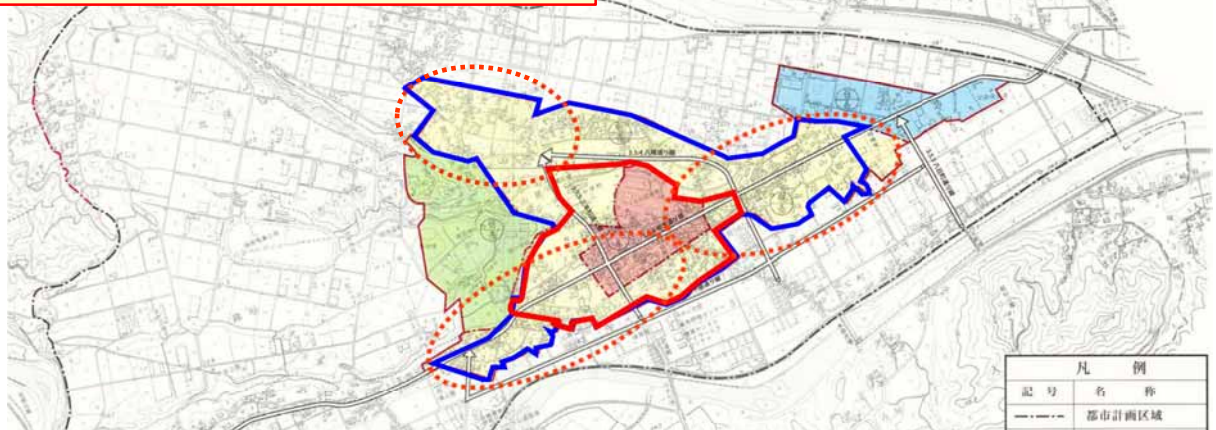
#### 《取組方針》

- 大淀川水系の洪水：**リスク軽減**
- ・綾北川の管理機関と連携した治水対策や適切な雨水処理対策等の推進
- ・防災マップの周知による町民意識の向上と避難時間の短縮
- 急傾斜地での土砂災害：**リスク軽減**
- ・斜面法面対策等の推進
- ・防災マップによる災害及び避難周知と町民意識の向上

### 東部エリア

#### 《取組方針》

- 大淀川水系の洪水による浸水のおそれ：**リスク軽減**
- ・綾北川及び綾南川の管理機関と連携した治水対策や適切な雨水処理対策等の推進
- ・防災マップの周知による町民意識の向上と避難時間の短縮
- ・インフラ施設や都市機能復旧に向けた事前計画の策定推進



### 西部エリア

#### 《取組方針》

- 大淀川水系の洪水による浸水のおそれ：**リスク軽減**
- ・綾南川の管理機関と連携した治水対策や適切な雨水処理対策等の推進
- ・防災マップの周知による町民意識の向上と避難時間の短縮
- ・インフラ施設や都市機能復旧に向けた事前計画の策定推進
- 急傾斜地での土砂災害：**リスク軽減**
- ・斜面法面対策等の推進
- ・防災マップによる災害及び避難周知と町民意識の向上

都市機能誘導区域

居住誘導区域

用途地域

都市計画区域

凡 例	
記号	名 称
---	都市計画区域
[Red Outline]	用途区域
[Green Outline]	近隣商業地域
[Yellow Outline]	第1種住居地域
[Blue Outline]	工業地域
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">           容積率            建ぺい率         </div>	

### 各エリア共通項目

- 災害規模に応じた安全で速やかな避難を行うための雨水対策を含めた施設整備等の推進
- 防災行政無線などの正確な避難行動指示が行える情報伝達手段の多重化
- 大規模災害発生時での迅速な土砂撤去及びインフラ資産・都市機能の回復
- 平時からの災害に対する復興計画及び避難訓練などの推進
- 浸水被害等を考慮した被災住民の居住施設の確保

図 居住誘導区域における防災・減災の取組方針

### 〔東部エリアでの取組方針〕

東部エリアは、中心市街地の東側に位置し、県道 26 号宮崎須木線の沿線において商業機能や居住機能などの都市機能が形成されている地区です。

豪雨時に綾北川及び綾南川の浸水の恐れが想定され、想定最大規模では、他の居住誘導区域内の地区に比べ浸水深が大きく、浸水継続時間が長く続くことに加えて、一部の避難所が浸水区域に含まれることが見込まれています。また、2次避難場所等までの移動に時間を要することが見込まれ、浸水発生後の被災リスクに対し、早期の避難実施の必要性が高くなっています。

このため、要配慮者利用施設や要配慮者に対する避難確保計画の策定とともに、避難施設における避難・救護・備蓄機能の充実、避難所への適正誘導、避難所以外の垂直避難が可能な施設の活用など、徹底した避難行動や大規模浸水を想定した早期復旧・復興計画行動を準備する必要があります。

また、輸送幹線道路の冠水が見込まれることから、被災時の救急・救護活動や復旧・復興事業などの実施を含め、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等を踏まえた自治公民館を中心とした自主防災組織の強化やマイハザードマップ等の策定、関係機関と連携した減災対策や治水対策などの取組を推進します。

### 〔北部エリアでの取組方針〕

北部エリアは、県道 360 号田代八重綾線の市街地と後背の農地が介在する集落地により形成されている地区です。

一部の農地が介在する集落地において、他の誘導区域内の地区に比べ浸水の程度は低いものの、豪雨時に綾北川の浸水の恐れが想定されます。

また、居住誘導区域外の西側斜面に急傾斜地崩壊危険区域が指定され、豪雨時等の浸水と土砂災害とが複合した災害リスクが想定されます。

このため、要配慮者利用施設や要配慮者に対する避難確保計画の策定、一時避難施設の確保や避難所への適正誘導など、徹底した避難行動や大規模浸水を想定した早期復旧・復興計画行動の準備とともに、被災時の救急・救護活動や復旧・復興事業などの実施を含め、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等を踏まえた自治公民館を中心とした自主防災組織の強化やマイハザードマップ等の策定、関係機関と連携した減災対策や治水対策などの取組を推進します。

### 〔西部エリアでの取組方針〕

西部エリアは、中心市街地の西部に位置し、県道 26 号宮崎須木線と県道 357 号田の平綾線の交差部に形成される住宅系市街地です。

浸水の程度は比較的低いものの、避難所の浸水が見込まれるとともに、県道 26 号宮崎須木線の北側斜面に急傾斜地崩壊危険区域が指定され、豪雨時等の浸水と土砂災害とが複合した災害リスクが想定されます。

このため、一時避難施設の確保や2次避難所への適正誘導など、徹底した避難行動や大規模浸水を想定した早期復旧・復興計画行動を準備する必要があります。

また、輸送幹線道路の冠水や土砂災害が見込まれることから、被災時の救急・救護活動や復旧・復興事業などの実施を含め、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等を踏まえた自治公民館を中心とした自主防災組織の強化やマイハザードマップ等の策定、関係機関と連携した減災対策や治水対策などの取組を推進します。

## 7-4 防災・減災まちづくりによる取組内容

本町は、大淀川水系の綾北川と綾南川の合流部にコンパクトな市街地が形成され、周辺の農地や北部の森林資源など豊かな自然環境が調和した都市構造になっています。

豊かな恵みと癒しをもたらす自然は、時には大きな災害を引き起こします。

本町の居住誘導区域では、豪雨時に伴う浸水リスクが基本となりますが、治水対策は、多額の費用と長期的な取組及び関係機関や流域市町村との連携も必要となります。

そのため、本町では、被害の最小化や迅速な避難、復旧・復興に向けて、綾町国土強靱化地域計画や綾町地域防災計画等の防災に関する計画と整合を図りつつ、国の大淀川水系流域治水プロジェクトや県の総合治水対策等、関係機関と連携を強化しながら、各種の取組を次のとおり進めていきます。

表 防災まちづくりによる取り組み内容

区分	リスク対策	取組内容	実施主体	展開スケジュール		
				短期	中期	長期
避難関連施設の維持・管理	低減	指定避難所である学校・公民館等の整備	町	→	→	→
		防災資機材（発電機等）の整備	町	→	→	→
		水位監視カメラ・水位計等による監視	国・県	→	→	→
		多様な避難対象者の要望に対応できる避難所の新設・統廃合の検討	町	→	→	→
都市基盤・公共施設の整備・維持管理	低減	国土強靱化地域計画や地域防災計画、国の大淀川水系流域治水プロジェクトや県の総合治水対策等に基づく治水対策の推進	国・県	→	→	→
		綾南川、綾北川の河床掘削、堤防治いの環境整備	国	→	→	→
		備蓄倉庫及び備蓄物の整備	町	→	→	→
		オープンスペースの避難地・防災活動の拠点となる防災公園・避難路・緊急輸送路の整備の推進	町・県	→	→	→
		防災や福祉の観点から、中心市街地における無電柱化の推進	町・県	→	→	→
		雨水被害等による住民の不安を解消するため排水機場の整備	国・県	→	→	→
防災教育・訓練の実施	低減	学校等における防災教育・訓練の推進	町	→	→	→
		自治公民館を中心とした自主防災組織の強化や避難拠点施設としての機能強化	町	→	→	→
		消防団の各部相互の協力体制の強化	町	→	→	→
		防災意識の啓発のため、住民等の参加による各種の防災訓練や防災出前講座の実施	町・県	→	→	→
		避難行動要配慮者避難支援体制の確立	町	→	→	→
災害ハザードに関する周知・回避	低減	防災マップ等を活用した防災意識の啓発	町	→	→	→
		災害時の情報通信機能を確保するため、防災行政無線に加え、メールやSNSの活用等による情報伝達の多重化の推進	町	→	→	→
		自宅周辺に特化したマイハザードマップ作成取組の推進	町	→	→	→
その他	低減	災害時を想定した町業務継続計画及び事前の震災復興計画の作成の検討	町	→	→	→

注) 短期：おおむね5年、中期：おおむね10年、長期：おおむね20年

## 第8章 計画の進捗評価

### 8-1 評価指標及び目標値の設定

#### 1 目標値設定の考え方

国が示す都市計画運用指針では、立地適正化計画の必要性や妥当性について、「あらかじめ住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する視点からも、計画策定にあたっては、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、計画の遂行により実現しようとする目標値を設定することが望ましい」とされています。

また、評価にあたっては「おおむね5年ごとに施策の進捗状況や計画の妥当性等を評価しながら推進することが望ましい」とされています。

上記を踏まえ、本計画の方針とまちづくりの目標に基づいた定量的な目標値を設定したうえで、定期的な評価と計画内容の見直しを行いながら、持続可能な都市の構築に取り組んでいきます。

#### 2 評価指標及び目標値の設定

本計画のまちづくりの目標や上位計画や関連計画との整合を図ったうえで、評価指標と目標値を次のとおり設定します。

表 評価指標と目標値

	評価指標	現状値	中間値 (2030年)	目標値 (2040年)	備考
拠点性及び 地域連携に 係る目標	居住誘導区域内の 人口密度	26.6人/ha (2020年)	26.2人/ha	24.5人/ha	居住誘導区域の面積 (93.7ha)と国立社 会法人・人口問題研究 所による人口推計から 人口減少を5%抑制し て設定
	スポーツ施設利用者	121,777人 (2019年)	125,000人	125,000人	第八次綾町総合長期計 画を参考に設定
	広域公共交通網の構築 路線バスの本数 (平日)	32本 (2021年)	40本	40本	第2期綾町まち・ひ と・しごと創生総合戦 略を参考に設定
	町が関与した移住世帯数 (累計)	35世帯 (2021年)	50世帯	50世帯	第2期綾町まち・ひ と・しごと創生総合戦 略を参考に設定
	中心市街地の空き店舗関 連事業を活用した出店数 (累計)	16店舗 (2021年)	20店舗	30店舗	第2期綾町まち・ひ と・しごと創生総合戦 略を参考に設定

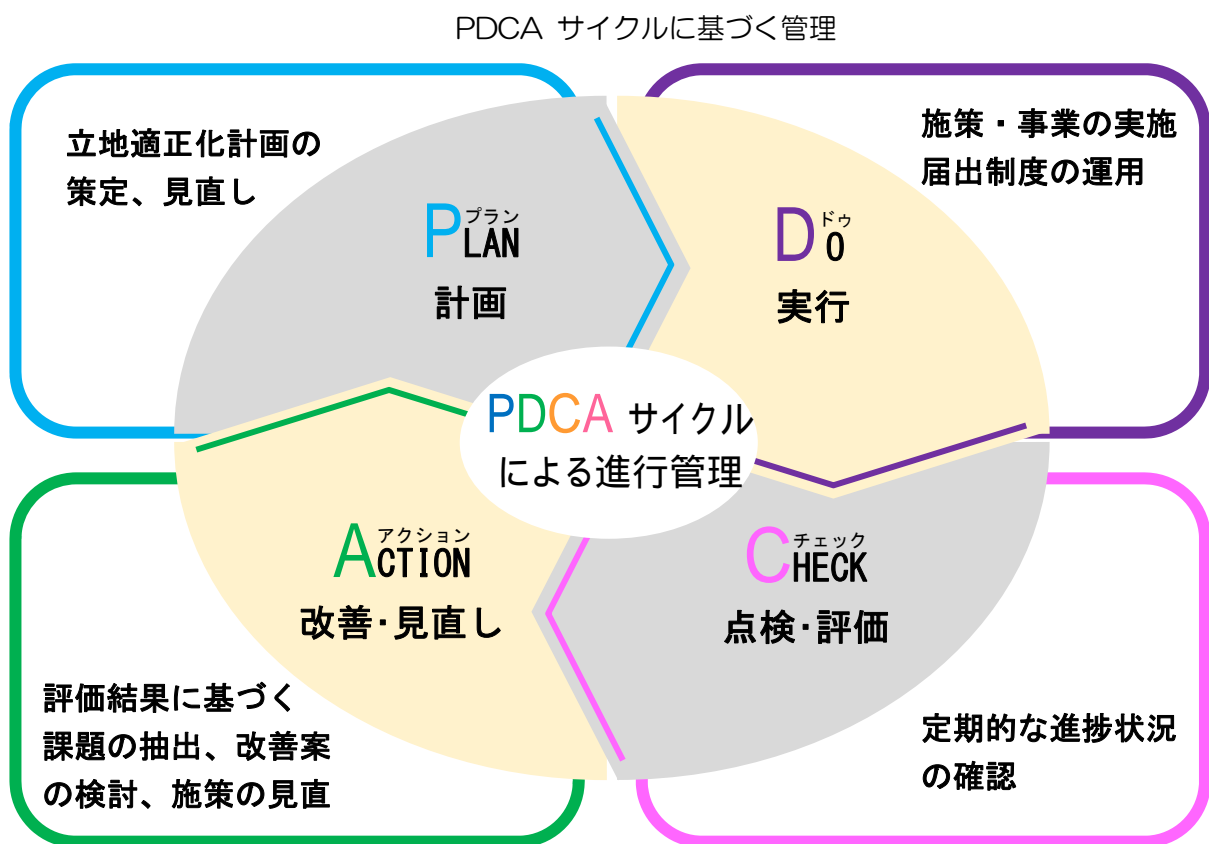
評価指標		現状値	中間値 (2030年)	目標値 (2040年)	備考
安全性に係る目標	綾町消防団員の確保	199人 (2021年)	210人	同水準維持	第8次綾町総合長期計画を参考に設定
	防災無線メールシステムの利用者数	213人 (2021年)	1,750人	3,250人	第8次綾町総合長期計画を参考に設定
	自主防災組織の結成率	100% (2021年)	100%	100%	第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略を参考に設定
	防災士資格取得者数 (累計)	103人 (2021年)	200人	300人	第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略を参考に設定

## 8-2 計画の進捗評価

本計画は中長期的なスケジュールで進めていく必要があり、この間、様々な社会情勢の変化が想定されます。そのため、都市再生特別措置法第84条では、おおむね5年毎に施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとされています。

このため、本計画の進捗評価にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切な評価・見直しによる継続的な改善を図るものとし、計画策定（Plan）後、届出制度をはじめとする各種誘導施策を進め（Do）、おおむね5年を目安に計画の進捗状況や目標の達成状況を検証・評価（Check）し、評価結果を踏まえた計画の見直し（Action）に取り組みます。

なお、誘導施設や誘導施策については、町の施策の熟度や民間事業者の動向にあわせ、追加・変更が必要と判断した場合は、適宜、計画の見直しを実施するものとします。



綾町立地適正化計画

発行 令和5年6月

発行者 綾町 / 編集 建設課 建設係

〒880-1392 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 515 番地

TEL : 0985-77-3467